

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年10月3日
【事業年度】	第16期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）
【会社名】	SBIホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 北尾 吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229 - 0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 森田 俊平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229 - 0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 森田 俊平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は過年度の決算を見直す中で、一部の有価証券に係る公正価値評価および連結範囲の決定について、より合理的と思われる処理が判明したため、監査人と協議した結果、2013年3月期決算等を自主的に訂正することを決定いたしました。

これらの決算訂正により、当社が2014年6月30日に提出いたしました第16期（自2013年4月1日至2014年3月31日）に係る有価証券報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

また、XBRLの修正も行いましたので併せて修正後のXBRL形式データ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 業績

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

2 当期の経営成績の分析

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結損益計算書

連結包括利益計算書

連結持分変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第14期	第15期	第16期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月
営業収益 (百万円)	174,879	154,285	232,822
営業利益 (百万円)	14,990	17,386	42,224
親会社の所有者に帰属する当期利益(は損失) (百万円)	312	3,817	21,439
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	2,179	11,454	32,337
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	295,908	303,299	325,631
総資産額 (百万円)	1,654,759	2,494,387	2,875,304
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,344.47	1,401.39	1,504.19
基本的1株当たり当期利益(は損失)(親会社の所有者に帰属) (円)	1.42	17.58	99.04
希薄化後1株当たり当期利益(は損失)(親会社の所有者に帰属) (円)	1.42	17.58	96.85
親会社所有者帰属持分比率 (%)	17.9	12.2	11.3
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	0.1	1.3	6.8
株価収益率 (倍)	-	47.27	12.56
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,179	36,984	29,401
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16,004	19,060	16,811
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,514	25,699	92,538
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	159,833	133,362	276,221
従業員数 (人)	-	5,007	5,352

(注) 1. 第15期より国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割後の株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)」及び「希薄化後1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)」を算定しております。

4. 第14期の株価収益率については、基本的1株当たり当期損失(親会社の所有者に帰属)であるため記載しておりません。

5. 本報告書においては、当連結会計年度を「当期」、前連結会計年度を「前期」と記載しております。

回次	日本基準			
	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月
売上高 (百万円)	124,541	141,081	<u>142,443</u>	<u>117,562</u>
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	1,112	3,525	<u>2,225</u>	<u>17,659</u>
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	2,350	4,534	<u>2,511</u>	<u>9,133</u>
包括利益 (百万円)	-	6,471	<u>1,479</u>	<u>4,407</u>
純資産額 (百万円)	428,615	456,982	<u>467,964</u>	468,346
総資産額 (百万円)	1,229,939	1,293,606	<u>1,663,005</u>	1,981,881
1株当たり純資産額 (円)	21,424.02	19,610.64	<u>1,846.13</u>	1,861.69
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	140.30	236.09	<u>11.43</u>	<u>42.08</u>
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	116.84	225.74	<u>10.93</u>	-
自己資本比率 (%)	29.2	30.2	<u>24.4</u>	20.3
自己資本利益率 (%)	0.7	1.2	<u>0.6</u>	<u>2.3</u>
株価収益率 (倍)	131.50	44.35	<u>68.36</u>	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	53,134	742	<u>6,947</u>	47,326
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	15,563	16,642	<u>22,741</u>	15,402
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	84,599	25,154	<u>29,380</u>	27,320
現金及び現金同等物の期末残 高 (百万円)	142,581	148,786	145,594	113,930
従業員数 (人)	3,048	3,397	3,149	-

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第14期及び第15期の「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき算定しております。
4. 第15期よりIFRSを適用しているため、第15期の日本基準による諸数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月
売上高 (百万円)	29,106	28,191	31,828	38,050	32,519
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,126	1,353	5,082	17,766	11,718
当期純利益 (百万円)	3,519	9,101	15,971	1,030	2,040
資本金 (百万円)	55,284	73,236	81,665	81,668	81,681
発行済株式総数 (株)	16,782,291	19,944,018	22,451,303	224,525,781	224,561,761
純資産額 (百万円)	281,972	319,755	361,084	358,827	360,872
総資産額 (百万円)	500,996	535,355	590,423	564,961	614,936
1株当たり純資産額 (円)	16,816.46	16,044.40	1,640.61	1,657.95	1,666.98
1株当たり配当額 (円)	100	120	100	10	20
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	210.11	473.84	72.61	4.75	9.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	209.49	473.33	72.60	4.75	9.15
自己資本比率 (%)	56.3	59.7	61.2	63.5	58.7
自己資本利益率 (%)	1.2	3.0	4.7	0.3	0.6
株価収益率 (倍)	87.81	22.10	10.76	174.95	132.06
配当性向 (%)	47.6	25.3	13.8	210.5	212.3
従業員数 (人)	208	244	237	220	172

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期の「1株当たり配当額」には、創業10周年記念配当50円を含んでおります。

3. 第13期の「1株当たり配当額」には、香港証券取引所メインボード市場への上場記念配当20円を含んでおります。

4. 第14期及び第15期の「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき算定しております。

5. 従来、百万円未満を切り捨てて端数処理しておりましたが、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、IFRSを適用した第15期の比較対象となる第14期から百万円未満を四捨五入して記載しております。

2【沿革】

当社はベンチャー・キャピタル事業を行うために、ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社）の子会社として1999年7月に設立されました。その後、2005年3月に公募及び第三者割当増資の実施により、ソフトバンク株式会社の連結範囲から除かれ、また、2006年8月にソフトバンクグループとの資本関係が解消され、現在に至っております。

当社設立後の当企業グループの変遷は、以下のとおりであります。

年月	事項
1999年7月	ベンチャー・キャピタル事業を行うことを目的として、ソフトバンク・インベストメント株式会社（当社）を東京都千代田区に設立
1999年11月	株式交換により、ソフトバンクベンチャーズ株式会社、ソフトトレンドキャピタル株式会社他を完全子会社化
2000年12月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場
2001年4月	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社（現SBIアセットマネジメント株式会社）の株式を取得し、子会社化 エスピーアイ・キャピタル株式会社（現SBIキャピタル株式会社）を設立
2001年7月	本店所在地を東京都港区に変更
2002年2月	東京証券取引所市場第一部に上場
2002年11月	大阪証券取引所のナスダック・ジャパン市場から市場第一部に上場
2003年6月	イー・トレード株式会社と合併し、イー・トレード証券株式会社、ソフトバンク・フロンティア証券株式会社、イー・コモディティ株式会社（2005年11月SBIフューチャーズ株式会社に商号変更）他を子会社化
2003年10月	ワールド日栄証券株式会社の株式を取得し、子会社化
2004年2月	ワールド日栄証券株式会社とソフトバンク・フロンティア証券株式会社が合併し、ワールド日栄フロンティア証券株式会社に商号変更 ファイナンス・オール株式会社の株式を取得し、同社及び同社の子会社であるグッドローン株式会社（現SBIモーゲージ株式会社）、ウェブリース株式会社（現SBIリース株式会社）他を子会社化
2004年7月	モーニングスター株式会社の株式を取得し、子会社化
2005年7月	当社のファンド運営事業等を分割し、当社の連結子会社であるSBIベンチャーズ株式会社（旧ソフトバンクベンチャーズ株式会社）に承継し、同社の商号をソフトバンク・インベストメント株式会社（ ）に変更するとともに、当社の商号を現在の「SBIホールディングス株式会社」に変更 （ ）2006年10月にSBIインベストメント株式会社に商号変更
2005年8月	ワールド日栄フロンティア証券株式会社は、SBI証券株式会社に商号変更
2005年8月	SBIパートナーズ株式会社の株式を追加取得し、子会社化
2006年3月	SBIパートナーズ株式会社及びファイナンス・オール株式会社を吸収合併 株式交換により、SBI証券株式会社を完全子会社化
2006年5月	SBI損保設立準備株式会社（現SBI損害保険株式会社）を設立
2006年7月	イー・トレード証券株式会社は、SBIイー・トレード証券株式会社に商号変更
2006年11月	SBIジャパンネクスト証券準備株式会社（現SBIジャパンネクスト証券株式会社）を設立
2007年6月	SBI VEN HOLDINGS PTE.LTD. をシンガポールに設立
2007年9月	株式会社リビングコーポレーション（現SBIライフリビング株式会社）の株式を取得し、子会社化
2007年10月	SBIイー・トレード証券株式会社を存続会社として、同社とSBI証券株式会社が合併
2008年3月	株式会社シーフォーテクノロジー（現SBIネットシステムズ株式会社）の株式を取得し、子会社化
2008年7月	SBIイー・トレード証券株式会社は、株式会社SBI証券に商号変更
2008年8月	株式交換により、株式会社SBI証券を完全子会社化
2011年4月	当社普通株式を原株とする香港預託証券（HDR）を香港証券取引所のメインボード市場に上場
2012年4月	SBIモーゲージ株式会社は、同社普通株式を原株とする韓国預託証券（KDR）を韓国取引所有価証券市場（KOSPI市場）に上場
2013年3月	株式会社現代スイス貯蓄銀行（現株式会社SBI貯蓄銀行、本社：韓国）の株式を取得し、子会社化
2014年6月	香港証券取引所のメインボード市場に上場している当社香港預託証券（HDR）を上場廃止

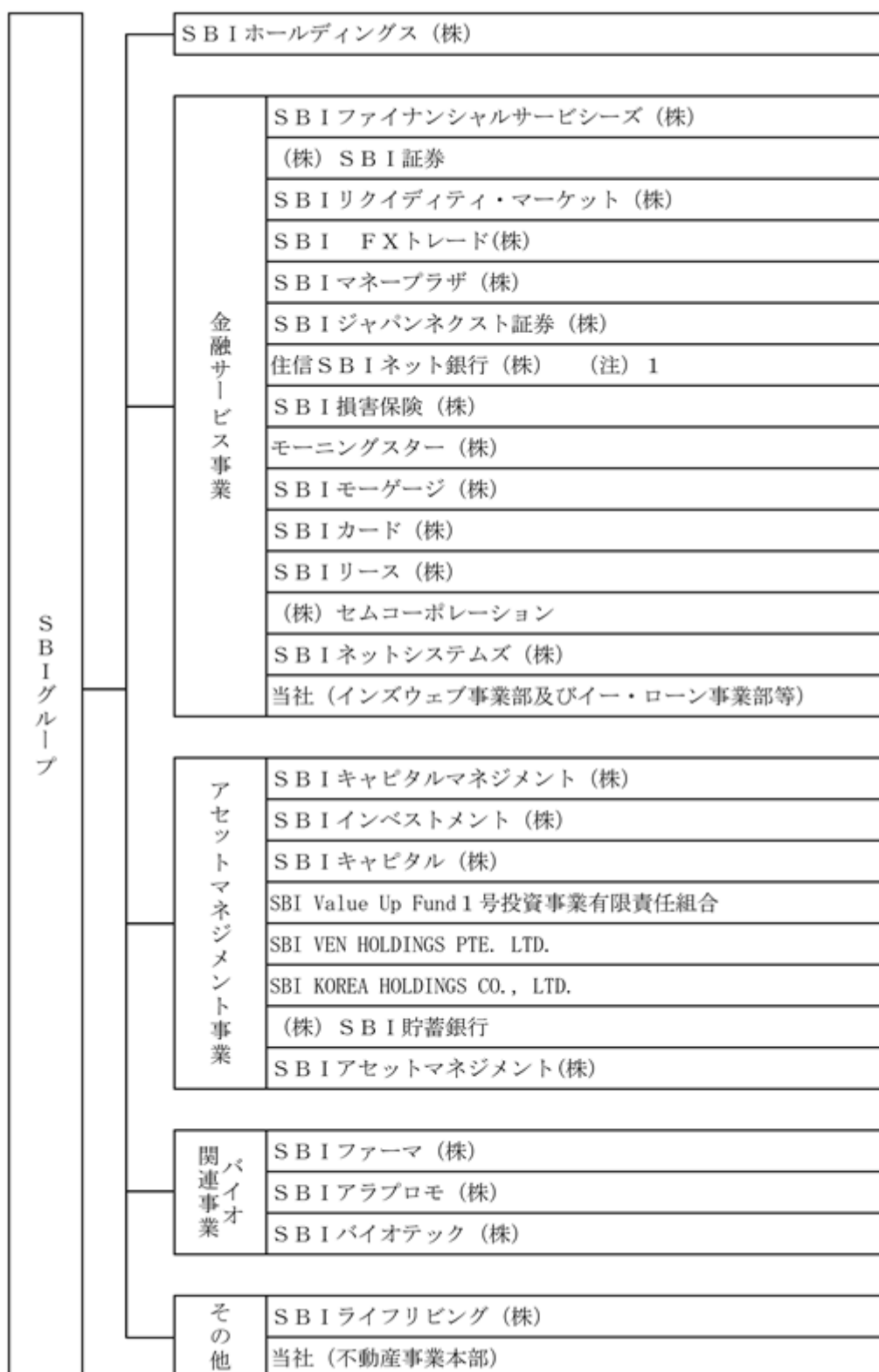
3【事業の内容】

当社、当社の子会社（2014年3月31日現在175社）及び持分法適用会社（2014年3月31日現在38社）から構成される当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業等への投資を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品、健康食品及び化粧品等の開発・販売を行う「バイオ関連事業」を中心に事業展開を行っております。

当企業グループの組織構築は常に3つの基本観、即ち（1）「顧客中心主義」の徹底、（2）「仕組みの差別化」の構築、（3）「企業生態系」の形成に基づき行われています。「顧客中心主義」の徹底とは、より安い手数料・より良い金利でのサービス、金融商品の一覧比較、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いサービス、豊かかつ良質な金融コンテンツの提供といった、真に顧客の立場に立ったサービスを徹底的に追求するものです。「仕組みの差別化」の構築とは、インターネット時代における競争概念の劇的な変化に対応すべく、単純な個別商品・サービスの価格や品質で差別化するのではなく、顧客の複合的なニーズに応える独自の「仕組み」を構築し、そのネットワーク全体から価値を提供することを意味します。また、「企業生態系」の形成とは、構成企業相互のポジティブなシナジー効果を促進し、それぞれのマーケットとの相互進化のプロセスを生み飛躍的な企業成長を実現させるものでありますが、当企業グループにおいては、グループ企業間及び国内外の他の企業グループとの相互作用を通じてネットワーク価値を創出する「企業生態系」の形成を重視した経営を展開しております。

事業系統図は次のとおりであります。

[事業系統図]



(注)1. 持分法適用会社であります。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合又は 出資 比率 (%)	関係内容
(連結子会社) SBIファイナンシャルサービ ーズ(株) (注)3	東京都 港区	100	金融サービス事業	100.0	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
(株)SBI証券 (注)3、6	東京都 港区	47,938	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
SBIリクイディティ・マーケッ ト(株)	東京都 港区	1,000	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
SBI FXトレード(株)	東京都 港区	480	金融サービス事業	100.0 (100.0)	
SBIマネープラザ(株)	東京都 港区	100	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
SBIジャパンネクスト証券(株)	東京都 千代田区	1,400	金融サービス事業	52.8 (9.9)	役員の兼任...有
SBI損害保険(株) (注)3、7	東京都 港区	16,050	金融サービス事業	86.5	役員の兼任...有 営業取引
モーニングスター(株) (注)2、5	東京都 港区	2,116	金融サービス事業	49.2	役員の兼任...有 営業取引
SBIモーゲージ(株) (注)2	東京都 港区	4,557	金融サービス事業	66.5 (15.2)	役員の兼任...有 営業取引
SBIカード(株)	東京都 千代田区	100	金融サービス事業	100.0	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
SBIリース(株)	東京都 港区	780	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
(株)セムコーポレーション	東京都 新宿区	2,405	金融サービス事業	79.7 (57.1)	営業取引以外の取引
SBIネットシステムズ(株)	東京都 新宿区	90	金融サービス事業	100.0 (5.0)	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
SBIキャピタルマネジメント(株)	東京都 港区	100	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
SBIインベストメント(株)	東京都 港区	50	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引 営業取引以外の取引
SBIキャピタル(株)	東京都 港区	195	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有
SBIピーピー・モバイル投資事 業有限責任組合 (注)2、3、5	東京都 港区	32,000	アセットマネジメ ント事業	36.9 (0.9)	

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合又 は出資 比率 (%)	関係内容
SBI Value Up Fund1号投資事業有 限責任組合(注)3、5	東京都 港区	14,429	アセットマネジメ ント事業	49.8 (6.5)	
SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD. (注)3	シンガ ポール	183百万 米ドル	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
SBI KOREA HOLDINGS CO., LTD.	韓国	1,163百万 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
(株)SBI貯蓄銀行 (注)3	韓国	770,518百万 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	96.9 (96.9)	
(株)SBI2貯蓄銀行 (注)3	韓国	327,541百万 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	98.9 (98.9)	
(株)SBI3貯蓄銀行 (注)3	韓国	203,953百万 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	
(株)SBI4貯蓄銀行 (注)3	韓国	143,156百万 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	78.3 (78.3)	
SBIGK(株) (注)3	東京都 港区	15,611	アセットマネジメ ント事業	100.0 (0.0)	役員の兼任...有
SBIアセットマネジメント(株)	東京都 港区	400	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任...有
SBI Hong Kong Holdings Co., Limited(注)3	香港	5,080百万 香港ドル	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
ソフトバンク・インターネット ファンド(注)3、5	東京都 港区	12,300	アセットマネジメ ント事業	11.4 (11.4)	
SBIブロードバンドファンド1 号投資事業有限責任組合 (注)3、5	東京都 港区	32,600	アセットマネジメ ント事業	39.9 (0.3)	
SBI・NEOテクノロジーA投 資事業有限責任組合(注)3	東京都 港区	9,900	アセットマネジメ ント事業	53.5 (8.1)	
SBIファーマ(株)	東京都 港区	3,343	バイオ関連事業	73.2 (73.2)	役員の兼任...有 営業取引以外の取引
SBIアラプロモ(株)	東京都 港区	50	バイオ関連事業	100.0 (100.0)	営業取引 営業取引以外の取引
SBIバイオテック(株) (注)3	東京都 港区	8,443	バイオ関連事業	77.2 (70.8)	
SBI ALA Hong Kong Co., Limited (注)3	香港	2,705百万 香港ドル	バイオ関連事業	100.0 (100.0)	
SBIライフリビング(株) (注)2	東京都 渋谷区	523	その他	73.3	営業取引 営業取引以外の取引
その他140社					
(持分法適用会社) 住信SBIネット銀行(株) (注)2	東京都 港区	31,000	金融サービス事業	50.0	
その他37社					

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 「議決権の所有割合又は出資比率」欄には、関係会社が投資事業組合等の場合、出資比率を記載してあります。また、同欄の()内は、議決権の間接所有割合または間接出資割合で内数であります。

5. 議決権の所有割合又は出資比率は100分の50以下であります。支配しているため子会社としたものであります。
6. (株)S B I証券の営業収益(連結会社相互間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の営業収益の100分の10を超えております。日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された同社の財務諸表における主要な損益情報等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 営業収益 | 74,178百万円 |
| (2) 経常利益 | 32,731百万円 |
| (3) 当期純利益 | 17,865百万円 |
| (4) 純資産額 | 153,089百万円 |
| (5) 総資産額 | 1,759,037百万円 |
7. S B I損害保険(株)の営業収益(連結会社相互間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の営業収益の100分の10を超えております。日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された同社の財務諸表における主要な損益情報等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 経常収益 | 22,906百万円 |
| (2) 経常損失 | 5,783百万円 |
| (3) 当期純損失 | 5,943百万円 |
| (4) 純資産額 | 10,747百万円 |
| (5) 総資産額 | 35,165百万円 |

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2014年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
金融サービス事業	2,972
アセットマネジメント事業	1,987
バイオ関連事業	162
報告セグメント計	5,121
その他	119
全社(共通)	112
合計	5,352

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

(2014年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
172	37.8	7.1	7,256,471

(2014年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
金融サービス事業	31
アセットマネジメント事業	15
報告セグメント計	46
その他	14
全社(共通)	112
合計	172

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期における我が国経済は、外国為替市場における円安進行や、政府、日銀による財政政策、金融政策の効果等もあり、企業収益や個人消費に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、2014年4月からの消費税率引き上げによる消費低迷の懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

投資・証券関連事業に大きな影響を与える国内外の株式市場は、国内においては日銀による大規模な金融緩和を背景としたデフレ脱却への期待感の高まりに、昨年1月からの信用取引に係る規制緩和も相まって取引量が急拡大し、当期の国内主要市場（東京・名古屋）合計の個人株式委託売買代金は、前期の2.4倍という高水準となりました。また国内における株式の新規上場社数（TOKYO PRO Market上場社数を除く。）は前期を1社上回る53社となり、引き続き回復基調にあります。一方海外においても、米国の量的緩和縮小による影響や一部の新興国経済の先行き等について不確実性がみられるものの、主要各国の株式市況は堅調に推移し、株式の新規上場社数も回復に転じております。

また、インターネット金融サービス事業を取り巻く事業環境については、生活防衛のため、金融取引において少しでも有利な条件を求める消費者が増える傾向にあり、インターネット金融サービスを活用するメリットに対する認知も拡大しており、対面での金融取引からの移行も進んでまいりました。同事業での競争の激化は予想されるものの、今後も引き続き成長著しい市場と認識しております。

当期の経営成績につきましては、営業収益が232,822百万円（前期比50.9%増加）、営業利益は42,224百万円（同142.9%増加）、税引前利益は38,899百万円（同159.0%増加）、親会社の所有者に帰属する当期利益は21,439百万円（同461.8%増加）となりました。

報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

	営業収益			税引前利益		
	前期	当期		前期	当期	
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
金融サービス事業	113,340	147,835	30.4	18,741	37,298	99.0
アセットマネジメント事業	33,011	72,725	120.3	6,259	8,990	43.6
バイオ関連事業	970	2,195	126.3	(3,900)	(2,432)	-
計	147,321	222,755	51.2	21,100	43,856	107.9
その他	9,240	11,626	25.8	1,659	2,438	46.9
消去又は全社	(2,276)	(1,559)	-	(7,737)	(7,395)	-
連結	154,285	232,822	50.9	15,022	38,899	159.0

(%表示は対前期増減率)

(金融サービス事業)

証券関連事業、銀行業、保険事業、住宅ローンの貸出しに関する事業、クレジットカード事業、リース事業などの多種多様な金融関連事業及び金融商品等の情報提供に関する事業を行っております。

当期における営業収益は、147,835百万円（前期比30.4%増加）、税引前利益は37,298百万円（同99.0%増加）となりました。

(アセットマネジメント事業)

国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業等への投資に関する事業を行っております。

当期における営業収益は、72,725百万円（同120.3%増加）、税引前利益は8,990百万円（同43.6%増加）となりました。当事業の営業収益は、主に営業投資有価証券から生ずる収益であり、公正価値の変動額も含まれております。なお、当事業の業績には、投資育成等のために取得した企業等のうち支配していると認められる企業を連結しているため、同企業の業績が含まれております。

(バイオ関連事業)

生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸(ALA)()を活用した医薬品や、がん及び免疫分野における医薬品などの開発と販売に関する事業を行っております。

当期における営業収益は、2,195百万円(同126.3%増加)、税引前利益は2,432百万円の損失(前期は3,900百万円の損失)となりました。

()5-アミノレブリン酸(ALA)とは、体内のミトコンドリアで作られるアミノ酸で、ヘムやシクロクロムと呼ばれるエネルギー生産に関与するたんぱく質の原料となる重要な物質ですが、加齢に伴い生産性が低下することが知られています。ALAは、焼酎粕や赤ワイン、かいわれ大根等の食品にも含まれるほか、植物の葉緑体原料としても知られています。

(2) キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 5. 資本の財源及び資金の流動性についての分析」に記載のとおりであります。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異の概要は次のとおりであります。なお、差異の概算額につきましては、当企業グループは日本基準に基づく連結財務諸表を作成しておらず、すべての差異を一貫性のある精度で継続的に把握し算定することが困難であるため、記載しておりません。

(a) 連結の範囲

日本基準では、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式等を有している場合において、他の企業の議決権の過半数を保有するなどの子会社に該当する要件を満たしていても、売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があることなどの一定の要件を満たすときには、子会社に該当しないものとして取り扱うこととされております。

一方、IFRSでは、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式等を有している場合であっても、当該他の企業を支配している場合には、子会社に該当するものとして取り扱うため、連結の範囲が拡大されております。

(b) 金融商品の評価に係る損益

日本基準では、「その他有価証券」に分類される有価証券で、時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理)によって評価され、時価のないものは、移動平均法による原価法で評価されており、時価が著しく下落した場合または実質価格が著しく下落した場合を除き、評価にかかる損益は計上されません。ただし、当企業グループにおいては、営業投資有価証券に関する損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を引当計上することにより、実質的に下落サイドのみの時価算定を行い、評価に係る損失を計上してあります。

一方、IFRSでは、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定したものを除いて、純損益を通じて公正価値で測定しており、未上場株式を含む有価証券の評価損益は営業収益に計上されております。

(c) のれん償却

日本基準では、のれんは一般的に20年を上限とした見積耐用年数にわたり償却され、その償却費は「販売費及び一般管理費」に計上されますが、IFRSでは、のれんは償却されません。

(d) 表示の組替

日本基準により作成した連結損益計算書の「売上高」、「営業外収益」、「特別利益」として開示していた収益のうち、持分法による投資利益及び財務活動から生ずる金融収益等を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の営業収益に組替えております。

また、日本基準では「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、「特別損失」として開示していた費用のうち、持分法による投資損失及び財務活動から生ずる金融費用等を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の営業費用に組替えております。

2【生産、受注及び販売の状況】

当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業等への投資を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品、健康食品及び化粧品等の開発・販売を行う「バイオ関連事業」を中心に事業展開を行っており、生産及び受注を行っていないため、生産及び受注の状況を記載しておりません。また、販売の状況については、「1.業績等の概要」に各セグメントの営業収益として記載しております。

3【対処すべき課題】

当企業グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既にほぼ完成させ、アジア地域を中心とした成長著しい国々においては、投資事業の運用体制構築が概ね完了いたしました。

今後は、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくとともに、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

また、国内においても、生活者の節約志向の強まりや各種金融取引のインターネット取引への移行をうまく捉え、概ね構築の完了した事業相互のシナジーを一層高めつつ、低コストで質の高い様々な金融商品・サービスを提供することで、成長加速を目指してまいります。

金融サービス事業においては、日本の株式市場が不安定な状況下でもさらなる成長を実現するために、株式会社SBI証券において、引き続き海外関連商品の拡充やFX取引の強化など収益源の多様化を進めるとともに、評価機関から高評価を得ているコールセンターのさらなる充実などサービスレベルの一層の向上等を図ってまいります。

また、2008年11月に開業しFX取引における流動性だけでなく利便性や競争力の高いマーケットインフラを株式会社SBI証券や住信SBIネット銀行株式会社のほか2012年5月に開業したSBI FXトレード株式会社に提供しているSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、取引環境の整備・流動性の向上に引き続き取り組むとともに、今後は海外の個人投資家へのサービス提供も視野に入れ、より低コストでかつ安心安全なFX取引環境の構築に注力してまいります。さらに、株式市況のみに立脚しない収益体質の構築を目指して新たな事業の柱として2007年から2008年にかけて開業した住信SBIネット銀行株式会社、SBI損害保険株式会社は、グループ内企業とのシナジー効果を一層発揮させることにより、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。

また、個人向けの金融商品の中には、インターネットのみでは取り扱いが難しいものや対面で専門家による説明ニーズの高いものも存在いたします。そのため、「資産運用」「保険」「住宅ローン」分野を中心に顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応する対面販売事業を運営するSBIマネープラザ株式会社が主体となって、当企業グループにおける対面型チャネルの拡大にも注力してまいります。

アセットマネジメント事業においては、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資拡大及び運用体制の整備を重要課題と認識しており、各国の経済状況を鑑みながら現地有力パートナーとの共同運営ファンド設立を推進するとともに、海外拠点網の拡大と整備を引き続き推進してまいります。プライベート・エクイティ投資においては、投資分野を絞り込み、成長分野へと集中投資することにより、産業育成への貢献と高い運用成績の享受とを目指しておりますが、今後もIT、バイオ、環境・エネルギー、金融の四分野を主たる投資先と位置付け、金融分野においては当企業グループのノウハウを提供することで投資先企業価値向上の見込まれる海外金融機関への直接投資も推進してまいります。また、パイアウトファンドの運営を通じて、国内の有望な中堅・中小企業への投資も行っております。このような事業展開において、当企業グループは今後もグループ内外のリソースを積極的に活用し、早期に投資先の企業価値等を高めることでファンドのパフォーマンスを向上させ、当事業の一層の拡大を図ってまいります。

前期より新たに主力事業分野に加えたバイオ関連事業においては、5-アミノレブリン酸(ALA)を用いた健康食品や化粧品の販売に加え、SBIファーマ株式会社が医薬品の研究開発を進めております。2013年9月には国内において悪性神経腫瘍の術中診断薬の販売を開始したほか、国内外でALA含有の健康食品の販売拡大に向けてプロモーションの強化等を進めております。引き続き、国内外の大学や研究機関等においてALAに関する様々な研究が進んでいることから、今後も幅広い分野での利用が予想されるALAを通じて、消費者にとってより健康で豊かな生活に貢献できるよう研究開発を進めてまいります。また、SBIバイオテック株式会社は、各国の有力研究機関と連携し最先端のバイオテクノロジーを駆使して新たな医療・医薬品の創造に尽力してまいります。

また2012年4月に、当企業グループは金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業を当企業グループの主要3事業とするグループ組織体制に移行し、その他の分野は黒字・赤字に関係なく原則として売却、株式公開、グループ内併合などを進める組織再編を加速化しております。特に金融サービス事業においては、証券、銀行、保険の3事業をコア事業と定め、これらの事業とのシナジーの有無やその強弱を重要な判断材料として、今後も事業の選択と集中を一層推進してまいります。

当企業グループを通じた課題として、急速に拡大した事業を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的リソースの継続的な向上を図ることがますます重要となっております。そのために当企業グループの経営理念に共感する優秀な人材の採用活動のさらなる強化とともに、独自の企業文化を育み継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しております。2006年4月からの取り組みの結果、新卒採用者は急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹部候補生として、既に各々重要なポジションでの活躍をしております。今後もより優秀かつグローバルな人材の確保と、社員のキャリア開発を促進し、当企業グループの持続的成長と発展を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当企業グループの事業その他に関するリスクについて、投資判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、必ずしもかかるリスク要因に該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当企業グループは、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避並びに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書の提出日（2014年6月30日）現在において判断したものであります。

<一般事業のリスクについて>

1) 当企業グループは複数の事業領域分野で事業展開している多数の企業で構成されているため、単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面します

当企業グループは金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業等、多岐にわたる業種の企業で構成されております。また、当企業グループには複数の上場会社が存在しております。このような多様性により、当企業グループは単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面しております。具体的には以下の3点があげられます。

- ・様々な分野の業界動向、市場動向及び法的規制等が存在します。したがって当企業グループは様々な事業環境における変化をモニタリングし、それによって影響を受ける事業のニーズに合う適切な戦略を持って対応できるよう、リソースを配分する必要があります。
- ・当企業グループの構成企業は多数あることから、事業目的達成のためには説明責任に重点を置き、財政面での規律を課し、経営者に価値創造のためのインセンティブを与えるといった効果的な経営システムが必要です。さらに多様な業種の企業買収を続けている当企業グループの事業運営はより複雑なものとなっており、こうした経営システムを実行することはより困難になる可能性があります。
- ・多業種にまたがる複数の構成企業が共同で事業を行うことが、それぞれの株主の利益になると判断する可能性があります。こうした事業において期待されるようなシナジー効果が発揮されない可能性があります。

2) 当企業グループの構成企業における議決権の所有割合又は出資比率が希薄化される可能性があります

構成企業は株式公開を行う可能性があり、その場合、当該会社に対する当企業グループの議決権の所有割合は希薄化されます。さらに、構成企業は拡張計画の実現その他の経営上の目的のために資本の増強を必要とする場合があり、この資金需要を満たすため、構成企業は新株の発行やその他の持分証券の募集を行う可能性があります。当企業グループはこのような構成企業の新株等の募集に応じないという選択をする、又は応じることができない可能性があります。当該会社に対する現在の出資比率を維持するだけの追加株式の買付けを行わない場合、当企業グループの当該会社に対する出資比率は低下することになります。

構成企業に対する出資比率の低下により、当該企業から当企業グループへの利益の配分が減少することになった場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、出資比率が大きく低下した場合、当企業グループの当該企業の株主総会における議決権の所有割合が低下し、当該企業に対する支配力及び影響力が低下する可能性があります。

3) インターネット商品及びサービス市場において期待通りの市場成長が実現しない可能性があります

国内のインターネット金融商品及びサービス市場は発展を続けております。当企業グループの事業の成功はオンライン証券サービス、インターネット・バンキング、インターネットを使った個人向け保険商品並びに保険サービス等インターネット商品及びサービスの利用が継続的に増加するかどうか大きく影響されます。この成長が実現されない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。国内の個人顧客がインターネット商品及びサービスを敬遠する場合、セキュリティあるいは個人情報に関する懸念、サービスの質の一貫性の欠如、金融商品の取引をインターネット上で行うことに伴う困難さ等がその要因として考えられます。

4) 当企業グループにおける合併契約の締結、提携の相手先企業に対する法的規制若しくは財務の安定性における変化、又は双方の経営文化若しくは経営戦略における変化

当企業グループは国内外の複数の企業と合併事業を運営し、又は提携を行っております。これらの事業の成功は相手先企業の財務及び法的安定性に左右されることがあります。合併事業を共同で運営する相手先企業に当企業グループが投資を行った後に、相手先企業のいずれかの財政状態が何らかの理由で悪化した場合又は相手先企業の事業に関わる法制度の変更が原因で事業の安定性が損なわれた場合、当企業グループは合併事業若しくは提携を想定どおりに遂行できない、追加資本投資を行う必要に迫られる、又は事業の停止を余儀なくされる可能性があります。同様に、当企業グループと相手先企業との間の経営文化や事業戦略上の重大な相違が明らかになり、合併又は提携契約の締結を決定した時点における前提に大幅な変更が生じる可能性があります。合併事業や提携事業が期待した業績を達成出来なかった場合、又は提携に関して予め想定しなかった事象が生じた場合、これらの合併事業又は提携事業の継続が困難となる可能性があります。合併事業又は提携事業が順調に進まなかった場合には、当企業グループの評判の低下や、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) 風評リスク

当企業グループの事業分野は安心、安定と顧客の信頼が最も重要とされる業界であることから、当企業グループは投資家からの低評価や風評リスクの影響を受けやすい状況にあります。当企業グループ又は当企業グループのファン、商品、サービス、役職員、合併事業のパートナー及び提携企業に関連して、その正誤にかかわらず不利な報道がなされた場合、又は本項に記載されたリスク要因のいずれかが顕在化した場合、顧客及び顧客からの受託のいずれか一方又は両方の減少につながる可能性があります。当企業グループの事業運営は役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業に依存しております。役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業によるいかなる行為、不正、不作為、不履行、及び違反も相互に関連し合うことで、当企業グループに関する不利な報道につながる可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループの業容拡大や知名度向上に伴い、当企業グループの商号等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生しており、当企業グループに非がないにも関わらず、風評被害を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

6) 事業再編と業容拡大に係るリスク

当企業グループは「Strategic Business Innovator = 戦略的事業の革新者」として、常に自己進化（「セルフエボリューション」）を続けていくことを基本方針の一つとしております。

近年行ってきた株式交換による完全子会社化を含む事業再編に加えて、今後も当企業グループが展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM&A（企業の合併及び買収）を含む積極的な業容拡大を進めてまいりますが、これらの事業再編や業容拡大等がもたらす影響について、当企業グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できず、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当企業グループは適切な投資機会、提携企業、又は買収先企業を見つけることができない可能性があるほか、これらについて適切に見つけることができた場合でも、商取引上許容し得る条件を満たさない、又は取引を完了することができない可能性があります。企業買収に関しては、内部運営、流通網、取扱商品、又は人材等の面で買収先企業及び事業を現存の事業に統合することが困難である可能性があり、こうした企業買収によって期待される成果が得られない可能性があります。買収先企業の利益率が低く、効率性向上のためには大幅な組織の再編を必要とする可能性や、買収先企業のキーパーソンが提携に協力しない可能性があります。買収先企業の経営陣の関心の分散、コストの増加、予期せぬ事象や状況、賠償責任、買収先企業の事業の失敗、投資価値の下落、及びのれんを含む無形資産の減損といった数多くのリスクを有し、それらの一部又は全部が当企業グループの事業、財政状態、及び業績に影響を与える可能性があります。企業買収や投資を行う際に、当企業グループが関連する監督官庁と日本国又は当該国政府のいずれか一方又は双方から予め承認を得る必要がある場合、必要な時期に承認を得られない、又は全く得られない可能性があります。また、海外企業の買収によって当企業グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク、及びカントリーリスクが生じます。これらリスクが具現化した場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、これら事業再編や業容拡大は、その性質上、多額の資金を必要とすることがあり、これら資金を資本市場における株式交換を含むエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達する場合があります。なお、これら多額の資金を負債で調達した場合は、当企業グループの信用格付の引き下げ等により、調達コストが増大する可能性があります。これらの結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、2013年7月16日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、英国ブルーデンシャルグループ傘下の日本法人であるピーシーエー生命保険株式会社（以下、「ピーシーエー生命」という。）の発行済みの全株式を取得する契約を締結することについて決議し、同社を子会社化することとし、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当企業グループは、グループ戦略の一環として、以前より生命保険事業への再参入を検討しており、ピーシーエー生命の株式を取得することで日本国内の生命保険事業への再参入を図ります。

しかしながら、関係当局の認可等が得られない場合には、ピーシーエー生命の子会社化が実現しない可能性があります。また、今後の事業の進捗において、予め想定していなかった債務、費用や責任を負担する場合には、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

7) 新規事業への参入に係るリスク

当企業グループは「新産業クリエイターを目指す」という経営理念のもと、21世紀の中核的産業の創造及び育成を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、これら新規事業において新たな法令の対象となる、又は監督官庁の指導下に置かれる可能性があります。これら適用される法令、指導等に関して何らかの理由によりこれらに抵触し、行政処分又は法的措置等を受けた場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

8) 金融コンプライアンスであることに係るリスク

当企業グループは金融庁組織規則に規定される金融コンプライアンスに該当しております。そのため、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の更なる強化を図り、グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。しかしながら、何らかの理由により監督官庁から行政処分を受けた場合には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性や、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

9) 投資有価証券に係るリスク

当企業グループは、関連会社への投資を含む多額の投資有価証券を保有しております。そのため、かかる投資有価証券の評価損計上等による損失が生じた場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

10) 訴訟リスク

当企業グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

11) リスク管理及び内部統制に係るリスク

当企業グループはリスク管理及び内部統制のシステム及び実施手順を整備しております。これらのシステムには経営幹部や職員による常時の監視や維持、又は継続的な改善を必要とする領域があります。かかるシステムの維持を効果的かつ適切に行おうとする努力が十分でない場合、当企業グループは制裁や処罰の対象となる可能性があります。結果として当企業グループの財政状態及び業績や評判に影響を与える可能性があります。

当企業グループの内部統制システムはいかに緻密に整備されていたとしても、その本来の性質により判断の誤りや過失による限界を有しております。したがって、当企業グループのリスク管理及び内部統制のためのシステムは、当企業グループの努力にかかわらず、効果的かつ適切である保証はありません。また、内部統制に係る問題への対処に失敗した場合、当企業グループ及び従業員が捜査、懲戒処分、さらには起訴の対象となる可能性、当企業グループのリスク管理システムに混乱をきたす可能性、又は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

12) 資金の流動性に係るリスク

当企業グループは、事業資金を資本市場におけるエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。世界経済の危機による金融市場の悪化と、それに伴う金融機関の貸出圧縮を含む世界信用市場の悪化により、有利な条件で資金調達を行うことが難しい、あるいは全くできない状況に直面する可能性があります。また、当企業グループの信用格付が引下げられた場合、外部からの資金調達が困難になり、当企業グループは、資金調達が制約されるとともに、調達コストが増大する可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

13) デリバティブに係るリスク

当企業グループは、投資ポートフォリオの価格変動リスクを軽減し、金利及び為替リスクに対処するためデリバティブ商品を活用しております。しかし、こうしたデリバティブを通じたリスク管理が機能しない可能性があります。また、当企業グループとのデリバティブ契約の条件を契約相手が履行できない可能性があります。その他、当企業グループの信用格付が低下した場合、デリバティブ取引を行う能力に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、その一部で行うデリバティブ商品を含む取引活動によって損失を被り、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

14) 当社の収益は、その一部を子会社及び関連会社からの配当金に依存しております

当社は、債務返済を含む支払義務履行のための資金の一部を、子会社やその他の提携先企業、投資先企業等からの配当金、及び分配等に依存しております。契約上の制限を含む規則等の法的規制により、当企業グループと子会社及び関連会社との間の資金の移動が制限される可能性があります。かかる子会社及び関連会社のなかには、取締役会の権限により当該会社から当企業グループへの資金の移動を禁ずる、又は減ずることが可能であり、特定の状況下ではそうした資金の移動全ての禁止が可能となるような法令の対象となっているものがあります。これらの法令によって当企業グループが支払義務を果たすための資金調達が困難になる可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

15) キーパーソンへの依存

当企業グループの経営は、当社代表取締役執行役員社長である北尾吉孝とその他のキーパーソンのリーダーシップに依存しており、現在の経営陣が継続して当企業グループの事業を運営できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。キーパーソンの喪失に対処するために経営陣が採用する是正措置が直ちに、あるいは効果を現さない可能性があります。

16) 従業員に係るリスク

当企業グループは、高度な技能を持ち、当企業グループの経営陣の下で働く要件を満たしていると当企業グループが判断した人材を採用しておりますが、今後継続的に高度な技能を持ち、必要とされる能力と技術を有する人材の採用ができない場合には、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

17) 商標権等の様々な知的財産権に係るリスク

当企業グループが行う事業には、商標権、特許権、著作権等の様々な知的財産権、特に「SBI」の商標が関係しております。当企業グループが所有し事業において利用するこれらの知的財産権の保護が不十分な場合や、第三者が有する知的財産権の適切な利用許諾を得られない場合には、技術開発やサービスの提供が困難となる可能性があります。また、当企業グループが第三者の知的財産権を侵害したとする訴訟の対象となる可能性があります。特に著作権関連の知的財産権については関連コストが増加する可能性があり、その場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

18) 法令及び会計基準の施行又は改正に係るリスク

法令の施行又は改正が顧客、借り手、構成企業、資金源に影響を及ぼすとともに当企業グループの事業の運営方法、国内外で提供している商品及びサービスにも影響を与える可能性があります。かかる法令の施行又は改正は予測不可能な場合があり、結果として、当企業グループの事業活動、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当企業グループの資金又は事業の一部に関連する規制機関による承認や登録免除の撤回又は修正がなされた場合、かかる資金がいずれの管轄下にあるものでも、当企業グループの特定事業の停止、又は事業運営方法の変更を余儀なくされる可能性があります。同様に、一人又は複数の個人の免許又は承認が取り消された場合、それまで当該個人が果たしてきた役割の遂行が困難になることが考えられます。規制対象活動を権限のないものが実施することで、当該事業活動を実施する過程で法的強制力のない契約を交わす可能性等、様々な影響を与えることがあります。

会計基準の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業が基本的に変わらない場合であっても、当企業グループが財政状態及び業績を記録する方法に重要な影響を与える可能性があります。結果として当企業グループの事業活動、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

19) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

評価性引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。繰越欠損金については、回収可能な金額を限度として繰延税金資産を計上することが認められており、当企業グループにおける繰延税金資産も回収可能性を前提に計上しております。

将来の税金の回収予想額は、当企業グループ各社の将来の課税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産の実現については、十分な可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

20) 保険による補償範囲に係るリスク

事業リスクの管理のため、当企業グループは保険をかける場合があります。しかし、こうした保険契約に基づいて全ての損失について、全額が必要な時期に補償されるという保証はありません。加えて、地震、台風、洪水、戦争、及び動乱等による損失等、保険をかけることが一般的に不可能な種類の損失もあります。構成企業のうちいずれか1社でも保険で補償されない、又は補償範囲を超える損失を被った場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

21) 過去の業績に基づく将来の予測について

過去の財務情報は、必ずしも将来の当企業グループの財政状態及び業績を表すものではありません。事業分野の一部で成長が滞る可能性がある一方、新規事業への参入が成功しない可能性もあります。かかる新規事業が当初期待した速さ又は規模で成長できない可能性、当企業グループの業容拡大戦略が期待した成果を上げられない可能性、及び将来の新規事業や資産を既存の事業運営と統合できない可能性があります。

22) 日本又は当企業グループが事業を行う他の市場において、地震等の自然災害、テロによる攻撃又は他の災害により重大な損失を被る可能性があります

当企業グループの資産の相当部分は日本国内にあり、当社純資産の相当部分は日本国内における事業から生じております。当企業グループの海外事業には、同様のあるいは他の災害リスクがあります。日本国内あるいは海外において、当企業グループの事業ネットワークに影響する大きな災害、暴動、テロによる攻撃あるいは他の災害は、当社の資産に直接的な物理的被害を与えないとしても、当社の事業を混乱させる可能性があり、また災害の影響を受けた地域や国における重大な経済の悪化を引き起こした結果、当企業グループの事業、財政状態及び業績に支障あるいは影響を与える可能性があります。

23) 海外における投資、事業展開、資金調達、及び法規制等に伴うリスク

当企業グループは、海外における投資や事業展開を積極的に進めております。これら投資や事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における投資や事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における投資や事業展開にあたってはこれに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、投資時点や事業展開開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

また、当社の株主構成に占める外国人株主の比率は増加傾向にあり、当社の意図とは関係なく結果的に海外における資金調達を行なっているということとなる可能性もあり、その結果、外国の法規制、特に投資家保護のための法規制の影響を受け、その対応のための費用増加や事業における制約等を受ける可能性があります。また、今後は為替リスク回避等を目的として、海外における金融機関からの借入や社債の発行等による資金調達が増加する可能性もあります。これら海外における資金調達を行う場合には、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で実行しておりますが、資金調達時点で想定されなかった事象が起こる可能性もあります。これらの結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

さらに、英国Bribery Act 2010や米国The Foreign Corrupt Practices Act等のように、当企業グループの海外拠点等所在地における法規制等で、その適用が日本国内を含む他の国における当企業グループ拠点にも及ぶものがあります。これら法規制等については事前に十分な調査や検証を行いこれら法規制に抵触しないように対応しておりますが、判例等が乏しいため、現時点では想定できない事象により、これら法規制に抵触する可能性もあります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

24) 政府の公式情報源及びその他のデータから入手する情報について、事実及び統計の正確性を保証することはできません

日本、日本経済、金融セクター（金融サービス業を含む）、及び当社業務が属する他のセクターに関する事実及び統計は、公式な政府及び他の業界の情報源から入手しており、通常は信頼できるものと考えられます。しかしながら、当社はこれらの情報の質と信頼性を保証することはできません。当社はこれらの情報源から入手した事実及び統計の正確性と網羅性についての実事表明は行いません。さらに、これらの情報源が他の事例と同じ基準又は同程度の正確性や網羅性を伴った事実や数値を明言あるいは集成しているという保証はありません。全ての事例において、これらの事実や統計を過度に信頼すべきではありません。

25) 反社会的勢力との取引に関するリスク

当企業グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の締結をするなど、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っています。しかしながら、当企業グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等より業務の制限または停止や課徴金納付命令等の処分・命令を受ける可能性があり、当企業グループの社会的な評判が低下する可能性もあります。

<金融サービス事業に係るリスク>

・証券関連事業に係るリスク

1) 証券関連事業に影響を与える事業環境の変化による影響

当該事業は株式の委託売買手数料が営業収益の大半を占めております。そのため、株式市場の取引高及び売買高等の動向に強い影響を受けます。株式市場の取引高及び売買高は企業収益、為替動向、金利、国際情勢、世界主要市場の変動、又は投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、株価が下がると一般的には取引高が縮小する傾向があります。今後、株式市場が活況を続ける保証はなく、株価の下落とともに取引高が減少した場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

また、日本政府、特定の外国政府及び各金融商品取引所等は金融及び証券市場に係る制度改革を推し進めており、これら制度改革等の内容によっては当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

2) 信用リスク

国内株式の信用取引は証券関連事業における収益源の一つですが、同取引においては顧客への信用供与を行っており、顧客が信用取引で損失を被る、あるいは代用有価証券の担保価値が下落する等した場合に、顧客が預託する担保価値が十分でなくなる可能性があります。また、信用取引にかかる資金調達は主に証券金融会社からの借入により行っておりますが、証券市況の変化に伴い、これら借入のために証券金融会社に差入れた有価証券等の担保価値も変動するため、担保価値が下落した場合、追加の担保の差入れを求められることがあり、そのために必要な資金は独自に確保する必要があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与え可能性があります。

当企業グループは、顧客から借入れた株式を他のブローカー・ディーラーに貸付ける場合があります。株式の時価が急激に変化し、株式の貸付先が決済不履行した場合、当企業グループは、損失を被る場合があります。株式市場における変動は、貸株取引を行っている当事者が決済不履行となるリスクをもたらす場合があります。また、当企業グループが貸株業務における顧客基盤を拡充することができず、株式の貸付先である他の証券会社と良好な関係を維持できない場合、当企業グループの評判、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、店頭外国為替証拠金取引は、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、顧客は証拠金の額に比して多額の利益を得ることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失を被ることがあります。外国為替市況の変動に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額又は発生件数によっては、無担保未収入金の増加により貸倒損失が発生する、あるいは貸倒引当金の追加計上が必要になる等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

3) 為替変動及びカウンターパーティリスク

当企業グループは、顧客に対する当企業グループのポジションの為替変動等をヘッジするために行う店頭外国為替証拠金取引において、カウンターパーティリスクに直面する場合があります。当該カウンターパーティがシステム障害や業務又は財務状況の悪化等の不測の事態に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できないおそれがあり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

4) 引受リスク

当企業グループは収益源の多様化を図るため、株式等の引受業務及び募集業務にも注力しておりますが、引受けた有価証券を販売することができない場合には引受リスクが発生します。有価証券の価格動向によっては、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、特に新規公開株式の引受業務において、当企業グループが主幹事証券として引受業務を行う企業が、新規上場する過程又はその後に評価が低下するような事態が発生した場合には、当企業グループの評価が影響を受け、引受業務の推進に支障をきたす等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) 私設取引システム（PTS）運営事業に係るリスク

当企業グループが提供する私設取引システム（「ジャパンネクストPTS」）は、複数の証券会社がシステム接続する本格的な取引所外電子取引市場です。しかしながら、システム障害、決済不能若しくは遅延、又は取引参加証券会社の破綻等の不測の事態により市場運営が困難になった場合には、投資家や取引参加証券会社等の当該私設取引システムに対する信頼性と安全性に対する信頼が損なわれ、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

6) 証券関連事業における競合について

株式等の委託売買業務を行う証券会社間の競争は激化しております。自由化の進展に伴う他業種からの新規参入、外資系企業の国内新規参入に加えて、大手証券会社のオンライン証券業務の強化等、より厳しい競争が予想されます。また、店頭外国為替証拠金取引事業においても、当事業を行う金融商品取引業者間の競争が激化しております。また、これら競争の激化に伴い、新たに顧客を獲得するために必要な1口座当たりの限界費用が増加することも考えられます。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、私設取引システム運営事業においては、当企業グループの私設取引システムを利用している投資家の利便性向上を図っております。しかし、他社の運営する私設取引システムと比較して優位性が失われた場合には取引が低迷し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

7) 証券関連事業における法的規制について

金融商品取引業登録等

当企業グループの一部の構成企業は金融商品取引業を営むため、金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録を受けており、金融商品取引法、及び同法施行令等の関連法令の適用を受けております。また、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、及び札幌証券取引所の総合取引参加者等であるほか、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会及び(社)金融先物取引業協会の定める諸規則にも服しております。当企業グループ及びその役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し、又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

自己資本規制比率

第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生し得るリスク相当額の合計に対する比率をいいます。当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。また、当該金融商品取引業者は四半期ごとにこの自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

顧客資産の分別管理及び投資者保護基金

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう顧客から預託を受けた有価証券及び金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。ただし、信用取引により買付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別管理の対象とはなっておりません。また、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は投資者保護のために、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣が認可した投資者保護基金に加入することが義務付けられており、当企業グループは日本投資者保護基金に加入しております。投資者保護基金の原資は基金の会員である金融商品取引業者から徴収される負担金であり、日本投資者保護基金は、基金の会員金融商品取引業者が破綻した場合には投資家が破綻金融商品取引業者に預託した証券その他顧客の一定の債権について上限を顧客一人当たり10百万円として保護することとなっております。そのため、基金の積立額を超える支払いが必要な会員金融商品取引業者の破綻があった場合、当企業グループを含む他の会員金融商品取引業者は臨時拠出の負担を基金から求められる可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

金融商品販売法及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正を確保するための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。当企業グループでは、かかる法律への違反がないよう、内部管理体制を整備しております。これらの違反が発生した場合には損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引の証拠金倍率規制について

外国為替証拠金取引については、2010年8月1日より段階的に証拠金倍率を引き下げることが金融庁より公表され、2011年8月1日にさらに証拠金倍率が引き下げられました。現時点においては、当該規制による重要な影響はないと認識しておりますが、今後の状況によっては当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、今後においてもさらに証拠金倍率が引き下げられる場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

8) 証券関連事業に影響を与えるシステムリスク

当企業グループはインターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。しかしながら、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア及びソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウイルス、並びにサイバーテロのほか、自然災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当企業グループでは、かかるシステム障害リスクに備え、365日24時間体制の監視機能、基幹システムの二重化、及び複数拠点におけるバックアップサイト構築等の対応を実施しておりますが、これらの対策にもかかわらず何らかの理由によりシステム障害が発生し、かかる障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、障害によって生じた損害について賠償を請求され、当企業グループのシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し、結果として相当数の顧客を失う等の影響を受ける可能性があります。また、口座数及び約件数数の増加を見越して適時適切にシステムの開発及び増強を行ってまいりますが、口座数及び約件数数がその開発及び増強に見合っていない場合、システムの開発及び増強に応じて減価償却費及びリース料等のシステム関連費用が増加するため、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

9) 証券関連事業における顧客情報のセキュリティについて

不正な証券取引注文、重要な顧客データの漏洩又は破壊が起こった場合は、賠償責任を負う場合があり、それが当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、個人情報の保護に関する法律への違反が発生した場合又は顧客データの漏洩若しくは破壊が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等負の結果が生じ、それによって当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

・その他の金融サービス事業に係るリスク

1) その他の金融サービス事業における事業環境の変化による影響

金利情勢の変動による影響

リース事業についてはリース資産の購入資金の多くを借入金により調達しております。金利情勢の変動により借入金の金利が高騰した場合は、リース事業におけるコストの高騰を引き起こす可能性があります。また、金利の上昇は消費者ローン及びビジネスローン事業における費用の増加を引き起こす可能性があります。このように、金利情勢の変動は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応について

当企業グループの事業は主にインターネットを利用してサービスを提供しているため、インターネットとその関連技術に精通し続けることが当企業グループの成長には不可欠であります。また、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れた場合、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適合化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。もし今後技術環境における変化への対応が遅れた場合は、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、重要な技術変革に対応するために新たな社内体制の構築及びシステム開発等の費用負担が発生する場合があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

不動産市況等による影響

住宅ローンの貸出しに関する事業は主に新規に住宅を建設又は購入する顧客に対する住宅ローンの貸付に注力しており、住宅着工件数等の外部要因によって住宅ローンの取扱高が変動し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える場合があります。

2) その他の金融サービス事業における競争について

インターネットを使った金融、保険、及びローン等の金融商品の比較並びに検索市場の運営については、初期の設備投資が比較的少額で済むこと及び人件費が比較的少額であること等から市場参入企業が増加しており、本事業の競争が激化しております。これらの競争圧力がその他の金融サービス事業の収益性に影響を与える可能性があります。また、非金融サービス分野において当企業グループが運営しているウェブサイトを含め多くの競争サイトが存在しており、今後これらの分野において競合他社が増加することにより当企業グループのウェブサイト利用者は減少し、このことが収益をさらに押し下げる圧力になる場合があります。これらの要因はいずれも当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

3) 銀行業に係るリスク

銀行業においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

4) 保険業に係るリスク

保険業においては、保険引受リスク、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、情報漏洩リスク、法務リスク、及び災害リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。そのためリスク管理態勢の改善を続けておりますが、態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、損害保険業においては、自動車保険の保有契約件数が順調に伸びているものの、会計上、保険料売上の計上と同時に未経過分の保険料を責任準備金として計上する必要があるため、契約件数が伸びているうちは費用が先行する傾向にあります。今後も医療保険や他社火災保険の取り扱い、及び事業費の圧縮等の収益性の向上に努めてまいります。当面の間は、費用が先行し損失を計上することにより、ソルベンシーマージン比率の維持のための追加出資等が必要となり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) その他の金融サービス事業に影響を与える法的規制について

当該事業を行うためには、貸金業法、銀行法、保険業法、及び同各法の関係法令、並びに保険法等における許認可又は届出が必要です。何らかの理由によりこれら必要とされる認可又は登録のいずれかが取消処分を受けた場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

6) その他の金融サービス事業に影響を与えるシステムリスク

当該事業はコンピュータシステムに依存する部分が多いため、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの中断、又は予測不可能なシステム障害により顧客へのサービスが遅延、中断又は停止する場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

7) その他の金融サービス事業における顧客情報のセキュリティについて

顧客情報の漏洩等があった場合、顧客からの信用を失う可能性があり、法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

8) 金融システム事業に係るリスク

当該事業では、主に受託開発並びに運用及び保守業務等を行っておりますが、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れ、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適合化し、業界内での競争力低下を招く等により、これらの事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

<アセットマネジメント事業に係るリスク>

1) アセットマネジメント事業における事業環境の変化等による影響

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が行う投資事業については、保有株式の売却によるキャピタルゲインや投資事業組合等管理収入が主な収益源であります。これらは政治、経済又は産業等の状況や、新規公開市場を含む株式市場全般の動向に大きく影響を受けます。当該事業においてはこれら当企業グループがコントロールできない外部要因によって業績が変動し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、投資損益の実現が一定の時期に集中した場合、当企業グループの財政状態及び業績が大きく変動することがあります。

2) 当企業グループが運営する投資事業組合等における外部投資家に係るリスク

ファンドの運用成績が不調の場合、既存又は新規の外部投資家からの新規資金調達が困難になる場合があります。また、既存の外部投資家が、流動性の低下、財務の健全性の低下、又は財務上困難な状況となる場合、当企業グループが既存の投資家からの出資約束金額を利用できなくなる場合があります。当企業グループのアセットマネジメント事業における新規ファンドの募集が困難となる場合は、当初予定していたとおりファンドを運用できなくなる可能性があり、その結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

3) 投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等からの投資先企業には、ベンチャー企業や事業再生中の企業が多く含まれます。これらの企業は、その将来見通しにおいて不確定要因を多く含み、今後発生し得る様々な要因により、これら投資先企業の業績が変動する可能性があります。かかる要因には、急激な技術革新の進行や業界標準の変動等による競争環境の変化、優秀な経営者や社員の維持及び確保、並びに財務基盤の脆弱性の他に、投資先企業からの未開示の重要情報等に関するものを含みますが、これらに限定されるわけではありません。

また、当企業グループが投資しているいくつかの事業は、本質的に投機的及びリスクのある業種において行われているものです。このような不確実性を伴う投資リスクは結果として損失となり、その結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

4) 為替リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、外貨建ての投資を行う場合には為替変動リスクを伴います。投資資金回収の時期や金額が不確定であるため、為替レートの変動が当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) 海外投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、海外での投資活動を行う場合には、現地において経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、又はテロ等による社会的混乱等が発生する可能性があります。こうしたカントリーリスクを極小化させたり、完全に回避することは困難であり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

特に当企業グループのファンドは、中国及びその他のアジア諸国を含む新興市場の企業に対して投資を行っております。数多くの新興市場の国々は経済的にも政治的にも発展途上であり、確固たる基盤を持った証券市場を有していない場合があります。新興市場における企業への投資には高いリスクを伴う可能性があり、また投機的となる場合があります。

将来において、当企業グループのファンドが新興市場において期待どおりの運用成績を達成出来なかった場合、当企業グループの事業、成長見通し、ファンドの募集、管理報酬等の収入、財政状態、及び業績等に影響を与える可能性があります。

6) アセットマネジメント事業における競合について

ベンチャー投資や企業再生型の投資事業は新規参入を含め競合が激しく、国内外の金融機関や事業会社等による多数のファンドが設定される状況下、当企業グループの競争力が将来にわたって維持できる保証はありません。また、画期的な新規サービスを展開する競合他社の出現や競合先同士の合併、連携その他の結果、当企業グループが企図する十分な規模のファンドの募集を実施できない、あるいは投資実行において十分な収益を獲得できる有望な投資先企業の発掘ができない可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

7) アセットマネジメント事業に影響を与える法的規制について

当企業グループが運営する投資事業組合等は、その運営において金融商品取引法、貸金業法、会社法、民法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、及びその他国内外の法令の対象となっており、これらを遵守する必要があります。また、当企業グループ内には、投資信託委託会社として金融商品取引法に基づき投資運用業及び投資助言・代理業の登録を行っている会社があります。今後これら金融商品取引法及びその関連法令等に関し改正が行われた場合又は何らかの理由によりこれらの登録の取消処分を受けた場合には、当該事業の業務遂行に支障をきたすとともに当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

8) 海外における銀行業に係るリスク

海外における銀行業においても、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が予定していた事業計画を達成できず、投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、現地において自己資本比率規制等が適用されており、当該比率が悪化した場合、現地当局から様々な規制及び命令を受けることとなります。その場合、業務が制限されること等により、顧客に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、このような事態を避けるため、当該比率の維持のために追加出資等が必要となる可能性があり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

< バイオ関連事業に係るリスク >

1) バイオ関連事業全般に係るリスク

当該事業において主に一般用医薬品の研究開発に注力しておりますが、当企業グループの研究開発努力が商業的に成功する製品の開発又は画期的な製造技術の開発につながる、あるいはこれらの研究プロジェクトが当初予定していたとおりの業績をもたらすという保証はありません。当企業グループのバイオテクノロジー製品は多くの場合、販売目的で市場に投入する前に臨床試験を実施する必要があります。この過程には費用及び時間がかかり、その結果は不確実なものです。研究開発及び臨床試験に莫大な時間と費用を費やしたにもかかわらず、開発途中の製品に対して商業販売の認可が下りなかった場合、又はバイオテクノロジー製品に関する製造物責任に関する賠償請求の対象になった場合は、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

2) 投資リスク

当該事業において、提携先等への出資を行っております。そのため、出資先が経営破綻した場合、または出資先株式の評価額が大きく下落した場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

3) 為替リスク

当該事業において、医薬品、サプリメントや化粧品の輸出入を行う場合には為替変動リスクを伴います。その場合、為替変動は購入価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

4) バイオ関連事業における競合について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究開発機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当企業グループと比較して優位にある企業が多数あり、当該事業開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。従って、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) バイオ関連事業における法的規制について

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法等及び薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けており、当該事業は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しています。しかしながら、当該事業において開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

6) バイオ関連事業における顧客情報のセキュリティについて

顧客情報の漏洩等があった場合、顧客からの信用を失う可能性があり、法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

<その他の事業に係るリスク>

1) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における事業環境の変化等による影響

不動産市況等による影響

自己勘定あるいは投資事業組合等を通じた不動産物件の保有において、地価動向や賃貸借市場等の不動産市況全体の変動が、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。投資用収益物件の開発と販売を行う事業における住宅ローンに対する担保として保有している不動産の評価額が下落した場合、これらの不動産に関連して貸倒引当金の追加計上が必要となる場合があります。このように、不動産市況全体の変動は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

金利情勢と関連する市況の変動による影響

投資用収益物件の開発と販売を行う事業においては、金利情勢の変動により、ノンリコースローン等の調達金利が上昇し、金利負担が増加する可能性があります。また、不動産金融事業においては、金利情勢の変動により住宅ローンや不動産担保ローンの金利も変動し、ローンの新規借入者及び借換ローン利用者が増減する可能性があります。急激な金利変動は住宅ローンの証券化に影響を与える可能性があります。このように、金利情勢の変動は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

2) 投資リスク

不動産の取得に際しては、事前に十分な調査を実施するものの、これら調査の及ばない範囲で不動産業界に特有の権利関係、地盤地質、構造、若しくは環境等に関する欠陥又は瑕疵が取得後に発覚した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。さらに、火災、暴動、テロ、地震、噴火、及び津波等の不測の自然災害が発生した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

3) 為替リスク

投資用収益物件の開発と販売を行う事業において、外貨建ての投資を行う場合には為替変動リスクを伴います。投資資金回収の時期や金額が不確定であるため、為替レートの変動は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

4) 海外不動産への投資に係るリスク

投資用収益物件の開発と販売を行う事業において、海外で投資活動を行う場合には、現地において経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、及びテロ等による社会的混乱等が発生する可能性があります。こうしたカントリーリスクに対しては、現地事情に関する調査及び分析の徹底等によりリスクの低減に努めておりますが、顕在化した場合には完全に回避することは困難であり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における競合について

ビジネスチャンスの拡大に伴って新規参入が増加し、住宅不動産市場における競争が激しくなることが考えられます。当企業グループは競争力の維持及び向上を図ってまいりますが、それでも十分な優位性が確保されない場合には、住宅不動産市場における価格競争が収益を押し下げる圧力になり、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

6) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業及びインターネットによる仲介サービスサイトの運営に関する事業における法的規制について

投資用収益物件の開発と販売を行う事業においては、その売買若しくは賃貸の代理又は媒介等を行うための宅地建物取引業法に基づく免許を取得しているほか、総合不動産投資顧問業の登録を行っております。また、各種不動産事業の遂行においては、国土利用計画法、建築基準法、都市計画法、不動産特定共同事業法、借地借家法、建設業法、建築士法、労働安全衛生法、及び金融商品取引法等の法的規制等を受けることとなります。加えて不動産金融事業においては貸金業法の法的規制等を受けることとなります。また、決済方法に関して、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、銀行法、及び資金決済に関する法律の法的規制等を受けることとなります。

インターネットによる仲介サービスサイトの運営に関する事業においては、特定商取引に関する法律、消費者契約法、薬事法、製造物責任法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、及び迷惑防止条例等の法的規制等を受けることとなります。

これら法的規制に関連し、業務改善命令あるいは免許取消処分等を受けた場合には、当該事業の業務の遂行に支障をきたすとともに、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

7) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業に影響を与えるシステムリスク

地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピュータウィルス、電力供給の停止、通信障害、及び通信事業者に起因するサービスの中断や停止等、現段階では予測不可能な事由によるサービスの遅延、停止、又は中断を引き起こすコンピュータ障害が発生した場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

8) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における顧客情報のセキュリティについて

顧客情報の漏洩や破壊等が起こった場合、法的責任を問われる可能性があるほか、当企業グループの信用が低下する可能性があり、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループにおいては個人情報の保護に関する法律及びそれに関連する法令諸規則等の遵守のため、内部管理体制を整備するとともに、継続的な改善に努めておりますが、今後何らかの違反が発生した場合、又は万一漏洩事件等が発生した場合には、顧客からの信頼失墜を引き起こす等、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、2013年7月16日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、英国ブルーデンシャルグループ傘下の日本法人であるピーシーエー生命保険株式会社の発行済みの全株式を取得する譲渡契約を締結することについて決議し、同日当該譲渡契約を締結いたしました。

なお、株式譲渡実行日については、関係当局の認可等を得た上で実行するため、現時点では未定であります。

当該譲渡契約の概要は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 35 その他の重要な事象」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当企業グループの当期における研究開発費は2,943百万円であり、バイオ関連事業における研究開発費であります。

バイオ関連事業においては、生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸(ALA)を活用した医薬品、化粧品及び健康食品を開発する事業や、がん及び免疫分野において自社で創薬シーズを発掘するとともに、有望かつ革新性のある医薬プロジェクトをグローバルに導入し、開発する事業を展開しております。

また、当期の研究開発活動につきましては、「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 当期の経営成績の分析」に記載のとおりであります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 連結財務諸表の作成における見積り及び判断の利用

当企業グループの連結財務諸表はIFRSに準拠して作成しております。IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積り、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積り及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

当企業グループの会計方針については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等」の「(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載のとおりであります。また、当該会計方針のうち、将来に関する仮定及び報告期間末における見積りの不確実性の要因となる事項で、特に重要性があるものについては、「(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2 作成の基礎 (4) 見積り及び判断の利用」に記載しております。これらは、当期及び来期以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

2. 当期の経営成績の分析

当期における当企業グループを取りまく事業環境は、日銀による大規模な金融緩和を背景としたデフレ脱却への期待感の高まりに、昨年1月からの信用取引に係る規制緩和も相まって取引量が急拡大し、当期の国内主要市場(東京・名古屋)合計の個人株式委託売買代金は、前期の2.4倍という高水準となりました。海外においても、米国の量的緩和縮小の影響や一部の新興国経済の先行きに不確実性が見られるものの、主要各国の株式市場は堅調に推移しました。このような環境下において、当期の経営成績は、営業収益が232,822百万円(前期比50.9%増加)、営業利益は42,224百万円(同142.9%増加)、税引前利益は38,899百万円(同159.0%増加)、親会社の所有者に帰属する当期利益は21,439百万円(同461.8%増加)となりました。

(金融サービス事業)

金融サービス事業の営業収益は、前期比30.4%増加の147,835百万円、税引前利益は前期比99.0%増加の37,298百万円となりました。株式会社SBI証券においては、当期末における総合口座数が前期末に比べ約33万5千口座増加の約294万4千口座になるなど引き続き堅調に顧客基盤を拡大しており、また2012年12月以降の個人委託売買代金の増加による委託手数料収入の増加等も相まって、同社の当期の連結業績(日本基準)は、営業収益は前期比71.2%増加の74,298百万円、営業利益は前期比185.7%増加の32,799百万円となりました。SBI損害保険株式会社においては、引き続き自動車保険の保有契約件数が大きく増加していることから、同社の業績(日本基準)は、経常収益は前期比19.5%増加の22,906百万円と引き続き増収を達成し、経常利益は5,783百万円の損失(前期は7,543百万円の損失)に改善いたしました。

また持分法適用会社である住信SBIネット銀行株式会社においては、2014年3月末の預金総残高が3兆767億円、口座数は197万3千口座となっており、同社の連結業績(日本基準)は、経常収益は前期比17.6%増加の47,296百万円、経常利益は前期比48.4%増加の11,731百万円、当期純利益は前期比48.8%増加の7,116百万円となりました。なお同社の口座数は、2014年5月6日に200万口座を突破いたしました。

(アセットマネジメント事業)

アセットマネジメント事業の営業収益は、前期比120.3%増加の72,725百万円、税引前利益は前期比43.6%増加の8,990百万円となりました。当期においては、世界的に新規上場社数が回復に転じ、国内の新規上場企業数(TOKYO PRO Market上場企業数を除く。)も前期を上回る53社と引き続き回復基調にあると思われ、当事業に係るIPO、M&Aの実績は、当期は国内7社、海外5社の計12社となりました。当期は保有するバイオ関連銘柄の株価が第4四半期において大きく下落したこと等により公正価値評価の変動による損益及び売却損益は前期に比べ限定的な増加にとどまりましたが、2013年3月に連結子会社化した韓国の株式会社SBI貯蓄銀行の業績も寄与し、当事業の業績は前期に対して大幅な増収増益を達成しております。

(バイオ関連事業)

バイオ関連事業の営業収益は、前期比126.3%増加の2,195百万円、税引前利益は2,432百万円の損失(前期は3,900百万円の損失)となりました。SBIファーマ株式会社においては、国内では2013年9月に5-アミノレブリン酸(ALA)を利用した医薬品第1号である悪性神経膠腫の経口体内診断薬「アラグリオ」の販売を開始したほか、膀胱がんの術中診断薬やがん化学療法による貧血治療薬の治験が進められています。また海外では、パーレーンにおいては政府と緊密な連携を取りながら中東におけるALA関連事業(医薬品開発、臨床研究、製造、輸出等)の拠点として事業体制を着々と構築しております。なお、SBIバイオテック株式会社においては、2012年12月に米国Quark Pharmaceuticals, Inc.を完全子会社化し、経営資源を統合することで研究開発力の強化、効率化を図り、双方が保有する有望な創薬パイプラインの研究開発を加速させております。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」に記載しております。

4. 戦略的事業展開について

戦略的事業展開については、「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題」に記載しております。

5. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当期末の総資産は2,875,304百万円となり、前期末の2,494,387百万円から380,917百万円の増加となりました。また、資本は前期末に比べ27,928百万円増加し、388,463百万円となりました。

なお、当期末の現金及び現金同等物残高は276,221百万円となり、前期末の133,362百万円から142,859百万円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、29,401百万円の収入(前期は36,984百万円の支出)となりました。これは主に、「顧客預金の増減」が121,649百万円の支出となった一方で、「税引前利益」が38,899百万円、「営業債権及びその他の債権の増減」が95,728百万円及び「証券業関連資産及び負債の増減」が7,370百万円の収入となったこと等の要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、16,811百万円の収入(前期は19,060百万円の支出)となりました。これは主に、「投資有価証券の売却による収入」が21,582百万円となったこと等の要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、92,538百万円の収入(前期は25,699百万円の収入)となりました。これは主に、「短期借入金の純増減額」が47,918百万円の収入、「長期借入による収入」と「長期借入金の返済による支出」の合計額が13,804百万円の収入、及び「社債の発行による収入」と「社債の償還による支出」の合計額が35,542百万円の収入となったこと等の要因によるものであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2014年6月30日)現在において当社が判断したものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期の設備投資額は、8,744百万円となりました。

これは主に、金融サービス事業において、顧客数増加による注文件数の増加に円滑に対応するとともに、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に、6,128百万円の設備投資を実施したことによるものであります。

2【主要な設備の状況】

当企業グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(2014年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	金融サービス 事業	ソフトウェア 等	1	10	22	1	34	31
	その他	事業所設備及 びパソコン等	5	1	-	0	6	14
	全社	事業所設備及 びパソコン等	166	73	191	65	495	112

(2) 国内子会社

(2014年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
(株)SBI証券	本店 (東京都港区)	金融サー ビス事業	ソフト ウェア等	63	1,082	8,173	9,318	138
SBI損害保険(株)	横浜 事務センター (神奈川県横浜市)	金融サー ビス事業	ソフト ウェア等	0	40	967	1,007	-

(3) 在外子会社

(2014年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)SBI貯蓄銀行	本社 (韓国ソウル市)	アセット マネジメント事業	ソフト ウェア等	287	1,842	280	2,409	110

(4) 上記のほか、主要な賃借設備は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
提出会社	本社 (東京都港区)	金融サービス事業	建物	50
		その他	建物	20
		全社	建物	610
(株)SBI証券	本店 (東京都港区)	金融サービス事業	建物	119

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着工及び完成予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)SBI証券	東京都港区	金融サー ビス事業	オンライン 証券業務シ ステム	3,841	156	自己資金	2012年9月	2015年7月	顧客利便 性の向上

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	341,690,000
計	341,690,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2014年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2014年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	224,561,761	224,561,761	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	224,561,761	224,561,761	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2014年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 香港証券取引所については、2014年3月4日に上場廃止の決議を行い、同年6月25日に上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式交換前の旧SBI証券株式会社より当社が引継いだ制度で、当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によっており、その内容は次のとおりであります。

2004年6月29日旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会決議及び取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数(個)	15,583	15,459
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	179,204.50	177,778.50
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	4,613	同左
新株予約権の行使期間	自2006年6月30日 至2014年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,613 資本組入額 2,307	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社又はSBI証券株式会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で株式を新たに発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権及び同法第210条ノ2に規定するストックオプションの行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めております。

2004年6月29日旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会決議及び2004年12月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	345	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	2,934	同左
新株予約権の行使期間	自2006年6月30日 至2014年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,934 資本組入額 1,467	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社又はSBI証券株式会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で株式を新たに発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権及び同法第210条ノ2に規定するストックオプションの行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めております。

2005年6月29日旧S B I証券株式会社定時株主総会決議

	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数(個)	15,166	15,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,409	172,730
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	4,317	同左
新株予約権の行使期間	自2007年6月30日 至2015年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,317 資本組入額 2,159	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社又はS B I証券株式会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で株式を新たに発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権及び同法第210条ノ2に規定するストックオプションの行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権付社債を発行しており、その内容は次のとおりであります。

2013年10月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2014年3月31日)	提出日の前月末現在 (2014年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	19,556,714	19,692,792
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1,534	1,523.4
新株予約権の行使期間 (注)3	自2013年11月19日 至2017年10月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)4	発行価格 1,534 資本組入額 767	発行価格 1,523.4 資本組入額 762.0
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	-
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,000	同左

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下、「転換価額」という。)は、当初1,534円であり、2014年4月1日以降1,523.4円に調整されている。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

3. 2013年11月19日から2017年10月19日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。

但し、(A)繰上償還の場合は、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで(但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B)本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、又は(C)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記にかかわらず、当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(当該暦日が東京における営業日でない場合、東京における当該暦日の翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
5. (1)組織再編事由が生じた場合、()その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び信託証書上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(2)上記(1)に定める承継会社等の新株予約権の内容は、以下の通りとする。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(3)と同様の調整に服する。

()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値(当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本において同じ。))に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

()その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編の効力発生日又は上記(1)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

()承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

()承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編事由が生じた場合

上記(1)及び本(2)に準じて取り扱うものとする。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は承継された本社債とは別に譲渡することができないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年4月1日 ～ 2010年3月31日 (注)1	13,558	16,782,291	69	55,284	69	96,764
2010年6月23日 (注)2	3,112,000	19,894,291	17,654	72,938	17,654	114,418
2010年4月1日 ～ 2011年3月31日 (注)1	49,727	19,944,018	298	73,236	298	114,716
2011年4月12日 (注)3	1,750,000	21,694,018	7,408	80,644	7,408	122,124
2011年5月9日 (注)4	250,000	21,944,018	1,020	81,664	1,020	123,144
2011年8月1日 (注)5	432,216	22,376,234	-	81,664	3,380	126,524
2012年2月1日 (注)6	74,709	22,450,943	-	81,664	251	126,775
2011年4月1日 ～ 2012年3月31日 (注)1	360	22,451,303	1	81,665	1	126,776
2012年10月1日 (注)7	202,067,487	224,518,790	-	81,665	-	126,776
2012年4月1日 ～ 2013年3月31日 (注)1	6,991	224,525,781	3	81,668	3	126,779
2013年4月1日 ～ 2014年3月31日 (注)1	35,980	224,561,761	13	81,681	13	126,792

(注)1. 新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権付社債の権利行使を含む)による増加であります。

2. 有償一般募集によるものであります。

発行価格 11,834円

発行価額 11,346円

資本組入額 5,673円

払込金総額 35,308百万円

3. 第三者割当増資による増加であります。

発行価格 8,466円

資本組入額 4,233円

払込金総額 14,816百万円

なお、2011年4月14日、上記第三者割当増資により発行した当社普通株式を原株とする香港預託証券を、香港証券取引所のメインボード市場において上場いたしました。

4. 第三者割当増資による増加（オーバーアロットメントによる売出し）であります。

発行価格 8,156円
 資本組入額 4,078円
 払込金総額 2,040百万円

5. SBIペリトランス株式会社（現ペリトランス株式会社）を完全子会社とする株式交換（SBIペリトランス株式会社の株式1株につき当社の株式4.7株を割当交付）に伴う新株発行によるものであります。
6. SBIネットシステムズ株式会社を完全子会社とする株式交換（SBIネットシステムズ株式会社の株式1株につき当社の株式1.25株を割当交付）に伴う新株発行によるものであります。
7. 株式分割（1：10）によるものであります。

（6）【所有者別状況】

（2014年3月31日現在）

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	35	63	765	373	107	110,494	111,837	-
所有株式数（単元）	-	410,437	74,096	22,474	822,795	1,038	872,492	2,203,332	4,228,561
所有株式数の割合（％）	-	18.63	3.36	1.02	37.34	0.05	39.60	100.00	-

（注）1. 自己株式7,566,803株は、「個人その他」に75,668単元及び「単元未満株式の状況」に3株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ46単元及び80株含まれております。

(7)【大株主の状況】

(2014年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,008,530	4.01
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 SNT, UK	7,868,920	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	7,343,500	3.27
オーエム04エスエスピークライアントオム ニバス	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	7,318,827	3.26
サジヤツブ	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA	5,476,640	2.44
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED RE 15PCT TREATY ACCOUNT (NON LENDING)	50 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 SNT	5,024,140	2.24
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	5,005,600	2.23
北尾 吉孝	東京都新宿区	3,807,960	1.70
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	2,594,212	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,471,300	1.10
計	-	55,919,629	24.90

(注) 1. 上記のほか、自己株式が7,566,803株あります。

2. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から、2014年4月3日付で株券等の大量保有の状況に関する「変更報告書」の提出があり、2014年3月31日現在で19,536,700株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	提出者の株券 等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・ カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイ ド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN ス コットランド	4,346,826	1.94
ベイリー・ギフォード・オーバ ーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1グリーンサイ ド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN ス コットランド	15,189,874	6.76
計	-	19,536,700	8.70

3. ブラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドから、2014年3月18日付で株券等の大量保有の状況に関する「大量保有報告書」の提出があり、2014年3月11日現在で11,637,100株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	提出者の株券 等保有割合 (%)
ブラチナム・インベストメント・ マネージメント・リミテッド	Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	11,637,100	5.18
計	-	11,637,100	5.18

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

(2014年3月31日現在)

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,566,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 212,766,400	2,127,664	-
単元未満株式	普通株式 4,228,561	-	-
発行済株式総数	224,561,761	-	-
総株主の議決権	-	2,127,664	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,600株含まれており、「議決権の数」の欄には、当該株式に係る議決権の数46個が含まれております。

【自己株式等】

(2014年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木 一丁目6番1号	7,566,800	-	7,566,800	3.37
計	-	7,566,800	-	7,566,800	3.37

(注) 「株式給付信託《従業員持株会処分型》」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式511,900株(議決権の数5,119個)は、上記自己株式には含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は旧S B I証券株式会社との株式交換により引継いだ、次のストックオプション制度を採用しております。
株式交換前の旧S B I証券株式会社より当社が引継いだ制度で、当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によっており、その内容は次のとおりであります。

2004年6月29日旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会決議及び取締役会決議

決議年月日	2004年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社取締役7名、同社従業員350名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2004年6月29日旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会決議及び2004年12月22日取締役会決議

決議年月日	2004年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社従業員25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2005年6月29日旧S B I証券株式会社定時株主総会決議

決議年月日	2005年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	旧S B I証券株式会社取締役6名、同社従業員340名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、2011年9月29日開催の取締役会決議に基づき、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託 従業員持株会処分型」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、「SBIホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、本制度を実施するための信託(以下、「本信託」という。)の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

[本信託の概要]

イ. 委託者 当社

ロ. 受託者 みずほ信託銀行株式会社

ハ. 信託契約日 2011年11月7日

ニ. 信託の期間 2011年11月7日～2016年11月15日(予定)

従業員等持株会に取得させる予定の株式の総額

4.8億円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

信託終了日に持株会に加入しており、通知期限日までに、所定の書類を受託者が受領した者であって、かつ、受託者による本人確認が受益者確定日までに完了した者を、受益者として確定するものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	45,497	63,737,310
当期間における取得自己株式	2,231	2,700,610

(注)1. 「株式給付信託《従業員持株会処分型》」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式は、上記取得自己株式には含めておりません。

2. 当期間における取得自己株式には、2014年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	3,400	2,159,110	330	210,210
保有自己株式数	7,566,803	-	7,568,704	-

(注)1. 「株式給付信託《従業員持株会処分型》」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式は、上記保有自己株式数には含めておりません。

2. 当期間における処理自己株式には、2014年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、2014年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、配当政策の基本方針として、年間配当金については最低配当金額として1株当たり10円の配当を実施することとし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、さらなる利益還元が可能と判断した場合には、その都度引き上げることを目指します。

上記の基本方針と当期の連結業績を鑑み、当事業年度末における1株当たり配当金につきましては、普通配当20円といたしました。

毎事業年度における配当の回数につきましては、原則として期中の配当は行わず、期末配当に一本化しております。また、これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会及び取締役会であります。

なお、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨並びに期末配当及び中間配当の基準日を定款に定めており、会社法第454条第5項に規定する「中間配当」については定款に定めておりません。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2014年5月8日 取締役会決議	4,340	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月
最高(円)	23,720	21,150	10,480	8,100 869	1,990
最低(円)	10,430	7,550	5,240	4,555 475	758

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(2012年10月1日、1株 10株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2013年10月	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月
最高(円)	1,319	1,453	1,606	1,590	1,419	1,287
最低(円)	1,141	1,118	1,377	1,410	1,195	1,044

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員社長	北尾 吉孝	1951年1月21日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 1978年6月 英国ケンブリッジ大学(経済学部)卒業 1989年11月 ワッサースタイン・ペレラ社(ロンドン)常務取締役 1991年6月 野村企業情報株式会社取締役 1992年6月 野村證券株式会社事業法人三部長 1995年6月 ソフトバンク株式会社常務取締役 1999年3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)代表取締役 1999年7月 当社代表取締役社長 2000年6月 ソフトバンク株式会社取締役 2001年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)代表取締役CEO 2002年3月 SBI KOREA HOLDINGS CO., LTD. 取締役(現任) 2003年6月 当社代表取締役執行役員CEO 2004年7月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)取締役会長 2005年6月 SBIベンチャーズ株式会社(現SBIインベストメント株式会社)代表取締役執行役員CEO 2005年8月 SBIモーゲージ株式会社取締役会長 2005年10月 財団法人SBI子ども希望財団(現公益財団法人SBI子ども希望財団)理事(現任) 2006年3月 モーニングスター株式会社取締役執行役員CEO 2006年6月 株式会社かわでん取締役会長(現任) 2006年11月 SBIジャパンネクスト証券株式会社取締役(現任) 2007年6月 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD. 取締役(現任) 2007年12月 株式会社リビングコーポレーション(現SBIライフリビング株式会社)社外取締役 2008年9月 SBI Hong Kong Co., Limited(現SBI Hong Kong Holdings Co., Limited)取締役 2010年10月 株式会社SBI証券代表取締役会長(現任) 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社取締役(現任) 2012年6月 当社代表取締役執行役員社長(現任) 2012年7月 モーニングスター株式会社取締役(現任) 2012年7月 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役(現任) 2013年5月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員会長(現任) 2014年3月 SBIモーゲージ株式会社代表取締役会長執行役員CEO(現任) 2014年4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社代表取締役社長(現任)	(注)4	3,807,960

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員副社長	川島 克哉	1963年3月30日生	1985年4月 野村證券株式会社入社 1995年8月 ソフトバンク株式会社入社 1998年6月 イー・トレード株式会社(現SBIホールディングス株式会社)取締役 1999年3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)取締役 1999年7月 当社取締役 1999年10月 ソフトバンク・フロンティア証券株式会社(現株式会社SBI証券)代表取締役社長 2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)代表取締役社長 2001年3月 モーニングスター株式会社代表取締役社長 2001年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)代表取締役COO 2002年12月 当社取締役 2004年7月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)取締役 2004年7月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)専務取締役 2005年12月 同社取締役執行役員副社長 2006年3月 同社取締役 2006年4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社(現住信SBIネット銀行株式会社)代表取締役副社長 2006年6月 当社取締役 2007年9月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役副社長COO 2010年6月 同社代表取締役 2011年8月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社取締役(現任) 2014年4月 当社顧問 2014年4月 SBIマネーブラザ株式会社代表取締役社長(現任) 2014年6月 株式会社SBI証券取締役(現任) 2014年6月 当社代表取締役執行役員副社長(現任)	(注)4	437,870

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員専務	中川 隆	1963年9月6日生	1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社）入社 2000年6月 当社入社 2000年7月 当社ファンド投資本部投資2部ゼネラルマネジャー 2002年8月 当社執行役員 2002年12月 当社取締役 2003年6月 当社取締役執行役員 2005年6月 SBIベンチャーズ株式会社（現SBIインベストメント株式会社）取締役執行役員常務 2006年6月 当社取締役 2006年7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIインベストメント株式会社）代表取締役執行役員COO 2007年6月 当社取締役執行役員常務 2008年6月 当社取締役執行役員専務 2009年6月 当社取締役執行役員 2010年9月 当社取締役執行役員海外事業本部ファンド投資統括 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長（現任） 2012年6月 当社取締役執行役員専務海外事業本部ファンド投資統括 2012年6月 SBI AXES株式会社取締役 2013年2月 当社取締役執行役員専務 2013年5月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2014年6月 SBI AXES株式会社取締役会長（現任） 2014年6月 当社代表取締役執行役員専務（現任）	(注)4	42,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員専務	朝倉 智也	1966年3月16日生	1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社(現メリルリンチ日本証券株式会社)入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社入社 1998年11月 モーニングスター株式会社入社 2000年3月 同社取締役インターネット事業部長 2001年3月 同社常務取締役 2001年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役(現任) 2004年3月 モーニングスター株式会社代表取締役専務 2004年7月 同社代表取締役社長 2005年3月 同社代表取締役執行役員CEO 2005年12月 同社代表取締役執行役員COO 2007年6月 当社取締役執行役員 2012年6月 SBIファイナンシャルサービス株式会社取締役(現任) 2012年6月 SBI損害保険株式会社取締役(現任) 2012年6月 当社取締役執行役員常務 2012年7月 モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 2013年6月 当社取締役執行役員専務(現任)	(注)4	-
取締役	執行役員常務	森田 俊平	1974年12月31日生	1998年4月 ソフトバンク株式会社入社 1999年4月 ソフトバンク・アカウントティング株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)入社 2000年7月 オフィスワーク株式会社(現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社)代表取締役社長 2002年10月 オフィスワーク・システムズ株式会社(現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社)代表取締役社長 2005年11月 株式会社ジェイシーエヌランド(現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社)代表取締役社長(現任) 2009年6月 当社取締役執行役員 2011年5月 SBIカード株式会社(現SBIインキュベーション株式会社)代表取締役執行役員COO 2011年6月 モーニングスター株式会社社外監査役 2011年10月 当社取締役執行役員CFO 2012年6月 SBIファイナンシャルサービス株式会社取締役(現任) 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社取締役(現任) 2012年6月 SBIカード株式会社代表取締役執行役員CEO 2012年6月 当社取締役執行役員常務(現任) 2013年6月 SBIカード株式会社代表取締役執行役員CEO兼COO(現任)	(注)4	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員	李 沛倫	1974年10月31日生	2000年4月 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社入社 2003年10月 大和証券エスエムピーシー株式会社(現大和証券株式会社)入社 2006年8月 Taiyo Pacific Partners LP 入社 2008年4月 当社入社 2008年11月 当社北京駐在員事務所 2009年12月 当社上海駐在員事務所首席代表 2010年9月 当社海外事業本部部長 2011年6月 上海新証財経信息諮詢有限公司董事兼総経理(現任) 2011年11月 天安保険股份有限公司(現天安財産保険股份有限公司) 董事(現任) 2012年6月 当社取締役執行役員上海駐在員事務所首席代表(現任) 2012年11月 思佰益(中国)投資有限公司代表取締役(現任) 2012年11月 上海思佰益儀電股權投資管理有限公司代表取締役(現任)	(注)4	-
取締役		高村 正人	1969年2月26日生	1992年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 2005年3月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券) 入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券) 取締役執行役員コーポレート部管掌 2012年4月 株式会社SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2013年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役		河田 聡史	1967年2月2日生	1989年4月 コスモ石油株式会社入社 1993年1月 国際協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)の青年海外協力隊参加同隊としてソロモン諸島へ派遣 1993年4月 コスモ石油株式会社アブダビ事務所マネージャー 1995年10月 コスモ石油株式会社アブダビ事務所マネージャー 2006年7月 コスモ石油株式会社海外事業1部事業戦略2Gグループ長 2008年7月 同社よりSBIアラブプロモ株式会社(現SBIファーマ株式会社)へ出向 2008年7月 SBIアラブプロモ株式会社(現SBIファーマ株式会社) 代表取締役執行役員COO(現任) 2009年11月 ALApharma GmbH マネージング・ディレクター(現任) 2012年4月 日本バーレーン経済交流協会事務局長(現任) 2014年1月 DAWANI SBI TRADING COMPANY W.L.L 取締役(現任) 2014年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		吉田 正樹	1959年8月13日生	1983年4月 株式会社フジテレビジョン(現株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 2006年6月 同社編成制作局バラエティ制作センター部長 同社デジタルコンテンツ局デジタル企画室部長兼務 2007年4月 KLab株式会社社外監査役 2009年1月 株式会社吉田正樹事務所代表取締役(現任) 株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役会長(現任) 2009年3月 KLab株式会社社外取締役 2009年5月 株式会社ギガ・メディア社外取締役 2010年6月 当社取締役(現任) 2012年11月 KLab株式会社社外取締役(現任)	(注)4	10,000
取締役		永野 紀吉	1940年11月29日生	1963年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 1994年6月 同社取締役 1996年2月 同社常務取締役 1997年6月 山加証券株式会社(現内藤証券株式会社)代表取締役社長 1999年6月 株式会社ジャスダック・サービス(現株式会社日本取引所グループ)代表取締役社長 2004年6月 株式会社ジャスダック(現株式会社日本取引所グループ)代表取締役会長兼社長 2004年12月 株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社日本取引所グループ)代表取締役会長兼社長 2005年6月 同所最高顧問 2007年6月 信越化学工業株式会社社外監査役(現任) 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2012年6月 レック株式会社社外監査役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		渡邊 啓司	1943年1月21日生	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所(現あらた監査法人)入所 1987年7月 青山監査法人(現あらた監査法人)代表社員(同時にPrice Waterhouse(現あらた監査法人) Partner就任) 1995年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年4月 同所代表社員(2008年6月退所) 2000年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader(2009年6月退任) 2008年6月 株式会社朝日工業社社外取締役(現任) 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2011年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ(現株式会社青山財産ネットワークス)社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役		玉木 昭宏	1966年10月25日生	1994年9月 Price Waterhouse LLP, New York(現PricewaterhouseCoopers LLP)入所 1996年9月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所(1999年12月退所) 1998年3月 米国公認会計士登録 2000年1月 株式会社インテラセット入社 2006年6月 株式会社サイファ代表取締役(現任) 2008年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2013年12月 株式会社ドワンゴ社外監査役(現任)	(注)4	-
取締役		丸物 正直	1950年5月13日生	1974年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1990年1月 同行東京営業第一部次長 1991年4月 同行東京営業第三部次長 1992年4月 同行新富町支店長 1994年10月 同行東新宿支店長 1996年10月 同行栄町支店長 1998年10月 同行本店支店事務部部长 1999年10月 同行本店個人総括部部长 2003年4月 株式会社三井住友銀行本店人材開発部部长 2004年5月 同行本店人材開発部部长 2005年6月 SMBCセンターサービス株式会社専務取締役 2007年6月 SMBCグリーンサービス株式会社代表取締役社長 2010年6月 銀泉株式会社社外監査役 2011年5月 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会(現公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会)常務理事 2012年5月 同協会副会長(現任) 2012年6月 SMBCグリーンサービス株式会社顧問(現任) 2012年6月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		佐藤 輝英	1975年2月24日生	1997年9月 ソフトバンク株式会社入社 サイバーキャッシュ株式会社(現ペ リトランス株式会社)へ出向 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会 社(現ソフトバンクテレコム株式会 社)へ転籍 2000年3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会 社(現ソフトバンクテレコム株式会 社)退社(サイバーキャッシュ株式 会社(現ペリトランス株式会社)出 向解除) 2000年4月 株式会社ネットプライス(現株式会 社ネットプライスドットコム)代表 取締役社長兼CEO 2007年2月 株式会社ネットプライスドットコム 代表取締役社長兼グループCEO(現 任) 2012年5月 株式会社Netprice Partners(現株式 会社BEENOS Partners)代表取締役社 長(現任) 2013年1月 BEENOS Asia Pte.Ltd.代表取締役 (現任) 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2014年4月 BEENOS VN, Inc.代表取締役(現任) 2014年5月 BEENOS Plaza Pte. Ltd.代表取締役 (現任)	(注)4	2,820
取締役		中塚 一宏	1965年4月4日生	1990年4月 議員秘書 1996年1月 政党政務スタッフ(新進党、自由党 職員) 2000年6月 衆議院議員初当選(第42回総選挙) 2002年1月 衆議院財務金融委員会理事 2003年11月 衆議院議員当選(第43回総選挙) 2009年7月 衆議院議員当選(第45回総選挙) 2009年11月 衆議院財務金融委員会理事 2010年2月 衆議院財務金融委員会筆頭理事 2010年10月 衆議院決算行政委員会理事 2011年9月 内閣府副大臣(金融、原子力政策、 原発問題、行政刷新、男女共同参 画、共生社会政策、郵政改革担当) (野田内閣) 2012年2月 内閣府副大臣(金融、行政刷新、行 政改革、社会保障・税一体改革、公 務員制度改革、郵政改革担当)兼復 興副大臣(野田改造内閣) 2012年10月 内閣府特命担当大臣(金融、「新し い公共」、少子化対策、男女共同参 画担当)(野田第三次改造内閣) 2014年6月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		藤井 厚司	1955年12月18日生	1980年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 1996年5月 ソフトバンク株式会社入社 1998年7月 同社管理本部経理部長 2000年8月 当社監査役 2001年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンクテレコム株式会社)取締役経理担当 2004年9月 株式会社メガブレーション(現当社)取締役執行役員 2005年9月 同社常勤監査役 2006年3月 モーニングスター株式会社社外監査役 2006年6月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)社外監査役(現任) 2006年6月 当社監査役 2008年3月 SBIインベストメント株式会社監査役(現任) 2010年7月 公認会計士登録 2011年6月 当社常勤監査役(現任) 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社監査役(現任) 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社監査役(現任)	(注)5	48,980
監査役		多田 稔	1946年2月18日生	1968年4月 野村證券株式会社入社 1995年6月 ワールド証券株式会社(現株式会社SBI証券)取締役 1997年6月 同社常務取締役 1999年4月 ワールド日栄証券株式会社(現株式会社SBI証券)常務執行役員 2004年6月 ワールド日栄フロンティア証券株式会社(現株式会社SBI証券)常勤監査役 2005年2月 エース証券株式会社社外監査役 2006年6月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)社外監査役 2007年10月 SBIイー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)社外常勤監査役(現任) 2010年6月 当社監査役(現任) 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社監査役(現任)	(注)5	26,510
監査役		関口 泰央	1964年11月3日生	1990年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 1994年5月 公認会計士登録 1998年12月 太田昭和監査法人退所 1999年1月 パートナーズ総合事務所代表 2000年6月 株式会社パートナーズ・コンサルティング代表取締役 2008年4月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役(現任) 2014年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		瓜生 健太郎	1965年1月2日生	1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1995年4月 常松築瀬関根法律事務所(現長島大野常松法律事務所)入所 1996年1月 松尾綜合法律事務所入所 1999年1月 ソロモン・スミス・バーニー証券会社(現シティグループ証券株式会社)入社バイスプレジデント 2000年4月 国際協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)長期専門家(日本弁護士連合会からベトナム司法省等派遣) 2002年8月 弁護士法人キャスト(現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)代表マネージングパートナー弁護士(現任) 2008年8月 SUIアドバイザーサービス株式会社(現U&Iアドバイザーサービス株式会社)代表取締役(現任) 2014年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
計						4,396,140

(注)1. 当社では執行役員制度を導入しております。

2. 取締役永野紀吉、取締役渡邊啓司、取締役玉木昭宏、取締役丸物正直、取締役佐藤輝英及び取締役中塚一宏は、社外取締役であります。
3. 監査役関口泰央及び監査役瓜生健太郎は、社外監査役であります。
4. 2014年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2014年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

なお、2014年6月27日開催の第16期定時株主総会において取締役の選任が行われ、引き続き開催の取締役会により、以下のとおり代表取締役の異動がありました。

新任代表取締役

川島 克哉(代表取締役執行役員副社長)

中川 隆 (代表取締役執行役員専務)

生年月日、所有株式数、主要略歴につきましては、上記表に記載のとおりです。

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
浅山 秀明	1949年12月5日生	1974年4月 東京芝浦電機株式会社(現株式会社東芝)入社	-
		1986年10月 TOSHIBA MEDICAL DO BRASIL LTDA.へ 出向 取締役財務担当責任者	
		1992年7月 株式会社東芝財務部課長	
		1995年6月 東芝厚生年金基金へ出向 資産運用 担当課長	
		1997年6月 TOSHIBA INTERNATIONAL CORPORATION へ出向 取締役副社長財務担当責任 者	
		1999年12月 株式会社東芝 情報・社会システム社 経理部参事	
		2000年10月 同社経営監査部参事	
		2004年5月 株式会社東芝退社	
		2004年5月 東芝松下ディスプレイテクノロジー 株式会社(現株式会社ジャパンディ スプレイ)入社 経営監査部長	
		2006年6月 同社常勤監査役	
		2009年6月 同社常勤監査役退任	
		2009年6月 東芝ディーエムエス株式会社入社 経営監査グループ長	
		2010年6月 SBIリクイディティ・マーケット株式 会社監査役(現任)	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

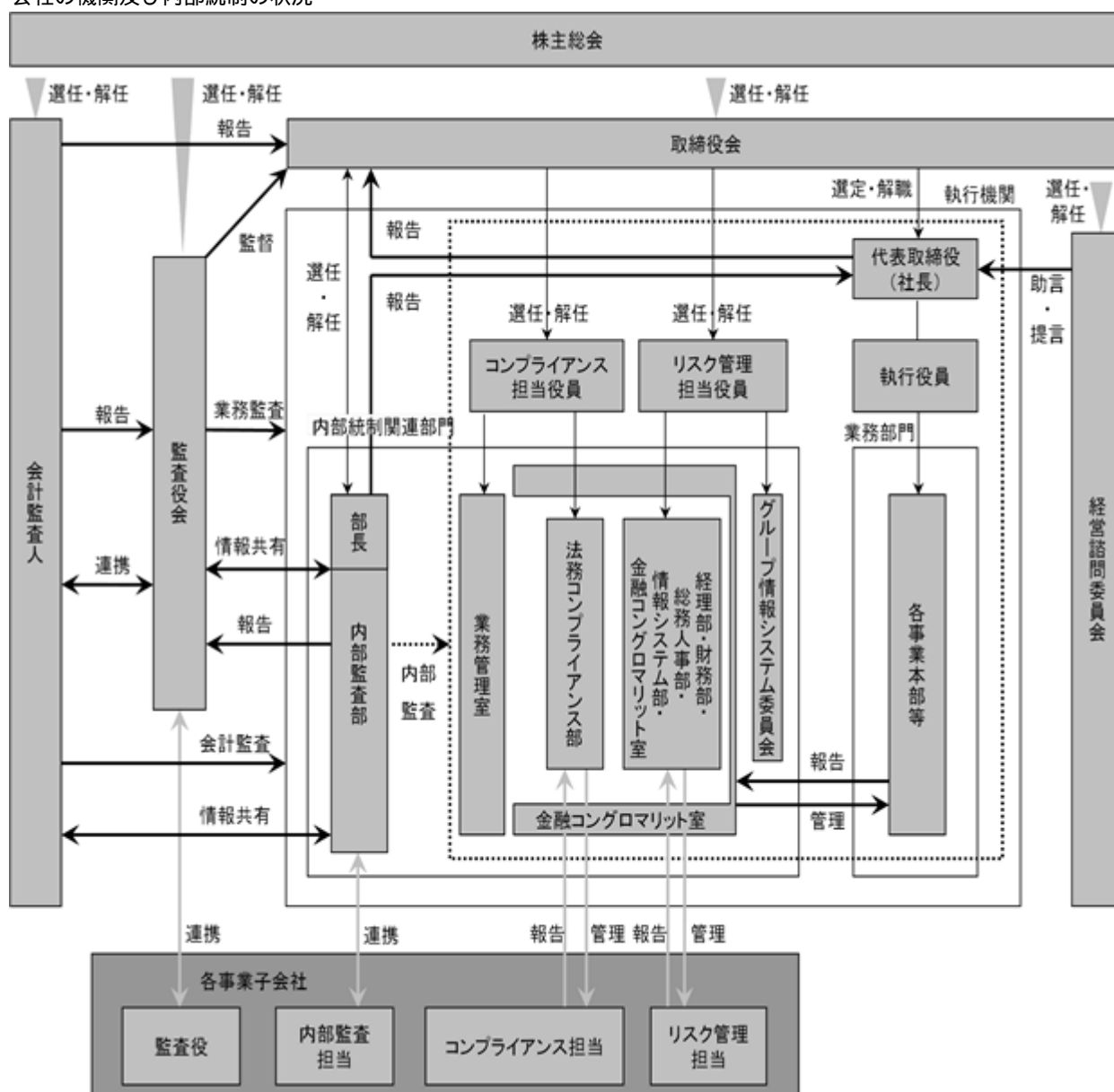
(企業統治の体制の概要及び当該統治の体制を採用する理由)

当社の取締役会は取締役15名(2014年6月30日現在)で構成し、また、執行役員制度を導入し、業務執行に関しては代表取締役執行役員社長を含む各事業部門を統括する取締役執行役員6名、執行役員5名の計11名があたっており、取締役及び執行役員並びに取締役会の機能及び責任を明確にするとともに、急激な経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、当該統治の体制を採用しております。

また、当社の取締役会は原則として月1回開催し必要に応じ臨時取締役会を開催しつつ、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。さらに、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、経営の妥当性の監督強化を行っております。監査役会については、金融業務、会計、又は法律に精通した監査役4名で構成され、そのうちの2名は社外監査役であり、各監査役・内部監査部並びに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

これにより、現状の体制によって、経営の透明性確保、経営者の第三者説明責任の遂行といったコーポレート・ガバナンスの基本原則を遵守できているものと考えております。

会社の機関及び内部統制の状況



(2014年6月30日現在)

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社は経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると認識しております。また、内部統制システムは、以下の体制をとる必要があると考え、整備に努め、実施しております。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
 - b) 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
 - c) 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上、代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
 - d) 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a) 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という。)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
 - b) 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置する。
 - b) 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
 - b) 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
 - c) 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。
- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 当社は、当社の属する企業集団におけるコンプライアンス上の課題・問題の把握及び業務の適正の確保のため、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、企業集団に属する会社のコンプライアンス担当者と共に、企業集団全体のコンプライアンスについて情報の交換を行うための会議を設置するものとし、企業集団に属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催する。
 - b) 取締役は、企業集団に属する会社において、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとする。

- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a) 取締役は、取締役会規程に定める次の事項を知ったときは、取締役会において、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。
 - (1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - (2) 経営に関する重要な事項
 - (3) 内部監査に関連する重要な事項
 - (4) 重大な法令・定款違反
 - (5) その他取締役が重要と判断する事項
 - b) 取締役は、監査役より前項第1号乃至第4号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
 - c) 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
 - b) 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとする。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。
- 10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社の属する企業集団では、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、当社の属する企業集団の役職員を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

(リスク管理体制の整備の状況)

提出日現在における当社のリスク管理体制としましては、会社の存続に重大な影響を与える経営危機が発生した場合、あるいはその可能性がある場合に、取締役会が定めるリスク管理担当役員を総責任者として情報の収集や対応策及び再発防止策の検討及び実施を行うとともに、関係機関への報告、情報開示を行うこととしております。

事業活動に関しては、そのすべてのプロセスにおいて、関係法令の遵守はもちろん、契約又は規約等に即した運営を徹底すべく、複数の部門による相互牽制体制を設けてコンプライアンスを最大限重視する体制を整えております。また、情報管理及びシステムリスクにつきましては、リスク管理担当役員を委員長とし、各部門より任命された委員から構成されるグループ情報システム委員会を設置し、顧客情報をはじめとする情報管理体制全般の整備及びシステムリスク管理体制の強化を図っております。特に事業継続の観点から、システムの二重化や複数拠点によるバックアップ体制を取ることで様々な事象にも対応できる体制を構築しております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(内部監査)

当社は、業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置しております。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行っております。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告されております。

内部監査部門は、監査（内部監査、会計監査、内部統制等）に関する専門知識を有する専任の部長及び部員（計9名）から構成されており、一般的な内部監査の基準等を参考に監査手続を実施しております。

監査役会との連携につきましては、個別の内部監査終了ごとに監査役会には取締役会とは別途定期的に報告し、意見交換を行っている他、監査役会の要望を監査テーマ・監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しております。

会計監査人とは、財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行っております。

(監査役監査)

監査役は業務執行機関から独立した機関として取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。当社の監査役会は4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。

社外監査役を除く監査役2名のうち、1名は長年にわたる経理業務の経験があり、公認会計士としての財務及び会計に関する知見を有しており、1名は金融機関における長年の勤務経験があり、金融業界全般に対して幅広い知見を有しております。また、社外監査役のうち、1名は公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、1名は弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

具体的な監査手続としては、監査役会の定めた「監査役監査基準」に準拠して、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役並びに取締役等との適宜意見交換などを行い、会社の内部統制システムについては「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づきその監査を行っております。

内部監査部門とは、前述のとおり定期的な意見交換等の連携を図っております。

会計監査人とは、監査役会として、年間監査計画の説明をはじめとして、四半期・本決算時の監査報告書等による説明を受けており、また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて情報共有、協議を行っております。

このように、監査役、内部監査部並びに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

(会計監査)

2014年3月期における会計監査体制は以下のとおりであります。

公認会計士等の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	望月明美	有限責任監査法人 トーマツ
	國本望	
	淡島國和	

継続関与年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 18名、会計士補等 4名、その他 6名

前述の内部監査、監査役監査の項目に記載のとおり、これらと会計監査とは、適切な連携を図っております。

(各監査と内部統制部門との関係)

各監査は、監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

社外取締役と社外監査役

(社外取締役及び社外監査役の員数)

当社の社外取締役は6名、社外監査役は2名であります。

(社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係)

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、2014年6月30日現在、社外取締役佐藤輝英氏が当社普通株式を2,820株保有していること以外に、人的關係、資本的關係又は特筆すべき取引關係その他の利害關係はありません。

また、社外取締役永野紀吉氏は、株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社日本取引所グループ)の出身者であり、当社と同社の間には、当社が東京証券取引所に上場していることに伴う年間上場料の取引關係がありますが、取引金額は軽微であり一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

社外取締役渡邊啓司氏は、監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)の出身者であり、当社グループと同監査法人の間には監査契約に基づく取引やコンフォートレター作成業務等の取引關係がありますが、取引の規模、性質に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役丸物正直氏は、以前、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行及びその前身である株式会社住友銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、2005年に退職し、既に退職後9年間を経過しており、退職以降株式会社三井住友銀行の業務執行者等としての地位を有しておりません。当社は株式会社三井住友銀行以外の複数の金融機関とも取引を行っており、2014年3月末現在において借入残高はありません。したがって、当社と同行の取引關係は同氏の意思決定に対して影響を与えるものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

社外取締役佐藤輝英氏は、株式会社ネットプライスドットコム代表取締役社長兼グループCEOであり、当社と当社子会社及び当社子会社と同子会社間で出資等の資本取引がありますが、取引の規模、性質等に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役が役員である会社等又は役員であった会社等と当社グループの間には、特別な利害關係はありません。

(企業統治において果たす役割及び機能)

社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

(選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する考え方)

社外取締役・社外監査役の役割・期待の明確化のため、当社は以下のような基準を総合的に勘案の上、選任しております。こうして選任された社外取締役・社外監査役を含む体制により、経営の透明性の確保、第三者に対する説明責任の遂行といったコーポレート・ガバナンスの基本原則を遵守できるものと考えております。

<社外取締役の選任基準>

- ・取締役会での適切な意思決定・経営監督が可能な高度な専門知識・豊富な経験、経営に対する高度な経験・見識等を持つこと。
- ・客観的かつ中立に経営の監督機能を遂行するため、当社グループからの独立性を確保していること。独立性については上場取引所の関連規則等に基づき実質的かつ客観的な判定を行う。
- ・一般株主と利益相反の生じるおそれがない者であること。

<社外監査役の選任基準>

- ・様々な分野に関する豊富な知識・経験を有し、又は監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有していること。
- ・客観的かつ中立に監査機能を発揮するため、当社グループからの独立性を確保していること。独立性については上場取引所の関連規則等に基づき実質的かつ客観的な判定を行う。

(社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係)

内部監査部門と監査役会との連携につきましては、個別の内部監査終了ごとに監査役会には取締役会とは別途定期的に報告し、意見交換を行っている他、監査役会の要望を監査テーマ・監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しております。会計監査人とは、内部監査部門は財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行い、監査役会は、年間監査計画の説明をはじめとして、四半期・本決算時の監査報告書等による説明を受けており、また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて情報共有、協議を行っております。これらに対し、社外取締役又は社外監査役は報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外取締役及び社外監査役はその監督又は監査の実効性を確保するため、また内部監査・監査役監査・会計監査からなる監査機能は、各監査における監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の総数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	180	180	-	-	-	12
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	-	-	-	1
社外役員	65	65	-	-	-	5

(注) 上記報酬には当事業年度中に退任した役員の報酬を含めております。

2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a) 役員報酬の決定に関する方針

1) 役員報酬(役員賞与を除く。)の支給額は、次の事項を勘案し、役員ごとに定める。

- ・従業員給与の最高額
- ・過去の同順位の役員の支給実績
- ・会社の業績見込み
- ・役員報酬の世間相場
- ・会社の業績等への貢献度
- ・就任の事情
- ・その他

2) 役員賞与の支給額は、役員個々の職務執行状況をもとに、これを個々の役員ごとに定める。

- 3) 役員賞与の支払対象者は、当該定時株主総会まで就任していた役員とする。ただし、任期途中で退任した役員に対し、前決算期に関する定時株主総会終結の時から退任した時までの期間相当分を支払うことができる。
- 4) 会社業績の著しい悪化等により、取締役会の決定に基づき、期間を定めて役員報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。また、監査役については、監査役の協議により、期間を定めて役員報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。
- 5) 役員退職慰労金は支給しないものとする。
- b) 役員報酬の決定方法
- 1) 役員報酬は、取締役と監査役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、次の方法により決定する。
- ・各取締役の報酬及び賞与は、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定する。
 - ・各監査役の報酬及び賞与は、監査役の協議で決定する。
- 2) 役員報酬（役員賞与を除く。）の改定は、原則として毎年1回、決算期後3か月以内に行なうものとする。

株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄及び貸借対照表計上額の合計額
- 4 銘柄 1,332百万円
2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
Sunwah Kingsway Capital Holdings Ltd.	102,631,579	224	金融事業における協業を目的として保有しております。
Kingston Financial Group Limited	165,000,000	1,099	金融事業における協業を目的として保有しております。
海通証券股份有限公司	5,000,000	645	金融事業における協業を目的として保有しております。
（株）パイオン	17,625	475	金融事業における協業を目的として保有しております。
ブロードメディア（株）	9,564,500	1,359	営業政策目的により保有しております。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
Sunwah Kingsway Capital Holdings Ltd.	102,631,579	231	金融事業における協業を目的として保有しております。
ブロードメディア（株）	6,837,300	1,101	営業政策目的により保有しております。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または、法令が定める額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は22名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限においても行うことができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

取締役会は毎月1回以上の開催があり、引続き公正な意思決定と経営監督の機関としての機能を果たしております。また、監査役においては経営監督機能の強化を図るため、年度監査計画に基づいた網羅的な監査役監査を実施しております。内部監査部においては外部専門家も交え、グループ会社を含めた総合的な内部監査を実施しております。その他、金融商品取引法第24条の4の4において要請される「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するため、全社的な取り組みとして、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その実施状況について内部監査部による独立的な評価を行いました。これらにより一層の業務品質の向上と財務上の不正誤謬の防止が図られました。

投資家向け情報開示につきましては、四半期毎の決算説明会や定時株主総会後の経営近況報告会の実施に加えまして、全国数都市にて個人株主を対象として代表者が直接説明を行う会社説明会を実施、また海外を含めた各種IRカンファレンス等にも積極的に参加することで、様々な投資家の皆様への正確な企業情報の伝達を目指しております。

また、自社のホームページでは決算短信、プレスリリース、四半期毎の決算説明会や株主向け会社説明会等の動画・資料を速やかに掲載、また、代表者が当社グループの決算概況や最新のトピックスを動画にて説明する「SBIチャンネル」を配信する等、投資家への積極的な情報発信を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	355	41	260	2
連結子会社	237	5	241	20
計	592	46	501	22

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSBIモーゲージ株式会社他5社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuグループ各法人に対し、監査証明業務に基づく報酬として計75百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSBIモーゲージ株式会社他2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuグループ各法人に対し、監査証明業務に基づく報酬として計60百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催する各種セミナー等へ参加しております。

また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

	注記	前期末	当期末
		(2013年3月31日)	(2014年3月31日)
		百万円	百万円
資産			
現金及び現金同等物	6,18	133,362	276,221
営業債権及びその他の債権	6,8,9,18	412,477	336,206
証券業関連資産			
預託金		846,445	935,497
信用取引資産		164,935	352,675
その他の証券業関連資産	10	422,265	451,321
証券業関連資産計	6,7	1,433,645	1,739,493
その他の金融資産	6,18	26,694	30,593
営業投資有価証券	6,8,11	119,268	127,365
その他の投資有価証券	6,8,11	57,209	49,234
持分法で会計処理されている投資	12	35,689	39,820
投資不動産	14,18	36,355	33,195
有形固定資産	15	10,517	11,826
無形資産	16	185,581	196,438
その他の資産	18	29,928	26,513
繰延税金資産	17	13,662	8,400
資産合計		2,494,387	2,875,304
負債			
社債及び借入金	6,8,18	344,360	440,112
営業債務及びその他の債務	6,8,19	48,894	53,503
証券業関連負債			
信用取引負債		153,612	186,806
有価証券担保借入金		135,609	211,671
顧客からの預り金		387,310	492,159
受入保証金		372,440	439,927
その他の証券業関連負債	20	255,634	287,350
証券業関連負債計	6,7,8	1,304,605	1,617,913
顧客預金	6,8	376,177	302,314
未払法人所得税		2,192	10,362
その他の金融負債	6,8	35,371	38,015
その他の負債		15,430	15,767
繰延税金負債	17	6,823	8,855
負債合計		2,133,852	2,486,841
資本			
資本金	22	81,668	81,681
資本剰余金	22	160,550	152,725
自己株式	22	(5,117)	(5,140)
その他の資本の構成要素	22	6,196	16,225
利益剰余金	22	60,002	80,140
親会社の所有者に帰属する持分合計		303,299	325,631
非支配持分		57,236	62,832
資本合計		360,535	388,463
負債・資本合計		2,494,387	2,875,304

【連結損益計算書】

	注記	前期	当期
		(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
		百万円	百万円
営業収益	5,25	154,285	232,822
営業費用			
営業原価	26	(55,275)	(68,472)
金融費用	26	(4,612)	(18,526)
販売費及び一般管理費	26	(75,231)	(95,997)
その他の費用	26	(2,339)	(8,934)
営業費用合計		(137,457)	(191,929)
持分法による投資利益	5,12	558	1,331
営業利益		17,386	42,224
その他の金融収益・費用			
その他の金融収益	27	604	514
その他の金融費用	27	(2,968)	(3,839)
その他の金融収益・費用合計		(2,364)	(3,325)
税引前利益	5	15,022	38,899
法人所得税費用	28	(7,445)	(19,100)
当期利益		7,577	19,799
当期利益の帰属			
親会社の所有者		3,817	21,439
非支配持分		3,760	(1,640)
当期利益		7,577	19,799
1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)			
基本的(円)	30	17.58	99.04
希薄化後(円)	30	17.58	96.85

【連結包括利益計算書】

	注記	前期	当期
		(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
		百万円	百万円
当期利益		<u>7,577</u>	19,799
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	29	(250)	979
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	8,579	9,600
キャッシュ・フロー・ヘッジ	29	49	-
税引後その他の包括利益		<u>8,378</u>	<u>10,579</u>
当期包括利益		<u>15,955</u>	<u>30,378</u>
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		<u>11,454</u>	32,337
非支配持分		<u>4,501</u>	(1,959)
当期包括利益		<u>15,955</u>	<u>30,378</u>

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	利益 剰余金	合計	非支配 持分	資本合計
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2012年4月1日残高		81,665	160,471	(3,180)	(1,363)	58,315	295,908	55,382	351,290
当期利益		-	-	-	-	3,817	3,817	3,760	7,577
その他の包括利益		-	-	-	7,637	-	7,637	741	8,378
当期包括利益合計		-	-	-	7,637	3,817	11,454	4,501	15,955
新規普通株式の発行	22	3	3	-	-	-	6	-	6
連結範囲の変動		-	1	-	-	-	1	(7,909)	(7,908)
剰余金の配当	23	-	-	-	-	(2,208)	(2,208)	(3,004)	(5,212)
自己株式の取得	22	-	-	(2,021)	-	-	(2,021)	-	(2,021)
自己株式の処分	22	-	0	84	-	-	84	-	84
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		-	75	-	-	-	75	8,266	8,341
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	22	-	-	-	(78)	78	-	-	-
2013年3月31日残高		81,668	160,550	(5,117)	6,196	60,002	303,299	57,236	360,535
当期利益		-	-	-	-	21,439	21,439	(1,640)	19,799
その他の包括利益		-	-	-	10,898	-	10,898	(319)	10,579
当期包括利益合計		-	-	-	10,898	21,439	32,337	(1,959)	30,378
新規普通株式の発行	22	13	13	-	-	-	26	-	26
転換社債型新株予約権付社債の発行	18	-	1,632	-	-	-	1,632	-	1,632
連結範囲の変動		-	(211)	-	-	-	(211)	747	536
剰余金の配当	23	-	-	-	-	(2,170)	(2,170)	(2,103)	(4,273)
自己株式の取得	22	-	-	(64)	-	-	(64)	-	(64)
自己株式の処分	22	-	3	41	-	-	44	-	44
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		-	(9,262)	-	-	-	(9,262)	8,911	(351)
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	22	-	-	-	(869)	869	-	-	-
2014年3月31日残高		81,681	152,725	(5,140)	16,225	80,140	325,631	62,832	388,463

【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前期	当期
	(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	15,022	38,899
減価償却費及び償却費	7,624	11,434
持分法による投資利益	(558)	(1,331)
受取利息及び受取配当金	(18,454)	(65,518)
支払利息	7,565	22,365
営業投資有価証券の増減	(252)	(2,524)
営業債権及びその他の債権の増減	10,614	95,728
営業債務及びその他の債務の増減	14,167	3,388
証券業関連資産及び負債の増減	(72,300)	7,370
顧客預金の増減	-	(121,649)
その他	(3,898)	4,593
小計	(40,470)	(7,245)
利息及び配当金の受取額	17,854	64,215
利息の支払額	(6,884)	(25,054)
法人所得税の支払額	(7,484)	(2,515)
営業活動によるキャッシュ・フロー	(36,984)	29,401

注記	前期	当期
	(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形資産の取得による支出	(4,279)	(5,409)
投資有価証券の取得による支出	(9,876)	(9,791)
投資有価証券の売却による収入	4,580	21,582
子会社の取得による支出	31 (18,451)	(2,057)
子会社の売却による収入	31 10,062	2,887
貸付による支出	(8,215)	(3,787)
貸付金の回収による収入	5,987	5,545
その他	1,132	7,841
投資活動によるキャッシュ・フロー	(19,060)	16,811
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	32,305	47,918
長期借入による収入	28,437	40,895
長期借入金の返済による支出	(42,968)	(27,091)
社債の発行による収入	63,945	101,012
社債の償還による支出	(60,540)	(65,470)
株式の発行による収入	6	26
非支配持分からの払込みによる収入	3,679	55
投資事業組合等における非支配持分からの出資受入による収入	2,052	1,312
配当金の支払額	(2,213)	(2,162)
非支配持分への配当金の支払額	(467)	(530)
投資事業組合等における非支配持分への分配金支払額	(2,431)	(2,084)
自己株式の取得による支出	(2,021)	(64)
非支配持分への子会社持分売却による収入	7,603	119
非支配持分からの子会社持分取得による支出	(295)	(145)
その他	(1,393)	(1,253)
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,699	92,538
現金及び現金同等物の増減額	(30,345)	138,750
現金及び現金同等物の期首残高	159,833	133,362
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	3,874	4,109
現金及び現金同等物の期末残高	133,362	276,221

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

SBIホールディングス株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当企業グループ）、並びに当企業グループの関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。当企業グループは、金融サービス事業、アセットマネジメント事業及びパイオ関連事業を主要3事業として多種多様な事業活動を行っております。各事業の内容については、「5 事業セグメント」に記載しております。

本連結財務諸表は、2014年6月27日に代表取締役執行役員社長 北尾吉孝及び最高財務責任者である取締役執行役員常務 森田俊平によって承認されております。

2 作成の基礎

(1) 国際会計基準に準拠している旨

当企業グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則）第1条の2に掲げる「特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。

(2) 測定的基础

本連結財務諸表は、以下の項目を除き、取得原価を基礎として作成しております。

- ・ 公正価値で測定し、その変動を純損益で認識する金融商品
- ・ 公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識する金融商品

金融商品の公正価値を測定するために用いられる方法は「6 金融商品の公正価値」に記載しております。

(3) 表示通貨

本連結財務諸表の表示通貨は当社の機能通貨である円であり、特に注釈のない限り、百万円単位での四捨五入により表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積り、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積り及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直しており、会計上の見積りの修正は、修正した期間のみ影響を与える場合は修正が行われた当該期間に認識し、修正した期間及び将来の期間の双方に影響を及ぼす場合には当該期間及び将来の期間で認識しております。

下記は将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積りの不確実性の要因となる主な事項であり、これらは当期及び来期以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

(a) 金融商品の公正価値の測定

当企業グループが保有する非上場株式は主に営業投資有価証券に含まれており、主に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されております。このような非上場株式の公正価値を見積もるために観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しております。

(b) 繰延税金資産

資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との間に生じる一時的な差異及び税務上の繰越欠損金に係る税効果については、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において、当該差異及び税務上の繰越欠損金の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

(c) のれんの評価

当企業グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。当該回収可能価額の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを使用しております。

(d) 償却原価で測定される金融資産に係る減損

償却原価で測定される金融資産に係る減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定しております。

(5) 当期から新たに適用した基準書

当企業グループの連結財務諸表は、早期適用したIFRS第9号「金融商品」（2009年11月公表、2010年10月及び2011年12月改訂）（以下、IFRS第9号）を除き、2014年3月31日現在で強制適用が要求される基準書に基づいて作成されております。

当期から新たに適用した基準書は次のとおりであります。

基準書	新設・改訂の概要
IFRS第10号 連結財務諸表	支配の定義の明確化及びすべての企業に適用すべき連結の基礎としての支配の概念を設定
IFRS第11号 共同支配の取決め	法形態ではなくアレンジメント上の権利・義務に基づいた共同支配を有するアレンジメントに係る分類及び会計処理を設定
IFRS第12号 他の企業への関与の開示	子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社及び非連結の事業体を含む他の事業体への持分に関する開示要求
IFRS第13号 公正価値測定	すべての基準書で適用すべき公正価値測定の単一のガイダンスを設定
IAS第1号 財務諸表の表示	その他の包括利益の項目の表示方法を改訂
IAS第19号 従業員給付	数理計算上の差異及び過去勤務費用の認識、退職後給付の表示及び開示
IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の公表に基づく変更

なお、これらの基準書を新たに適用したことによる本連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

3 重要な会計方針

連結財務諸表の作成にあたり、適用した重要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の基礎

(a) 子会社

子会社とは、当企業グループにより支配されている企業をいい、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成された企業（以下、ストラクチャード・エンティティ）も含まれます。支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、並びに投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力のすべての要素を有している場合をいいます。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配喪失日までの間、連結財務諸表に含まれます。子会社の会計方針は、当企業グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現利益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。未実現損失は未実現利益と同様に消去し、減損の有無を検討しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(b) 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当企業グループがその企業の財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配を有していない企業をいいます。当企業グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当企業グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配の取決めにに基づき、当該取決めの純資産に対する権利を有しており、関連性のある活動に関する意思決定について支配を共有する当事者全員一致の合意を必要とする企業をいいます。

関連会社及び共同支配企業に対する投資は取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。ただし、当企業グループ内のベンチャー・キャピタル企業又は類似の企業が保有している投資については、IFRS第9号に従って、純損益を通じて公正価値で測定しております。持分法を適用する関連会社及び共同支配企業（以下、持分法適用会社）については、重要な影響を与えること又は共同支配を開始した日から喪失する日までの純損益及びその他の包括利益（当企業グループの会計方針に整合させるための調整後）に対する当企業グループの持分を認識し、持分法適用会社に対する投資額を修正します。持分法適用会社の損失に対する当企業グループの持分相当額が持分法適用会社に対する投資持分の帳簿価額を上回った場合には、当該持分の帳簿価額と実質的に持分法適用会社に対する正味投資の一部を構成する長期投資をゼロまで減額し、当企業グループが持分法適用会社に代わって債務（法的債務又は推定的債務）を負担する、又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失については認識しません。

持分法適用会社との取引から発生した未実現利益は、被投資企業に対する当企業グループの持分を上限として投資から控除しております。

(c) 企業結合

事業の取得は「取得法」を適用しております。企業結合時に移転した対価は、当企業グループが移転した資産、被取得企業の旧所有者に対する当企業グループの負債、そして当企業グループが発行した資本持分の当企業グループの支配獲得日（以下、取得日）の公正価値の合計として測定されます。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、主に以下を除き、取得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に係る資産（又は負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。
- ・被取得企業の株式報酬制度、又は被取得企業の株式報酬制度の当企業グループの制度への置換えのために発行された負債又は資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。
- ・売却目的に分類される資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定しております。

当企業グループは、移転された対価と取得日時時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。この差額が負の金額である場合には、即時に純損益で認識しております。

当企業グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個々の企業結合ごとに選択しております。

負債又は資本性金融商品の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当企業グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

段階的に支配が達成される企業結合の場合、当企業グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益に認識しております。

(d) 支配の喪失を伴わない持分の変動

支配の喪失を伴わない持分が変動する取引はIFRS第10号「連結財務諸表」に従って資本取引として会計処理しております。当企業グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整され、「非支配持分を調整した金額」と「支払対価又は受取対価の公正価値」との差額は、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属します。

(e) 支配の喪失

当企業グループが投資の処分により子会社の支配を喪失する場合、処分損益は「受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計」と「子会社の資産（のれんを含む）、負債及び非支配持分の従前の帳簿価額」との差額として算定し、純損益に認識しております。

子会社について、従前にその他の包括利益で認識されていた金額は、当企業グループが関連する資産又は負債を直接処分した場合と同様に会計処理しております。支配を喪失する日における従前の子会社に対する残存投資の公正価値は、IFRS第9号に従って測定しております。

(2) 外貨

(a) 外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

(b) 在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（主には在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。

為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。在外営業活動体について、支配の喪失や重要な影響力を喪失するような処分がなされた場合には、当該在外営業活動体に関連する累積換算差額は処分した期の純損益として認識しております。

(3) 金融商品

当企業グループはIFRS第9号を早期適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、「償却原価」又は「公正価値」により事後測定することを要求しています。特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有され、かつ、元本及び元本残高に対する利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせる負債性金融商品は、以後の会計期間末において「償却原価」で測定されます。その他のすべての負債性金融商品及び資本性金融商品は、以後の会計期間末において「公正価値」で測定されます。

(a) 当初認識と当初測定

金融資産及び金融負債は、グループ企業が金融商品の契約条項の当事者になる時点で認識されます。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPLの金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPLの金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）として指定しております。

(b) 相殺

金融資産及び金融負債は、当企業グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(c) 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPLの金融資産」又は「FVTOCIの金融資産」に当初認識時に分類されます。

償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価で、事後測定されます。

FVTPLの金融資産

償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。

FVTOCIの金融資産

当企業グループは当初認識時点に、トレーディングのために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているのではなく純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(d) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、現金及び容易に一定の金額に現金化が可能な流動性の高い金融資産であり、預入時点から満期日までが3カ月以内の短期定期預金を含んでおります。

(e) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債には、社債及び借入金、営業債務及びその他の債務等が含まれ、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(f) トレーディング資産及びトレーディング負債

以下の場合には、金融資産及び金融負債はトレーディング資産及びトレーディング負債に分類されません。

- ・主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得した金融資産
- ・当初認識時において、当企業グループがまとめて管理しており、かつ、最近における短期的な利益獲得の実績がある特定の金融商品のポートフォリオの一部である金融資産
- ・デリバティブ（ヘッジ手段として指定していないか、ヘッジ手段として有効でないもの）

トレーディング資産及びトレーディング負債は、FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債に分類され、すべての公正価値の変動は純損益として認識されます。なお、トレーディング資産及びトレーディング負債は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連資産及びその他の証券業関連負債に含めて表示されております。

(g) 認識の中止

当企業グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当企業グループが創出した、又は当企業グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(h) 公正価値測定

当企業グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当企業グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析及びオプション価格算定モデルが含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当企業グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(i) 償却原価で測定される金融資産の減損

金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的証拠によって示されており、かつ、当該損失事象によって当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、金融資産が減損していると判定しております。当企業グループは、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかどうかについての評価を行っております。

当企業グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し、金融資産の帳簿価額から直接減額されます。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生し、当該減額が減損を認識された後に発生した事象に客観的に関連している場合には、過去に認識した減損損失は純損益に戻入れられます。

(j) ヘッジ会計

当企業グループは、金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ（金利スワップ取引）を利用しております。

当初のヘッジ指定時に、当企業グループはヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段である金利スワップ取引とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジ指定時及びヘッジ期間中に、当企業グループは、金利スワップ取引が金利変動リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動及びキャッシュ・フローの変動を相殺するのにきわめて有効であるかどうかを文書化しております。

公正価値ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段である金利スワップ取引の公正価値の変動は純損益で認識しており、金利変動リスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段である金利スワップ取引の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに純損益に認識しております。その他の包括利益に認識されていた金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他包括利益から控除し、純損益に振り替えられます。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計は中止されます。その場合、その他の包括利益に認識されていた金額は引き続き計上され、予定取引が最終的に純損益に認識された時点、又は予定取引がもはや発生しないと見込まれる時点で、直ちに純損益に認識されます。

(k) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。

(4) 棚卸資産

当企業グループが保有する主な棚卸資産は、棚卸不動産であります。棚卸不動産については、「取得原価」と「正味実現可能価額」のいずれか低い金額で測定しており、取得原価は個別法に基づいて算定しております。正味実現可能価額とは、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

(5) リース

(a) 当企業グループがリースの貸手であるファイナンス・リース

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。債権はリースへの純投資額と等しい額で認識され、連結財政状態計算書上は営業債権及びその他の債権に含めて表示されております。

(b) 当企業グループがリースの借手であるファイナンス・リース

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。

(6) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。土地は償却しておりません。

当期及び比較期間における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3 - 50年
- ・器具及び備品 2 - 20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(7) 無形資産

(a) 企業結合により取得した無形資産（のれん及びその他の無形資産）

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは無形資産に計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) 連結の基礎 (c) 企業結合」に記載しております。企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。

のれんは、当初認識後、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。持分法で会計処理している被投資企業については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。

のれんを除く無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。一定の要件を満たすことで資産化した開発費用は、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

(c) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当企業グループが取得したその他の無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(d) 償却

のれんを除く無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しています。

当期及び比較期間における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3 - 5年
- ・顧客との関係 4 - 16年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(8) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入、キャピタルゲイン、又はその両方を得ることを目的として保有する不動産（建設中の不動産を含む）であります。通常の営業過程で販売する不動産や、商品又はサービスの提供、製造、販売、その他の管理などの目的で使用する不動産は含まれません。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当期及び比較期間における見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 建物 8 - 50年

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

(9) 非金融資産等の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値と当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて、回収可能価額を見積もることができない個別資産は、個別資産が属する資金生成単位に統合し、資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、最初にその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に当該資金生成単位内のその他の資産に対して比例的に配分しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失は、各期末日において、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りに変更があった場合は、見積り変更後の回収可能価額まで減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されないため、個別に減損テストを実施しておりません。その代わりに、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しております。

(10) 従業員給付

(a) 確定拠出型年金制度及び確定給付制度である複数事業主による年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。また、当社及び一部の子会社では、確定給付制度である複数事業主による年金制度に加入しており、期中の拠出額を年金費用として純損益で認識し、未払拠出金を債務として認識しております。

(b) 短期従業員給付及び株式に基づく報酬

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

また、当企業グループは、役員及び従業員に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。2002年11月7日より後に付与され、2011年4月1日以降に権利が確定するストック・オプションについては、付与日における公正価値によって測定し、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識され、同額を資本の増加として認識されます。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(12) 収益

(a) 投資ポートフォリオ（トレーディング資産を除く）に係る金融収益

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。売却による純損益は受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

FVTOCIの金融資産は、その公正価値の変動をその他の包括利益に含めております。FVTOCIの金融資産の認識を中止した（売却した）場合、又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額を利益剰余金に振り替えております。

ただし、FVTOCIの金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

(b) トレーディング損益

トレーディング資産に属する有価証券は、FVTPLの金融資産として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しております。

(c) 受取手数料

受取手数料は、当企業グループが収益稼得取引の主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、取引の成果を信頼性をもって見積もることができる場合には、報告期間末日現在の取引の進捗度に応じて認識されております。以下の要素を満たす場合には、当企業グループが主たる当事者ではなく代理人として行う取引に該当します。

- ・当企業グループが、物品の所有権を取得せず、かつ、販売後の物品に関しても何ら責任を負っていない。
- ・当企業グループが、最終顧客から対価を回収しているものの、すべての信用リスクを物品の供給者が負っている。

(d) 物品の販売

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受け取った又は受取予定の対価から、返品、値引き及び割戻しを減額した価額で測定しております。通常は、販売契約の履行という形式による説得力のある証拠が存在する場合、すなわち、所有に伴う重要なリスク及び便益が買手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積もることができ、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額を信頼性をもって測定することができる場合に、収益を認識しております。値引きを行う可能性が高く、その金額を合理的に見積もることが可能な場合は、物品の販売による収益を認識する時点で当該値引きを収益の額から控除しております。

(13) 法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積りで測定されます。

繰延税金費用は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時的な差異について認識されません。企業結合以外の取引で、かつ、会計上又は税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識、及び予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社及び持分法適用会社への投資に係る将来減算一時差異については、繰延税金資産を認識しておりません。さらに、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識しておりません。繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び税金負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

子会社及び持分法適用会社への投資に係る将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異の解消時期を当企業グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。

一方、そのような投資に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識しております。

(14) 1株当たり利益

当企業グループは、普通株式に係る基本的1株当たり利益（以下、基本的EPS）及び希薄化後1株当たり利益（以下、希薄化後EPS）を開示しております。基本的EPSは、当社の普通株主に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、普通株主に帰属する純損益及び自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(15) セグメント報告

事業セグメントとは、当企業グループ内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動に従事する当企業グループの構成単位の1つであります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。当社の取締役会に報告されるセグメントの事業の成果は、セグメントに直接帰属する項目及び合理的な理由に基づき配分することができる項目を含んでおります。セグメントに配分されていない項目は、主に本社費用から構成されております。

(16) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用よりも、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ、現状で直ちに売却可能で、当企業グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。

当企業グループは、子会社に対する支配の喪失を伴う売却の契約を確約している場合、当企業グループが売却後もその子会社に対する非支配持分を保持するかどうかにかかわらず、上記と同様の条件が満たされた時に、その子会社のすべての資産及び負債を、売却目的保有に分類しております。

売却目的で保有する非流動資産及び処分グループについては、「帳簿価額」と「売却コスト控除後の公正価値」のいずれかが低い金額で測定しております。

(17) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日まで新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、当企業グループが早期適用していない主なものは以下のとおりであります。適用による当企業グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書及び解釈指針	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号 金融商品	未定	未定	ヘッジ会計に関する改訂
IFRS第10号 連結財務諸表 IFRS第12号 他の企業への関与の開示 IAS第27号 個別財務諸表	2014年1月1日	2015年3月期	投資企業の定義の明確化及び投資先に対する投資の測定方法
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	2018年3月期	収益認識に関する会計処理の改訂
IAS第32号 金融商品：表示	2014年1月1日	2015年3月期	金融資産と金融負債の相殺表示の要件の明確化及び適用指針の追加
IAS第36号 資産の減損	2014年1月1日	2015年3月期	非金融資産の回収可能価額の開示
IFRIC第21号 賦課金	2014年1月1日	2015年3月期	賦課金に係る負債認識の明確化

4 企業結合

(1) 前期

当企業グループは、2013年3月26日において、韓国で貯蓄銀行を展開する株式会社現代スイス貯蓄銀行（以下、現代スイス1貯蓄銀行）の株式を、株主割当増資及び当該増資に係る失権株式全ての引受により取得するとともに、2013年3月25日において、株式会社現代スイス2貯蓄銀行の株式を株主割当増資及び当該増資に係る失権株式全ての引受により取得し、それぞれ議決権の89.4%及び94.0%を所有しております。また、現代スイス1貯蓄銀行に対する支配の獲得により、同行傘下であった株式会社現代スイス3貯蓄銀行及び株式会社現代スイス4貯蓄銀行についても子会社化しております。本増資引受により、前述の4つの銀行で構成される現代スイス貯蓄銀行グループが、今後も安定した事業運営を行えるよう支援してまいります。また、当企業グループがこれまで培ってきたノウハウを最大限活用し、事業戦略の転換や同行グループのネット化の推進等により収益の向上を図り、同行グループの企業価値の向上を目指してまいります。

(注) 2013年9月1日に株式会社現代スイス貯蓄銀行は、株式会社SBI貯蓄銀行に商号変更いたしました。

上記企業結合に係る取得日における支払対価、既保有分、取得した資産及び負債の公正価値並びに、非支配持分は以下のとおりであります。なお、支払対価は現金であります。

	金額 (百万円)
支払対価の公正価値	20,449
既存保有分の公正価値	530
合計	20,979
現金及び現金同等物	1,237
営業債権及びその他の債権	270,745
その他の投資有価証券	44,920
その他資産	42,762
資産合計	359,664
社債及び借入金	43,555
顧客預金	376,177
その他負債	18,098
負債合計	437,830
純資産	(78,166)
非支配持分	8,802
のれん	90,343
合計	20,979

のれんは、主に、超過収益力及び既存事業とのシナジー効果であり、アセットマネジメント事業に計上されております。また、本企業結合に係る取得関連費用として、58百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

営業債権及びその他の債権に含まれている貸付債権の公正価値は203,959百万円であり、主に法人及び個人に対する不動産担保ローン、個人向け無担保ローンであります。また、融資の契約上の総額は375,585百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは171,626百万円と見積もっております。

上記以外の企業結合に係る取得日における支払対価の総額は1,756百万円であり、現金により決済されております。取得した資産及び負債の公正価値並びに、非支配持分はそれぞれ15,692百万円、8,001百万円及び2,588百万円であります。

(2) 当期

当期の企業結合に係る取得日における支払対価の総額は2,145百万円であり、現金により決済されております。企業結合により取得した資産及び負債の公正価値はそれぞれ4,080百万円、1,916百万円であります。

5 事業セグメント

当企業グループは、インターネットを通じた金融に関する事業や国内外への投資に関する事業を中核に据えた総合金融グループとして事業を展開しており、これらに当企業グループ最大の成長分野と位置づけているバイオ関連事業を加えた主要3事業を報告セグメントとしております。

当企業グループの報告セグメントは、当企業グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントの主な事業内容は、次のとおりであります。

（金融サービス事業）

金融サービス事業は、証券関連事業、銀行業、保険事業、住宅ローンの貸出しに関する事業、クレジットカード事業、リース事業などの多種多様な金融関連事業及び金融商品等の情報提供に関する事業を行っております。

（アセットマネジメント事業）

国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業等への投資に関する事業を行っております。また、投資育成等のために取得したベンチャー企業等を連結範囲に含めており、当企業が行う事業が含まれております。

（バイオ関連事業）

生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸（ALA）を活用した医薬品や、がん及び免疫分野における医薬品などの開発と販売に関する事業を行っております。

その他には、投資用収益物件の開発と販売やインターネットによる仲介サービスサイトの運営等を行う住宅不動産関連事業などが含まれておりますが、当期の報告セグメントと定義付けるための定量的な基準値を満たしておりません。

消去又は全社には、特定の事業セグメントに配賦されない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。なお、セグメント間の内部取引価格は市場実勢価格に基づいております。

当企業グループの報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

前期（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

	金融サー ビス事業	アセット マネジメ ント事業	バイオ関 連事業	計	その他	消去又は 全社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益							
外部顧客からの収益	110,898	32,992	950	144,840	9,222	223	154,285
セグメント間収益	2,442	19	20	2,481	18	(2,499)	-
合計	<u>113,340</u>	<u>33,011</u>	<u>970</u>	<u>147,321</u>	<u>9,240</u>	<u>(2,276)</u>	<u>154,285</u>
セグメント損益							
税引前利益（損失）	<u>18,741</u>	<u>6,259</u>	<u>(3,900)</u>	<u>21,100</u>	<u>1,659</u>	<u>(7,737)</u>	<u>15,022</u>
その他の項目							
金利収益	19,845	752	43	20,640	1	(1,484)	19,157
金利費用	(5,298)	(556)	(56)	(5,910)	(546)	(1,124)	(7,580)
減価償却費及び償却費	(6,010)	(912)	(7)	(6,929)	(366)	(242)	(7,537)
持分法による投資利益	1,680	(1,087)	(23)	570	(12)	-	558

当期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

	金融サー ビス事業	アセット マネジメ ント事業	バイオ関 連事業	計	その他	消去又は 全社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益							
外部顧客からの収益	145,853	72,694	2,106	220,653	11,609	560	232,822
セグメント間収益	1,982	31	89	2,102	17	(2,119)	-
合計	<u>147,835</u>	<u>72,725</u>	<u>2,195</u>	<u>222,755</u>	<u>11,626</u>	<u>(1,559)</u>	<u>232,822</u>
セグメント損益							
税引前利益（損失）	<u>37,298</u>	<u>8,990</u>	<u>(2,432)</u>	<u>43,856</u>	<u>2,438</u>	<u>(7,395)</u>	<u>38,899</u>
その他の項目							
金利収益	30,415	34,287	1	64,703	4	(1,248)	63,459
金利費用	(6,230)	(14,063)	(27)	(20,320)	(321)	(1,724)	(22,365)
減価償却費及び償却費	(5,918)	(4,874)	(6)	(10,798)	(337)	(243)	(11,378)
持分法による投資利益	1,273	225	136	1,634	(303)	-	1,331

非流動資産及び外部顧客からの営業収益の地域別内訳は、次のとおりであります。

非流動資産

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
日本	92,620	85,368
韓国	125,320	140,356
その他	14,513	15,735
合計	232,453	241,459

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融資産及び繰延税金資産を含んでおりません。

外部顧客からの営業収益

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
日本	146,789	187,935
海外	7,496	44,887
合計	154,285	232,822

(注) 営業収益は、仕向先の所在地によっております。

6 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積もりにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

現金及び現金同等物、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債
満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債については、「営業投資有価証券、その他の投資有価証券」及び「デリバティブ」に記載のとおり、公正価値を見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式や市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権については、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法及びその他の評価技法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

社債及び借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に発行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。固定金利による借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済される社債及び借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の定期預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

デリバティブ

為替予約取引の公正価値については、報告日の先物為替相場に基づき見積もっております。外国為替証拠金取引の公正価値については、報告日の直物為替相場に基づき見積もっております。株価指数先物取引及びオプション取引の公正価値については、主たる証券取引所における最終の価格により見積もっております。金利スワップの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき見積もっております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前期末(2013年3月31日)

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
営業債権及びその他の債権	-	-	412,477	412,477	413,240
証券業関連資産	3,407	-	1,430,238	1,433,645	1,433,645
営業投資有価証券	119,268	-	-	119,268	119,268
その他の投資有価証券	49,928	7,281	-	57,209	57,209
合計	172,603	7,281	1,842,715	2,022,599	2,023,362

当期末(2014年3月31日)

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	
営業債権及びその他の債権	-	-	336,206	336,206	340,124
証券業関連資産	5,803	-	1,733,690	1,739,493	1,739,493
営業投資有価証券	127,365	-	-	127,365	127,365
その他の投資有価証券	47,875	1,359	-	49,234	49,234
合計	181,043	1,359	2,069,896	2,252,298	2,256,216

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前期末(2013年3月31日)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
	百万円	百万円	百万円	
社債及び借入金	-	344,360	344,360	344,885
営業債務及びその他の債務	-	48,894	48,894	48,894
証券業関連負債	225	1,304,380	1,304,605	1,304,605
顧客預金	-	376,177	376,177	376,177
合計	225	2,073,811	2,074,036	2,074,561

当期末(2014年3月31日)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
	百万円	百万円	百万円	
社債及び借入金	-	440,112	440,112	440,688
営業債務及びその他の債務	-	53,503	53,503	53,503
証券業関連負債	776	1,617,137	1,617,913	1,617,913
顧客預金	-	302,314	302,314	302,490
合計	776	2,413,066	2,413,842	2,414,594

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

	前期末(2013年3月31日)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
証券業関連資産	3,407	-	-	3,407
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券				
FVTPLの金融資産	19,797	-	149,399	169,196
FVTOCIの金融資産	4,663	-	2,618	7,281
金融資産合計	27,867	-	152,017	179,884
金融負債				
証券業関連負債	225	-	-	225
金融負債合計	225	-	-	225
	当期末(2014年3月31日)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
証券業関連資産	5,803	-	-	5,803
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券				
FVTPLの金融資産	31,732	426	143,082	175,240
FVTOCIの金融資産	495	-	864	1,359
金融資産合計	38,030	426	143,946	182,402
金融負債				
証券業関連負債	776	-	-	776
金融負債合計	776	-	-	776

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債

前期末(2013年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
営業債権及びその他の債権	-	413,240	-	413,240
証券業関連資産	-	1,430,238	-	1,430,238
金融資産合計	-	1,843,478	-	1,843,478

金融負債

社債及び借入金	-	344,885	-	344,885
営業債務及びその他の債務	-	48,894	-	48,894
証券業関連負債	-	1,304,380	-	1,304,380
顧客預金	-	376,177	-	376,177
金融負債合計	-	2,074,336	-	2,074,336

当期末(2014年3月31日)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
営業債権及びその他の債権	-	340,124	-	340,124
証券業関連資産	-	1,733,690	-	1,733,690
金融資産合計	-	2,073,814	-	2,073,814

金融負債

社債及び借入金	-	440,688	-	440,688
営業債務及びその他の債務	-	53,503	-	53,503
証券業関連負債	-	1,617,137	-	1,617,137
顧客預金	-	302,490	-	302,490
金融負債合計	-	2,413,818	-	2,413,818

(4) レベル3に分類される金融商品

レベル3に分類される金融商品については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について、経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

当期末(2014年3月31日)

	公正価値	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
	百万円			
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	143,946	インカムアプローチ 及び マーケットアプローチ	割引率 株価収益率 EBITDA倍率	10% 10.3倍～21.8倍 4.2倍～8.3倍

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値のうち、インカムアプローチ及びマーケットアプローチで評価される「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」の公正価値は、割引率の上昇(下落)により減少(増加)し、株価収益率の上昇(下落)により増加(減少)し、EBITDA倍率の上昇(下落)により増加(減少)いたします。

レベル3に分類される金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類された金融商品の増減は次のとおりであります。

前期（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券		合計
	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	
	百万円	百万円	百万円
2012年4月1日残高	110,489	1,865	112,354
企業結合による取得	34,298	474	34,772
購入	12,439	-	12,439
包括利益			
当期利益（注）1	8,610	-	8,610
その他の包括利益	-	-	-
分配等	(4,599)	-	(4,599)
売却及び償還	(4,401)	-	(4,401)
清算	(43)	0	(43)
在外営業活動体の換算差額	3,167	279	3,446
その他（注）3	(5,422)	-	(5,422)
レベル3からの振替（注）4	(5,139)	-	(5,139)
レベル3への振替	-	-	-
2013年3月31日残高	149,399	2,618	152,017

当期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券		合計
	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	
	百万円	百万円	百万円
2013年4月1日残高	149,399	2,618	152,017
企業結合による取得	-	-	-
購入	18,482	-	18,482
包括利益			
当期利益（注）1	305	-	305
その他の包括利益（注）2	-	(119)	(119)
分配等	(3,891)	-	(3,891)
売却及び償還	(8,801)	(1,790)	(10,591)
清算	(54)	-	(54)
在外営業活動体の換算差額	7,450	155	7,605
その他（注）3	(2)	-	(2)
レベル3からの振替（注）4	(19,806)	-	(19,806)
レベル3への振替	-	-	-
2014年3月31日残高	143,082	864	143,946

- （注）1．当期利益として認識された利得又は損失は、連結損益計算書の「営業収益」に含まれております。
 なお、当該利得又は損失のうち、前期末及び当期末に保有するFVTPLの金融資産に起因するものは、それぞれ20,910百万円の利得、282百万円の損失であります。
- 2．その他の包括利益として認識された利得又は損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。
- 3．支配獲得による振替であります。
- 4．公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

7 金融資産と金融負債の相殺

当企業グループにおける連結財政状態計算書上で相殺表示されている認識した金融資産及び金融負債に関する定量的情報、並びに連結財政状態計算書上で相殺表示されていない認識した金融資産及び金融負債に関連する強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約に関する相殺表示されていない潜在的影響額は、次のとおりであります。

前期末（2013年3月31日）

金融資産

内訳	認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書に表示した金融資産の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	受入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連資産 (有価証券借入契約及び類似の取引)	845,325	(375,428)	469,897	(127,913)	(74,850)	267,134
証券業関連資産 (有価証券取引等に係る未収入金等)	102,746	(29,206)	73,540	(24,608)	-	48,932
証券業関連資産 (外国為替取引の金融資産)	622	-	622	(60)	(562)	-

金融負債

内訳	認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書に表示した金融負債の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	差入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連負債 (有価証券貸付契約及び類似の取引)	896,239	(375,428)	520,811	(202,763)	-	318,048
証券業関連負債 (有価証券取引等に係る未払金等)	150,259	(29,206)	121,053	(24,608)	-	96,445
証券業関連負債 (外国為替取引の金融負債)	8,905	-	8,905	(622)	-	8,283

当期末(2014年3月31日)

金融資産

内訳	認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書に表示した金融資産の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	受入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連資産 (有価証券借入契約及び類似の取引)	1,018,722	(368,277)	650,445	(126,840)	(108,480)	415,125
証券業関連資産 (有価証券取引等に係る未収入金等)	58,628	(14,701)	43,927	(14,729)	-	29,198
証券業関連資産 (外国為替取引の金融資産)	1,549	-	1,549	(187)	(1,362)	-

金融負債

内訳	認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書に表示した金融負債の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	差入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連負債 (有価証券貸付契約及び類似の取引)	1,043,339	(368,277)	675,062	(235,320)	-	439,742
証券業関連負債 (有価証券取引等に係る未払金等)	127,781	(14,701)	113,080	(14,729)	-	98,351
証券業関連負債 (外国為替取引の金融負債)	16,697	-	16,697	(1,549)	-	15,148

なお、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である認識した金融資産及び認識した金融負債に関する相殺の権利は、通常の事業活動の過程では発生が予想されていない債務不履行その他の特定の状況が発生した場合にのみ、強制力が生じ、個々の金融資産と金融負債の実現又は決済に影響を与えるものではありません。

8 金融リスク管理

(1) 資本管理及び財務上のリスク管理方針

当企業グループの資本管理は、財務の健全性を堅持するため、事業のリスクに見合った適正な資本水準、並びに負債・資本構成を維持することを基本方針としております。当企業グループが管理対象としている、有利子負債（社債及び借入金）から現金及び現金同等物を控除した純額、及び資本（親会社の所有者に帰属する持分）の残高は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
有利子負債（社債及び借入金）	344,360	440,112
現金及び現金同等物	(133,362)	(276,221)
純額	210,998	163,891
資本（親会社の所有者に帰属する持分）	303,299	325,631

なお、当企業グループの国内子会社は金融商品取引法及び保険業法等によって定められる資本規制の対象となっており、一定水準以上の資本規制比率を維持しております。

当企業グループの国内子会社が適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりです。

1. 株式会社SBI証券は金融商品取引法によって定められる水準の自己資本規制比率を保つ必要があり、金融庁は、自己資本規制比率が120%を下回る場合は、業務方法の変更等を命ずることができません。
2. SBI損害保険株式会社は保険業法によって定められる水準のソルベンシーマージン比率を保つ必要があり、金融庁は、ソルベンシーマージン比率が200%を下回る場合は、経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行を命ずることができません。

また、大韓民国に本社を置く株式会社SBI貯蓄銀行は大株主適格性基準やKAMCO（韓国資産管理公社）基準等によって定められた自己資本比率を満たす必要があり、韓国金融監督院は所定の自己資本比率を満たしていない場合は、警告や業務停止等を命ずることができません。

当企業グループは、投資事業、ファンド運営事業、証券事業、銀行事業、リース事業、貸付事業、カード事業、保険事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引、及び顧客預金の受入等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引、外国為替証拠金取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。外国為替証拠金取引については、顧客との相対取引を基本とし、ポジション管理基準に基づき、カウンターパーティとのカバー取引を実施しております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

なお、当企業グループは、金融商品に係るリスクとしては主に以下のリスクを負っております。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・流動性リスク

(2) 金融商品から生じるそれぞれのリスク

当企業グループが保有する金融資産は、主として投資関連資産、証券業関連資産及び融資関連資産であります。

投資関連資産には、営業投資有価証券、その他の投資有価証券、及び持分法で会計処理されている投資等が含まれ、これらは主に、株式、投資事業組合等への出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されているほか、非上場株式については流動性が乏しく、また、外貨建投資資産については為替リスクに晒されております。

証券業関連資産には、預託金、信用取引資産、トレーディング資産、約定見返勘定、短期差入保証金等が含まれ、これらは当企業グループが行っている証券事業の顧客、証券金融会社、取引金融機関に対する信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、トレーディング資産については、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクにも晒されております。なお、上記のトレーディング資産、約定見返勘定、短期差入保証金は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連資産に含めて表示されております。

融資関連資産には、営業貸付金、ファイナンス・リース債権、割賦売掛金等が含まれ、これらは主に、法人及び個人に対する不動産担保ローン、個人向け無担保ローン、国内事業会社に対するファイナンス・リース債権、カード事業等における債権であります。これらはそれぞれ、顧客の信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があるほか、金利の変動リスクに晒されております。なお、上記の融資関連資産は連結財政状態計算書上、営業債権及びその他の債権に含めて表示されております。

当企業グループの金融負債は、主として借入金、社債、顧客預金及び証券業関連負債であります。借入金は、取引金融機関の当企業グループに対する取引姿勢の変化等により、社債は市場環境の変化や、格付会社による当企業グループの信用格付の引下げ等により、資金調達に制約される流動性リスクに晒されております。また、顧客預金は銀行事業における重要な資金調達手段であり、十分安全性に配慮した運用を実施しておりますが、預金の流出等により必要な資金確保が困難になる等の流動性リスクに晒されております。証券業関連負債には、信用取引負債、有価証券担保借入金、顧客からの預り金、受入保証金、約定見返勘定等が含まれ、当企業グループが行っている証券事業において、証券金融会社の取引方針や顧客の投資スタンスの変化等により、調達環境は変動することがありますが、基本的には、証券業関連資産と紐付いた管理を行うことで、当該リスクは軽減されるものであります。なお、上記の約定見返勘定は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連負債に含めて表示されております。

ヘッジ目的の為替予約取引については、外貨建債権債務の決済及び外貨建有価証券の売買取引に係る短期的な為替レートの変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利スワップ取引については、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

株価指数先物取引については投資事業の一環として取り組んでおり、価格変動リスクに晒されております。

為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であること、株価指数先物取引は公的な市場における取引であることから、取引先の債務不履行による信用リスクは僅少と認識しております。

外国為替証拠金取引については、事業目的として顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対による外国為替取引を行っており、為替リスクと金利変動リスクのほか、顧客に対する信用リスク及びカウンターパーティに対する決済リスクと信用リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社はリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程及びグループリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置しております。同部門において、当企業グループのリスクの状況を定期的又は随時把握し、リスク管理に努めております。

(4) 信用リスク管理

信用リスクとは、投融資先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、当企業グループが損失を被るリスクのことです。なお、信用リスクには海外投融資先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により損失を被るカントリーリスクを含んでおります。

当企業グループの信用リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 投融資先の状況を的確に把握し、信用リスクの計量化を行う。
2. 自己資本とリスク量のバランスを定期的なモニタリングにより適切に管理する。
3. 海外への投融資にあたっては、国内拠点、海外拠点及び現地の提携企業と連携して固有のリスクを把握し、対応状況を定期的にモニタリングする。
4. 信用リスクのうち、投資リスクを管理対象とする重要なリスクと位置づけ、営業投資有価証券勘定等のリスク量の増減に関する要因分析を行う。

当企業グループは、上記のリスク管理方針に沿って事業を営んでおり、また、事業の一環として、法人及び個人の顧客向けに信用供与を行っている子会社においては、個別に定めた基本規程等に従い、適宜モニタリングを行っております。

当企業グループにおける金融資産の信用リスクに係る、受け入れた担保の評価額を考慮に入れない最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。また、当企業グループが提供している金融保証契約及びローン・コミットメントの信用リスクに係る最大エクスポージャーは、「34 偶発債務」に記載のとおりであります。

当企業グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財政状態計算書に表示されている「営業債権及びその他の債権」に係る減損の状況及び年齢分析は次のとおりであります。なお、「証券業関連資産」について、その性質上、期日の経過しているものはありません。

営業債権及びその他の債権に係る減損の状況

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権（総額）	420,856	347,206
上記に係る減損損失累計額	(8,379)	(11,000)
営業債権及びその他の債権（純額）	412,477	336,206

上記の内、期日が経過しているが減損していない金融資産の年齢分析

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
6ヶ月以内	3,214	178
6ヶ月超1年以内	25	4,401
1年超	12	60
合計	3,251	4,639

上記「営業債権及びその他の債権」の金額は、保険の付保や担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。受け入れている担保は主に、中小の不動産業者や個人等に対し行うローンにおいて担保として受け入れる不動産等で構成されます。担保設定時の評価額は市場価値および独立した第三者による算定額に基づいており、当該評価額が債権を保全するに足るよう債権額を決定しておりますが、不動産市場等の市況悪化により担保価値が充分でなくなる可能性があります。また担保として保有する資産を担保権の実行等によって当企業グループが保有することとなった場合、当該資産は可及的速やかに売却、競売等による債権の回収を行います。

(5) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により当企業グループが損失を被るリスクのことです。

当企業グループの市場リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 資産の通貨・タームを把握し、市場リスクの計量化を行う。
2. 自己資本とリスク量のバランスを定期的なモニタリングにより適切に管理する。
3. 運用規程を定めない投機目的でのデリバティブ取引は行わない。

株価リスク

当企業グループは投資ポートフォリオから生じる株価リスクに晒されており、前期末及び当期末に保有する「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」について、市場価格が10%上昇した場合、連結損益計算書の「税引前利益」は、それぞれ1,980百万円、3,173百万円の増加となります。

なお、報告日における投資ポートフォリオは以下のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券		
上場株式	7,617	26,184
非上場株式	78,690	60,019
社債等	650	1,097
ファンドへの出資	31,448	39,431
その他	863	634
合計	119,268	127,365
その他の投資有価証券		
上場株式	8,456	1,817
非上場株式	2,974	2,852
社債等	43,137	38,669
ファンドへの出資	2,102	4,674
その他	540	1,222
合計	57,209	49,234

為替リスク

当企業グループは、主に、USドル（USD）、香港ドル（HKD）といったグループ企業の各機能通貨以外の通貨（以下、「外貨」）建て資産・負債について、為替リスクに晒されております。当企業グループの為替リスクに対する主なエクスポージャーは次のとおりであります。

前期末（2013年3月31日）

	USD	HKD	その他
	百万円	百万円	百万円
外貨建貨幣性金融商品			
資産	20,001	5,045	6,557
負債	233	1	122

当期末（2014年3月31日）

	USD	HKD	その他
	百万円	百万円	百万円
外貨建貨幣性金融商品			
資産	33,368	6,840	14,633
負債	25,908	6,690	8,668

当企業グループの前期末及び当期末に保有する外貨建貨幣性金融商品について、各外貨が機能通貨に対して1%増価した場合、連結損益計算書の税引前利益は、それぞれ312百万円及び136百万円の増加となります。なお、金利等のその他の要因は一定であることを前提としております。

金利リスク

当企業グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されています。金利の変動は、金融資産については主に銀行預金や、金融サービス事業の子会社が保有する金銭信託、コールローン、法人及び個人向け融資に係る債権等から発生する金利収益に、金融負債については主に外部金融機関からの借入金、社債及び顧客預金等から発生する金利費用にそれぞれ影響を及ぼします。

当企業グループの前期末及び当期末に保有する金融商品について、金利が100bp上昇した場合、連結損益計算書の税引前利益は、それぞれ74百万円及び1,316百万円の増加となります。

なお、金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

(6) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当企業グループが財務内容の悪化等により必要な資金が確保できない場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当企業グループの流動性リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 銀行借入極度、社債発行登録、増資等、各種資金調達手段の確保に努める。
2. 当企業グループの資金需要に関する情報収集に努め、資金繰りの状況の的確な把握に努める。
3. 流動性リスクのうち、資金繰りリスクを管理対象とする重要なリスクと位置づけ、上記流動性リスクの管理方針1及び2につき、資金繰り主管部署より報告を受ける。

流動性リスクは現金又は他の金融資産を引き渡すことで決済される金融負債により生じます。当企業グループの金融負債の期日別残高は次のとおりであります。

前期末（2013年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	344,360	350,393	223,363	75,022	6,547	1,162	9,063	35,236
営業債務及びその他の債務	48,894	48,894	45,922	1,567	1,004	298	98	5
証券業関連負債	1,304,605	1,304,605	1,304,605	-	-	-	-	-
顧客預金	376,177	384,230	343,295	37,387	3,510	17	15	6
その他の金融負債	35,371	35,371	35,371	-	-	-	-	-

当期末（2014年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	440,112	447,230	310,741	37,816	34,368	36,661	1,189	26,455
営業債務及びその他の債務	53,503	53,503	50,887	1,452	510	335	228	91
証券業関連負債	1,617,913	1,617,913	1,617,913	-	-	-	-	-
顧客預金	302,314	308,165	277,094	26,576	4,471	10	5	9
その他の金融負債	38,015	38,015	38,015	-	-	-	-	-

また、当企業グループは国内の有力金融機関と当座貸越契約等のコミットメント契約を締結することにより、効率的に運転資金を調達し、流動性リスクの軽減を図っております。

各期末におけるコミットメント契約の総額及び実行済残高は次のとおりであります。

	前期 (2013年3月31日)	当期 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
コミットメント契約総額	215,920	265,550
期末実行済残高	115,159	128,909
未実行残高	100,761	136,641

9 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
売掛金及び割賦売掛金等	9,473	8,958
貸付債権	303,211	266,638
営業未収入金	16,172	26,166
ファイナンス・リース債権	13,898	16,241
銀行業に係る預け金	66,404	16,010
その他	3,319	2,193
合計	412,477	336,206

また、回収又は決済までの期間別内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
12ヶ月以内	271,088	230,799
12ヶ月超	141,389	105,407
合計	412,477	336,206

10 その他の証券業関連資産

その他の証券業関連資産の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
約定見返勘定	414,030	431,588
短期差入保証金	4,723	13,890
その他	3,512	5,843
合計	422,265	451,321

11 営業投資有価証券及びその他の投資有価証券

連結財政状態計算書の「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券		
FVTPLの金融資産	119,268	127,365
合計	119,268	127,365
その他の投資有価証券		
FVTPLの金融資産	49,928	47,875
FVTOCIの金融資産	7,281	1,359
合計	57,209	49,234

当企業グループは、投資先企業との取引関係の維持や強化等を目的として保有する資本性金融商品について、FVTOCIの金融資産に指定しております。

連結財政状態計算書の「その他の投資有価証券」に計上されているFVTOCIの金融資産の公正価値及び連結損益計算書の「営業収益」に計上されている、関連する受取配当金は、それぞれ次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
公正価値		
上場	4,663	495
非上場	2,618	864
合計	7,281	1,359
受取配当金		
前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	百万円	百万円
上場	103	10
非上場	98	39
合計	201	49

連結財政状態計算書の「その他の投資有価証券」に計上されているFVTOCIの金融資産の主な銘柄の公正価値は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
その他の投資有価証券		
Sunwah Kingsway Capital Holdings Limited	224	232
ULSグループ株式会社	316	231
朝日火災海上保険株式会社	213	213
Kingston Financial Group Limited	2,166	-
Golden Sun Profits Limited	1,678	-
株式会社パイオン	475	-

期中に売却したFVTOCIの金融資産の売却日時点の公正価値、累積利得（税引前）、受取配当金は次のとおりであります。

前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)			当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)		
売却日時点の公正価値	累積利得	受取配当金	売却日時点の公正価値	累積利得	受取配当金
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
1,214	314	32	4,954	759	39

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、FVTOCIの金融資産の売却（認識の中止）を行っております。
なお、前期及び当期において、その他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えた累積利得（税引後）は、それぞれ78百万円、988百万円であります。
また、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的でないFVTOCIの金融資産について、当期にその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えた累計損失（税引後）は119百万円であります。

12 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

持分法で会計処理されている関連会社について合算した財務情報は、次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益の当企業グループ持分	(1,136)	491
その他の包括利益の当企業グループ持分	1,224	1,069
包括利益合計の当企業グループ持分	88	1,560
	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額	16,742	18,260

関連会社に対する投資のうち一部の関連会社について、当期末において回収可能額が帳簿価額を下回ったため、1,212百万円の減損損失を認識しております。

なお、当該減損損失は、連結損益計算書において「持分法による投資利益」に含めて表示しております。

(2) 共同支配企業に対する投資

持分法で会計処理されている共同支配企業について合算した財務情報は、次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益の当企業グループ持分	1,694	2,052
その他の包括利益の当企業グループ持分	174	463
包括利益合計の当企業グループ持分	1,868	2,515
	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額	18,947	21,560

13 ストラクチャード・エンティティ

当企業グループは、主にアセットマネジメント事業において国内外での投資活動を行うため投資事業組合等を通じて投資活動を行っております。これら投資事業組合等は、組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し、主として出資の形で資金を供給する組合であり、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成されております。

これらのストラクチャード・エンティティの資産及び負債は、当企業グループとストラクチャード・エンティティとの契約上の取り決めによって、利用目的が制限されております。

(1) 連結しているストラクチャード・エンティティ

当企業グループが連結している投資事業組合等の資産の総額は、前期末120,859百万円及び当期末117,437百万円であり、負債の総額は、前期末6,901百万円及び当期末8,056百万円であります。

(2) 非連結のストラクチャード・エンティティ

当企業グループは、投資先の選定等の経営方針について支配していない投資事業組合等や投資信託などへ投資を行っております。

当企業グループは、これらストラクチャード・エンティティの資産及び負債に対して財務的支援を提供する取り決め等は行っておりません。そのため、当企業グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは、帳簿価額に限定されており、それらの内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券	32,299	40,779
その他の投資有価証券	2,596	5,742
合計	34,895	46,521

なお、当該最大エクスポージャーは、生じうる最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を示すものではありません。

14 投資不動産

投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

取得原価	前期	当期
	(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	21,144	39,095
取得	328	4,823
企業結合による取得	18,522	
売却又は処分	(899)	(8,784)
在外営業活動体の換算差額		2,913
期末残高	39,095	38,047

減価償却累計額 及び減損損失累計額	前期	当期
	(自2012年4月1日 至2013年3月31日)	(自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	(2,615)	(2,740)
減価償却	(287)	(505)
減損損失	(14)	(2,936)
売却又は処分	176	1,559
在外営業活動体の換算差額		(230)
期末残高	(2,740)	(4,852)

前期及び当期において、一部の投資不動産の時価が著しく下落したため、それぞれ14百万円及び2,936百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に含めております。

前期における減損損失は、「その他」に含まれる住宅不動産関連事業で認識しております。当期における減損損失のセグメント別内訳は、アセットマネジメント事業において2,891百万円、「その他」に含まれる住宅不動産関連事業において45百万円であります。投資不動産の回収可能価額については処分コスト控除後の公正価値により測定しており、不動産鑑定評価等に基づいて評価しております。

前期の企業結合による取得は、株式会社SBI貯蓄銀行とその傘下の銀行の子会社化によるものであります。

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

前期末 (2013年3月31日)		当期末 (2014年3月31日)	
帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
百万円	百万円	百万円	百万円
36,355	37,169	33,195	34,268

各報告日の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による不動産鑑定評価に基づいております。

また、投資不動産の公正価値のヒエラルキーは、レベル3（観察不能な価格を含むインプット）に分類されます。

前期及び当期における投資不動産に係る賃貸料収入はそれぞれ1,218百万円及び1,262百万円であり、連結損益計算書の「営業収益」に含まれております。賃貸料収入に付随して発生した直接的な費用（修理、メンテナンスを含む）は、前期823百万円及び当期1,076百万円であり「営業原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

15 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は次のとおりであります。

取得原価	建物及び附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首(2012年4月1日)	6,591	10,013	2,579	380	19,563
取得	723	632		134	1,489
企業結合による取得	832	747	667	47	2,293
売却又は処分	(1,361)	(570)		(31)	(1,962)
在外営業活動体の換算差額	0	(36)	39	67	70
その他	225	(643)	68	16	(334)
前期末(2013年3月31日)	7,010	10,143	3,353	613	21,119
取得	866	1,486		850	3,202
企業結合による取得		0			0
売却又は処分	(1,284)	(822)	(67)	(6)	(2,179)
在外営業活動体の換算差額	94	429	132	130	785
その他	697	16	218	(379)	552
当期末(2014年3月31日)	7,383	11,252	3,636	1,208	23,479
減価償却累計額 及び減損損失累計額	建物及び附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首(2012年4月1日)	(3,865)	(5,732)	(456)	(48)	(10,101)
売却又は処分	1,022	465		15	1,502
減価償却	(847)	(1,484)		(13)	(2,344)
減損損失	(10)				(10)
在外営業活動体の換算差額	(7)	28		(65)	(44)
その他	156	323	(68)	(16)	395
前期末(2013年3月31日)	(3,551)	(6,400)	(524)	(127)	(10,602)
売却又は処分	1,131	741	68	4	1,944
減価償却	(526)	(1,658)		(126)	(2,310)
減損損失	(10)	(2)		(249)	(261)
在外営業活動体の換算差額	(10)	(345)		(60)	(415)
その他	(11)	1		1	(9)
当期末(2014年3月31日)	(2,977)	(7,663)	(456)	(557)	(11,653)

帳簿価額	建物及び附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期末(2013年3月31日)	3,459	3,743	2,829	486	10,517
当期末(2014年3月31日)	4,406	3,589	3,180	651	11,826

なお、上表の有形固定資産の帳簿価額には、ファイナンス・リース資産の帳簿価額が次のとおり含まれております。

ファイナンス・リース資産の帳簿価額	建物及び附属設備	器具及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円
前期末(2013年3月31日)	336	1,604	1,940
当期末(2014年3月31日)	555	1,438	1,993

当企業グループは、当初想定した収益が見込めなくなったため、前期10百万円、当期261百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。前期における減損損失は、アセットマネジメント事業において認識しております。当期における減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業186百万円、アセットマネジメント事業12百万円、「消去又は全社」に含まれる全社費用63百万円であります。

16 無形資産

(1) のれんを含む無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額
のれんを含む無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は次のとおり
であります。

取得原価	のれん	ソフトウェア	顧客との関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首(2012年4月1日)	55,970	26,176	2,309	747	85,202
取得		4,642		5	4,647
企業結合による取得	95,423	3,830	22,906	7	122,166
売却又は処分	(341)	(1,087)		(5)	(1,433)
在外営業活動体の換算差額	124	8	1,495	35	1,662
その他		(8)			(8)
前期末(2013年3月31日)	151,176	33,561	26,710	789	212,236
取得		5,522		20	5,542
企業結合による取得	16	7			23
売却又は処分	(764)	(4,826)		(24)	(5,614)
在外営業活動体の換算差額	12,931	621	3,763	37	17,352
その他		(378)		378	
当期末(2014年3月31日)	163,359	34,507	30,473	1,200	229,539
償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	顧客との関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首(2012年4月1日)	(7,769)	(12,050)	(540)	(341)	(20,700)
売却又は処分		349			349
償却		(4,467)	(527)	(160)	(5,154)
減損損失	(842)	(314)			(1,156)
在外営業活動体の換算差額		0		6	6
前期末(2013年3月31日)	(8,611)	(16,482)	(1,067)	(495)	(26,655)
売却又は処分	744	4,657		24	5,425
償却		(5,482)	(2,963)	(147)	(8,592)
減損損失	(1,478)	(679)			(2,157)
在外営業活動体の換算差額	192	(127)	(1,171)	(16)	(1,122)
その他		378		(378)	
当期末(2014年3月31日)	(9,153)	(17,735)	(5,201)	(1,012)	(33,101)
帳簿価額	のれん	ソフトウェア	顧客との関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期末(2013年3月31日)	142,565	17,079	25,643	294	185,581
当期末(2014年3月31日)	154,206	16,772	25,272	188	196,438

なお、上表のソフトウェアの帳簿価額には、ファイナンス・リース資産の帳簿価額が前期末624百万円及び当期末270百万円含まれております。また、償却費は、連結損益計算書の「営業原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 減損損失のセグメント別内訳

当企業グループは、当初想定した収益が見込めなくなったため、前期1,156百万円、当期2,157百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。前期に認識した減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業1,146百万円及びバイオ関連事業10百万円であります。当期に認識した減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業1,601百万円、アセットマネジメント事業305百万円、「消去又は全社」に含まれる全社費用251百万円であります。

(3) のれんの帳簿価額の内訳等

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

当企業グループにおける重要なのれんは、アセットマネジメント事業における株式会社S B I貯蓄銀行及び株式会社S B I 2貯蓄銀行に係るもの（前期末90,343百万円、当期末103,280百万円）、及び金融サービス事業における株式会社S B I証券に係るもの（前期末24,910百万円、当期末24,910百万円）であります。

のれん及び無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しております。前期末において使用した成長率は0%であり、当期末において使用した成長率は最大で5%であります。また、使用価値の測定で使用した割引率は、前期末においては7.57%、当期末においては10.0~26.3%であります。

なお、回収可能価額の算定の基礎とした主要な仮定について、合理的に考え得る変更による回収可能価額の増減は見込まれておりません。

17 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は次のとおりであります。

前期（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

	期首残高	損益で認識	その他の包括 利益で認識	連結範囲 の変動	直接資本で認 識	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産						
FVTPLの金融資産	5,467	(3,101)	-	139	-	2,505
償却原価で測定する金 融資産の減損	1,282	567	-	1,501	-	3,350
固定資産（注）	1,593	(436)	-	92	-	1,249
税務上の繰越欠損金	4,706	(692)	-	-	-	4,014
その他	2,706	195	(22)	(74)	-	2,805
合計	15,754	(3,467)	(22)	1,658	-	13,923
繰延税金負債						
FVTOCIの金融資産	68	-	357	-	-	425
無形資産	377	(83)	-	4,695	-	4,989
その他	120	(120)	-	1,670	-	1,670
合計	565	(203)	357	6,365	-	7,084

当期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

	期首残高	損益で認識	その他の包括 利益で認識	連結範囲 の変動	直接資本で認 識	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産						
FVTPLの金融資産	2,505	(2,505)	-	-	-	-
償却原価で測定する金 融資産の減損	3,350	(1,765)	-	-	-	1,585
固定資産（注）	1,249	(663)	-	-	-	586
税務上の繰越欠損金	4,014	214	-	(38)	-	4,190
その他	2,805	(875)	-	3	(123)	1,810
合計	13,923	(5,594)	-	(35)	(123)	8,171
繰延税金負債						
FVTPLの金融資産	-	2,015	-	-	-	2,015
FVTOCIの金融資産	425	-	0	-	-	425
無形資産	4,989	(520)	901	-	-	5,370
その他	1,670	(1,670)	-	-	816	816
合計	7,084	(175)	901	-	816	8,626

（注） 固定資産には有形固定資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異、将来課税所得計画及びタックスプランニングを考慮して
おります。繰延税金資産が認識されていない税務上の繰越欠損金は、前期末において98,770百万円（うち、繰
越期限5年超として82,685百万円）、当期末において157,545百万円（うち、繰越期限5年超として127,147百
万円）であります。

当企業グループは、前期または当期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産を
それぞれ2,150百万円、3,198百万円認識しております。これは繰越欠損金が発生した要因は一過性なもので
あり、繰越税額控除及び将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の
評価に基づいております。

当企業グループは子会社への投資に係る将来加算一時差異については、原則、繰延税金負債を認識しておりません。これは、当企業グループが一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取り崩さないことが確実であるためであります。前期末及び当期末において、繰延税金負債を認識していない子会社への投資に係る将来加算一時差異はそれぞれ、39,026百万円及び110,207百万円であります。

18 社債及び借入金

(1) 社債及び借入金の内訳

社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)	平均利率 (注)1	返済期限 (注)2
	百万円	百万円	%	
短期借入金	136,026	185,095	0.79	-
1年内返済予定の長期借入金	6,492	9,993	1.64	-
1年内償還予定の社債	65,462	76,136	-	-
長期借入金	17,913	43,965	0.85	2015～2023年
社債	38,524	62,430	-	-
流動化に伴う借入負債(注)3	79,943	62,493	-	-
合計	344,360	440,112		

(注)1. 平均利率は、当期末残高に対する表面利率の加重平均であります。

2. 返済期限は、当期末残高に対する返済期限であります。

3. 流動化に伴う借入負債は、債権の証券化を通じて調達した資金を計上したものであり、証券化した貸付債権のうち、金融資産の認識を中止せず当企業グループの資産として認識しているものに対応する部分を負債として認識しております。

また、社債の明細は次のとおりであります。

発行会社及び銘柄	発行年月	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)	利率 (注)1	償還期限
		百万円	百万円	%	
当社 円建普通社債(注)2	2012年7月～ 2013年12月	63,972	39,981	1.52～ 1.55	2013年7月～ 2014年12月
当社 第4回無担保社債	2012年1月	29,920	29,964	2.16	2015年1月
当社 第5回無担保社債	2013年8月	-	29,902	2.15	2016年8月
当社 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債(注)3	2013年11月	-	27,695	-	2017年11月
SBIモーゲージ㈱ 第1回無担保社債	2014年3月	-	1,000	2.20	2017年3月
SBIトレードウィンテック㈱ 第1回無担保社債	2014年3月	-	200	1.99	2019年3月
株式会社SBI貯蓄銀行 韓国ウォン建劣後債	2008年6月～ 2010年4月	10,094	9,824	7.9～ 8.5	2013年10月～ 2015年7月
合計		103,986	138,566		

(注)1. 利率は、当期末残高に対する表面利率であります。

2. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行した円建普通社債であります。

3. ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権は、組込デリバティブに該当するため、主契約から分離して公正価値測定し、税効果を考慮して資本剰余金に計上しております。

(2) 担保差入資産

負債または偶発債務に対する担保差入資産は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	122	88
営業債権及びその他の債権	4,587	9,739
その他の金融資産	1,358	2,645
投資不動産	13,903	9,851
その他の資産	380	284
合計	20,350	22,607

担保差入資産に対応する負債の残高は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
社債及び借入金	14,000	15,359

上記のほか、前期末及び当期末において、信用取引借入金の担保として、信用取引の自己融資見返株券を、それぞれ22,954百万円及び71,946百万円差し入れております。

19 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
買掛金及び支払手形	2,574	2,748
未払金	9,657	8,784
預り金	30,720	36,280
ファイナンス・リース債務	4,624	4,205
その他	1,319	1,486
合計	48,894	53,503

20 その他の証券業関連負債

その他の証券業関連負債の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
約定見返勘定	253,819	285,621
募集等受入金	1,590	954
その他	225	775
合計	255,634	287,350

21 リース

(1) 借手側

当企業グループは、ファイナンス・リースとしてオンライン取引システム用サーバー等を賃借しております。返済期間毎のファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額及びそれらの現在価値は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内		
最低支払リース料	1,914	1,779
控除：将来財務費用	(96)	(73)
現在価値	1,818	1,706
1年超5年以内		
最低支払リース料	2,908	2,546
控除：将来財務費用	(105)	(110)
現在価値	2,803	2,436
5年超		
最低支払リース料	3	65
控除：将来財務費用	(0)	(2)
現在価値	3	63
合計		
最低支払リース料	4,825	4,390
控除：将来財務費用	(201)	(185)
現在価値	4,624	4,205

前期末及び当期末において、解約不能サブリース契約に基づいて受け取ると予想される将来の最低サブリース料総額は、それぞれ2,058百万円及び1,283百万円であります。

当企業グループは、オペレーティング・リースとしてオフィスビル等を賃借しております。前期及び当期において、費用として認識された解約可能または解約不能のオペレーティング・リース契約に基づく最低支払リース料総額は、それぞれ5,297百万円及び5,327百万円であります。

(2) 貸手側

当企業グループは、ファイナンス・リースとして通信事業用設備等を賃貸しております。返済期間毎のファイナンス・リース契約に基づく将来の最低受取リース料総額及びそれらの現在価値は次のとおりであります。

	前期末 (2013年3月31日)	当期末 (2014年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内		
最低受取リース料	4,514	5,377
控除：将来金融収益	(211)	(223)
無保証残存価値	-	-
現在価値	4,303	5,154
1年超5年以内		
最低受取リース料	9,849	11,375
控除：将来金融収益	(254)	(288)
無保証残存価値	-	-
現在価値	9,595	11,087
5年超		
最低受取リース料	-	-
控除：将来金融収益	-	-
無保証残存価値	-	-
現在価値	-	-
合計		
最低受取リース料	14,363	16,752
控除：将来金融収益	(465)	(511)
無保証残存価値	-	-
現在価値	13,898	16,241

22 資本金及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

前期末及び当期末における当社の発行可能株式総数は、341,690,000株であります。

当社の発行済株式総数は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	株	株
発行済株式総数(無額面普通株式)		
期首	22,451,303	224,525,781
期中増加(注)1、2	202,074,478	35,980
期末	224,525,781	224,561,761

- (注) 1. 前期の「期中増加」202,074,478株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使による増加6,991株、及び2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で行った株式分割による増加202,067,487株であります。
2. 当期の「期中増加」35,980株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使によるものであります。

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	株	株
自己株式数		
期首	442,093	8,098,446
期中増加(注)1、3	7,730,653	45,497
期中減少(注)2、4	(74,300)	(65,200)
期末	8,098,446	8,078,743

- (注) 1. 前期の「期中増加」7,730,653株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得377,857株、単元未満株式の買取請求による取得33,186株、及び2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で行った株式分割による増加7,319,610株であります。
2. 前期の「期中減少」74,300株は、単元未満株式の買取請求による売却1,940株、及び従業員持株会に売却した72,360株であります。
3. 当期の「期中増加」45,497株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
4. 当期の「期中減少」65,200株は、単元未満株式の買取請求による売却3,400株、及び従業員持株会に売却した61,800株であります。

(2) 剰余金

資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(3) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減は次のとおりであります。

その他の資本の構成要素				
	在外営業活動体の換算差額	FVTOCIの金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首(2012年4月1日)	(1,352)	35	(46)	(1,363)
期中増減	7,838	(247)	46	7,637
利益剰余金への振替	-	(78)	-	(78)
前期末(2013年3月31日)	6,486	(290)	-	6,196
期中増減	9,900	998	-	10,898
利益剰余金への振替	-	(869)	-	(869)
当期末(2014年3月31日)	16,386	(161)	-	16,225

23 配当

配当金の支払額は次のとおりであります。

前期(自2012年4月1日 至2013年3月31日)

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2012年4月26日 取締役会決議	普通株式	2,208	100	2012年3月31日	2012年6月7日

当社は、2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の1株当たりの配当額は当該株式分割が行われる前の金額であります。

当期(自2013年4月1日 至2014年3月31日)

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2013年5月9日 取締役会決議	普通株式	2,170	10	2013年3月31日	2013年6月6日

また、基準日が当期に属する配当のうち、配当が翌期となるものは次のとおりであります。

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2014年5月8日 取締役会決議	普通株式	4,340	20	2014年3月31日	2014年6月6日

24 株式に基づく報酬

当社及び一部の子会社は、役員または従業員等に対してストック・オプション制度を採用しております。これらのストック・オプションは、当社または子会社の株主総会において承認された内容に基づき、各社の取締役会で決議された対象者に対して付与されており、新規株式公開の達成及び新規株式公開の達成まで勤務することが権利確定条件となっているもの、あるいは、ストック・オプション価格に対する現金を受取った時点で権利確定する有償取引であります。

対象者に対して付与されたストック・オプションに関する費用は、前期及び当期において、いずれも計上されておられません。

当社及び一部の子会社のストック・オプション制度の概要は次のとおりであります。

(1) 当社

当社のストック・オプション制度はIFRSへの移行日（2011年4月1日。以下、移行日）より前に権利確定しており、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用していません。

当社のストック・オプションの概要は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	2,420,376.81	2,271	1,513,238.36	2,901
失効	(894,387.45)	1,231	(1,123,298.88)	2,477
行使	(12,751.00)	463	(35,980.98)	752
期末残高	1,513,238.36	2,901	353,958.50	4,466

(注) 1. 行使時の当社の加重平均株価は、前期597円、当期1,305円であります。

2. 上表の株数及び加重平均行使価格、並びに前期の行使時の加重平均株価については、2012年10月1日を効力発生日とする株式分割の影響を遡及的に調整し記載しております。

当期末における未行使残高の状況は次のとおりであります。

当期末（2014年3月31日）

行使価格帯	株式数	加重平均行使価格	加重平均残存期間
円	株	円	年
2,501～3,500	345.00	2,934	0.2
3,501～4,500	174,409.00	4,317	1.2
4,501～5,000	179,204.50	4,613	0.2
合計	353,958.50	4,466	0.7

(2) 子会社

子会社のストック・オプション制度の概要は次のとおりであります。

(a) 移行日より前に権利確定していないストック・オプション制度

a-1 SBIバイオテック株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	1,246	17,279	710	26,549
失効	(536)	5,000	-	-
期末残高	710	26,549	710	26,549

- (注) 1. 当期末において、権利確定しているストック・オプションはありません。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は1.4年(株式を公開した日から3年後までとするストック・オプションを除く)であります。

a-2 SBIジャパンネクスト証券株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	-	-	10,460	77,854
連結範囲の変動	10,460	77,854	-	-
期末残高	10,460	77,854	10,460	77,854

- (注) 1. 当期末において、権利確定しているストック・オプションはありません。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は4.3年(株式を公開した日から3年後までとするストック・オプションを除く)であります。
3. 前期において取得により同社を子会社としております。

a-3 オートックワン株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	8,400	22,155	2,550	50,039
失効	(5,850)	10,000	(60)	50,000
期末残高	2,550	50,039	2,490	50,040

- (注) 1. 当期末において、権利確定しているストック・オプションはありません。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は0.6年であります。

a-4 SBIトレードウィンテック株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格
	株	円
期首残高	1,320	149,394
失効	(1,320)	149,394
期末残高	-	-

a-5 SBI少額短期保険株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格
	株	円
期首残高	784	50,000
失効	(784)	50,000
期末残高	-	-

a-6 株式会社ナルミヤ・インターナショナル

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	2,800	78,557	4,000	78,557
付与	1,200	78,557	-	-
失効	-	-	(350)	78,557
期末残高	4,000	78,557	3,650	78,557

- (注) 1. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は6.3年であります。
2. 前期において付与されたストック・オプションの公正価値は、6,800円であります。なお、ストック・オプションの公正価値を評価する目的で、モンテカルロ・シミュレーションが使用されており、当該加重平均公正価値は、外部の専門機関が評価しております。付与されたストック・オプションについて、モンテカルロ・シミュレーションに使用された仮定は以下のとおりであります。
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 付与日の株価 | : 54,000円 | 予想残存期間 | : 5年 |
| 行使価格 | : 78,557円 | 配当利回り | : 0% |
| 予想ボラティリティ | : 34.16% | リスクフリーレート | : 0.21% |
3. スtock・オプション価格に対する現金を受取った時点で権利確定する有償取引であります。

a-7 SBI AXES株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	165,100	424	165,100	424
期中増減	-	-	-	-
期末残高	165,100	424	165,100	424

- (注) 1. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は0.7年であります。
2. スtock・オプション価格に対する現金を受取った時点で権利確定する有償取引であります。

(b) 移行日より前に権利確定しているストック・オプション制度

次のストック・オプション制度は移行日より前に権利確定しており、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

b-1 SBIライフリビング株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	489,500	535	489,500	535
失効	-	-	(200)	542
権利行使	-	-	(114,760)	542
期末残高	489,500	535	374,540	533

- (注) 1. 当期における行使時の同社の加重平均株価は594円であります。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は2.0年であります。
3. 上表の株数及び加重平均行使価格、並びに当期の行使時の加重平均株価については、2013年6月1日を効力発生日とする株式分割(同社普通株式1株につき500株の割合)の影響を遡及的に調整し記載しております。

b-2 SBIモーゲージ株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	47,000	750	47,000	750
失効等	-	-	(47,000)	750
期末残高	47,000	750	-	-

b-3 モーニングスター株式会社

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)		当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	785,400	216	75,000	445
失効	(475,200)	192	-	-
行使	(235,200)	192	-	-
期末残高	75,000	445	75,000	445

- (注) 1. 前期における行使時の同社の加重平均株価は207円であります。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は2.0年であります。
3. 上表の株数及び加重平均行使価格、並びに前期の行使時の加重平均株価については、2013年7月1日を効力発生日とする株式分割(同社普通株式1株につき300株の割合)の影響を遡及的に調整し記載しております。

25 営業収益

営業収益の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
営業収益		
金融収益		
受取利息(注)1	18,553	62,945
受取配当金	1,178	385
FVTPLの金融資産から生ずる収益	<u>10,329</u>	11,595
トレーディング損益	10,449	14,047
金融収益合計	<u>40,509</u>	88,972
役務の提供等による収益	77,231	105,987
段階取得に係る差益(注)2	2,762	-
その他	33,783	37,863
営業収益合計	<u>154,285</u>	<u>232,822</u>

(注)1. 金融収益の受取利息は、償却原価で測定される金融資産から生ずるものであります。

2. 前期の段階取得に係る差益は、SBIジャパンネクスト証券株式会社を関連会社から子会社化したことに伴い、当企業グループが支配獲得前に保有していた被取得企業の持分を支配獲得日の公正価値で再評価したことにより発生したものであります。

26 営業費用

営業費用の内訳は次のとおりであります。

(1) 営業原価

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	(5,899)	(6,235)
業務委託費	(8,036)	(8,257)
減価償却費及び償却費	(1,433)	(1,360)
保険事業の保険金等支払金及び 責任準備金等繰入額	(16,810)	(19,458)
その他	(23,097)	(33,162)
営業原価合計	(55,275)	(68,472)

(2) 金融費用

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	(4,612)	(18,526)
金融費用合計	(4,612)	(18,526)

(3) 販売費及び一般管理費

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	(21,657)	(24,529)
業務委託費	(12,509)	(16,166)
減価償却費及び償却費	(6,104)	(10,018)
研究開発費	(2,621)	(2,943)
その他	(32,340)	(42,341)
販売費及び一般管理費合計	(75,231)	(95,997)

(4) その他の費用

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
非金融資産の減損損失 為替差損	(1,180)	(5,354)
その他	(1,159)	(2,771)
その他の費用合計	(2,339)	(8,934)

27 その他の金融収益・費用

その他の金融収益・費用の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
その他の金融収益		
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	604	514
その他の金融収益合計	604	514
その他の金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	(2,968)	(3,839)
その他の金融費用合計	(2,968)	(3,839)

28 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	(4,181)	(13,681)
繰延法人所得税費用	(3,264)	(5,419)
法人所得税費用合計	(7,445)	(19,100)

当企業グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は38.01%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

当該法定実効税率と、連結損益計算書における平均負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	%	%
法定実効税率	38.01	38.01
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.35	1.73
投資事業組合等における非支配持分帰属損益	(12.07)	3.35
投資に係る連結上の一時差異	9.05	(0.35)
評価性引当額の増減	16.14	3.44
その他	(6.92)	2.92
連結損益計算書における平均負担税率	49.56	49.10

29 その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は次のとおりであります。

前期（自2012年4月1日 至2013年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	107	-	107	(357)	(250)
純損益に振替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	8,579	-	8,579	-	8,579
キャッシュ・フロー・ヘッジ	80	(9)	71	(22)	49
合計	<u>8,766</u>	<u>(9)</u>	<u>8,757</u>	<u>(379)</u>	<u>8,378</u>

当期（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	979	-	979	0	979
純損益に振替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	10,745	(244)	10,501	(901)	9,600
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	-	-	-	-
合計	<u>11,724</u>	<u>(244)</u>	<u>11,480</u>	<u>(901)</u>	<u>10,579</u>

30 1株当たり当期利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は次の情報に基づいて算定しております。

なお、2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割後の株式数を基準として逆及的に調整した株式数に基づき、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益		
基本的	3,817	21,439
調整：転換社債型新株予約権付社債	-	158
希薄化後	3,817	21,597
加重平均株式数		
基本的 (株)	217,072,796	216,464,301
調整：ストック・オプション (株)	19,097	6,506
調整：転換社債型新株予約権付社債 (株)	-	6,536,765
希薄化後 (株)	217,091,893	223,007,572
1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)		
基本的 (円)	17.58	99.04
希薄化後 (円)	17.58	96.85

(注) 逆希薄化効果を有するストック・オプションは、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれておりません。

31 キャッシュ・フロー情報

キャッシュ・フローの補足情報は次のとおりであります。

(1) 子会社の取得による支出

取得した子会社に関する前期（2013年3月期）及び当期（2014年3月期）の支払対価の総額は、それぞれ22,206百万円及び2,145百万円であります。また、前期及び当期において、取得した子会社が保有していた取得時の現金及び現金同等物の総額は、それぞれ3,755百万円及び88百万円であります。

(2) 子会社の売却による収入

売却した子会社に関する前期及び当期の受取対価の総額は、それぞれ17,520百万円及び3,798百万円あります。

株式の売却により支配を喪失した子会社の株式売却時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2012年4月1日 至2013年3月31日)	当期 (自2013年4月1日 至2014年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	7,458	911
営業債権及びその他の債権	14,108	1,040
その他資産	1,150	109
資産合計	22,716	2,060
社債及び借入金	6,869	1,656
営業債務及びその他の債務	3,027	80
その他負債	6,955	29
負債合計	16,851	1,765

32 子会社

2014年3月31日現在の当企業グループの重要な子会社は次のとおりであります。

事業セグメント	名称	所在地	議決権の所有割合又は出資比率 %
金融サービス事業	SBIファイナンシャルサービシーズ(株)	日本	100.0
	(株)SBI証券	日本	100.0 (100.0)
	SBIリクイディティ・マーケット(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBI FXトレード(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBIマネープラザ(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBIジャパンネクスト証券(株)	日本	52.8 (9.9)
	SBI損害保険(株)	日本	86.5
	モーニングスター(株)	日本	49.2
	SBIモーゲージ(株)	日本	66.5 (15.2)
	SBIカード(株)	日本	100.0
	SBIリース(株)	日本	100.0 (100.0)
	(株)セムコーポレーション	日本	79.7 (57.1)
	SBIネットシステムズ(株)	日本	100.0 (5.0)
アセットマネジメント事業	SBIキャピタルマネジメント(株)	日本	100.0
	SBIインベストメント(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBIキャピタル(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合	日本	49.8 (6.5)
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	シンガポール	100.0
	SBI KOREA HOLDINGS CO., LTD.	韓国	100.0 (100.0)
	(株)SBI貯蓄銀行	韓国	96.9 (96.9)
	SBIアセットマネジメント(株)	日本	100.0 (100.0)
バイオ関連事業	SBIファーマ(株)	日本	73.2 (73.2)
	SBIアラプロモ(株)	日本	100.0 (100.0)
	SBIバイオテック(株)	日本	77.2 (70.8)
その他	SBIライフリビング(株)	日本	73.3

(注)「議決権の所有割合又は出資比率」欄には、関係会社が投資事業組合等の場合、出資比率を記載しております。また、同欄の()内は、議決権の間接所有割合または間接出資割合で内数であります。

33 関連当事者取引

(1) 関連当事者間取引

当企業グループは以下の関連当事者との取引を行っております。

前期（自 2012年 4月 1日 至 2013年 3月31日）

種類	氏名	職業	関連当事者 との取引の内容	取引金額	未決済残高
				百万円	百万円
役員	北尾 吉孝	当社代表取締役 執行役員社長	子会社の第三者割当増資 に伴う払込（注）	30	-

（注）払込金額は当該第三者割当増資を引き受けた当企業グループ外の第三者と同額であり、支払条件は一括現金払いであります。

当期（自 2013年 4月 1日 至 2014年 3月31日）

該当事項はありません。

(2) 前期及び当期における経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

	前期 (自2012年 4月 1日 至2013年 3月31日)	当期 (自2013年 4月 1日 至2014年 3月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	434	448
退職後給付	3	2
計	437	450

34 偶発債務

(1) ローン・コミットメント

当企業グループは、クレジットカード事業を行っており、当該事業に附帯して、ローン・コミットメントを提供する業務を行っております。

当該ローン・コミットメントの総額は前期末2,239百万円、当期末2,308百万円で、うち未実行額は前期末1,674百万円、当期末1,798百万円であります。

なお、同契約については、顧客の信用状況の変化、その他当企業グループが必要と認めた事由があるときは契約後も随時契約の見直しを行い、与信上の保全措置等を講じており、融資未実行残高が必ずしも当企業グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

(2) 第三者の債務に対する保証

当企業グループは、金融サービス事業において、主に持分法適用会社の顧客である第三者が持分法適用会社に対して負っている債務等に対して保証を行っております。当該保証の割引前の保証債務額は、次のとおりであります。

	前期末 (2013年 3月31日)	当期末 (2014年 3月31日)
	百万円	百万円
第三者の債務に対する保証	277	153

35 その他の重要な事象

当社は、2013年7月16日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、英国ブルーデンシャルグループ傘下の日本法人であるピーシーエー生命保険株式会社（以下、「ピーシーエー生命」という。）の発行済みの全株式を取得する譲渡契約を締結することについて決議し、同日当該譲渡契約を締結いたしました。

なお、株式譲渡実行日については、関係当局の認可等を得た上で実行するため、現時点では未定であります。

(1) 株式の取得の理由

当企業グループはグループ戦略の一環として、以前より生命保険事業への再参入を検討しており、ピーシーエー生命の株式取得によって日本で生命保険事業をスタートするための貴重な機会を得ることができるかと判断したためであります。

(2) 株式取得の相手先会社の名称

Prudential Corporation Holdings Limited

(3) 取得する会社の名称、事業内容及び資本金

1) 会社の名称：ピーシーエー生命保険株式会社

2) 事業内容：保険業

3) 資本金：475億円（2014年3月31日現在）

(4) 取得株式数、取得価額及び取得後の所有株式数等

1) 取得株式数：1,480,000株（議決権の数：1,480,000個）

2) 取得価額：85百万米ドル

3) 取得後の所有株式数等：1,480,000株（議決権の数：1,480,000個）、議決権所有割合：100%

36 後発事象

当社は、2014年6月27日開催の取締役会において、当社の子会社で韓国KOSPI市場に上場するSBIモーゲージ株式会社（事業セグメント：金融サービス事業、事業内容：住宅ローンの貸出・取次業務、火災保険代理店業務）（以下、SBIモーゲージ）について、カーライル・グループに属するCSMホールディングス株式会社が2014年7月1日から実施する予定の公開買付（以下、本公開買付け）に、当社が所有する全ての普通株式12,170,612株を応募する旨の公開買付応募契約を締結することを決議いたしました。また、SBIモーゲージの普通株式を保有する当社の子会社につきましても、所有する全ての普通株式を応募する旨の公開買付応募契約を締結いたしました。なお、本公開買付けが成立した場合は、本公開買付けへの応募により、2015年3月期の連結決算において、株式売却益約140億円を計上する見込みです。

(1) 本公開買付けへの応募の理由

当企業グループは、従前からグループの金融サービス事業における3大コア事業と考える証券・銀行・保険事業との強いシナジーが見込めない事業や、グループ内で重複する事業については、事業売却や株式公開等を行う事業の「選択と集中」を進めており、また今後、3大コア事業の一つである住信SBIネット銀行株式会社において住宅ローン商品の拡充を進めた場合、グループ内において競合状況が発生する可能性も考えられることから、SBIモーゲージにつきましても、2012年4月に同社普通株式を裏付資産として発行された韓国預託証券を韓国KOSPI市場に上場いたしました。

このような状況下、グローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であるカーライル・グループから、SBIモーゲージの親会社である当社に対し、SBIモーゲージ株式の公開買付けの提案があり協議を進めてまいりました。その中で、SBIモーゲージを非公開化し、カーライル・グループの完全子会社として同グループの有するノウハウ等を経営に活かすことがSBIモーゲージの企業価値水準をさらに向上させるうえで最良の選択であるとの提案を受け、公開買付価格につきましても、高い価格の提示を受けたことから、当企業グループが有するSBIモーゲージ株式について、本公開買付けに応募することを決定いたしました。

(2) 当企業グループの応募株式数、価額及び応募前後の所有株式の状況

1) 応募前の所有株式数：15,787,906株（議決権の数：15,787,906個、議決権所有割合：66.50%）

2) 応募予定株式数：15,787,906株（議決権の数：15,787,906個）

（譲渡価額：284,182百万韓国ウォン（1株あたり18,000韓国ウォン））

3) 応募後の所有株式数：0株（議決権の数：0個、議決権所有割合：0.00%）

(3) 公開買付の日程

1) 買付期間：2014年7月1日から2014年8月12日まで

2) 結果公表日：2014年8月13日

3) 決済の開始日：2014年8月21日

(2) 【その他】

当期における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当期
営業収益 (百万円)	80,105	128,114	177,210	232,822
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	30,457	32,997	37,154	38,899
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期) 利益 (百万円)	16,269	17,570	20,185	21,439
基本的 1 株当たり四半期 (当期) 利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	75.17	81.17	93.25	99.04

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	75.17	6.01	12.08	5.79

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) (旧)SBIフューチャーズ株式会社に係る特別口座 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (公告掲載URL: http://www.sbigroup.co.jp/investors/koukoku/)
株主に対する特典	2014年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主を対象に、株主優待を実施します。無料引換申込券及び割引購入申込券の有効期限は、2014年9月末日(当日の消印まで有効)です。 (1) 保有株式数100株(1単元)以上の株主に、当社子会社のSBIアラプロモ株式会社が販売する健康食品(サプリメント)『アラプラス』(45粒入り)2個を無料で進呈する無料引換申込券を1枚贈呈。 (2) 1年を超えて継続保有いただいている株主で、かつ2014年3月31日現在の株主名簿における保有株式が1,000株(10単元)以上の株主には、上記の優待に替えて、『アラプラス』(45粒入り)2個及び健康食品(サプリメント)『アラプラス ゴールド』(90粒入り)2個を無料で進呈する無料引換申込券を1枚贈呈。 なお、単元未満株式(1~99株)のみをお持ちの株主を含むすべての株主に、SBIアラプロモ株式会社が販売する健康食品や化粧品を通常価格から50%割引の優待価格で購入できる割引購入申込券を1枚贈呈。 (注) 1. 1年を超えて継続保有いただいている株主とは、直近3回のすべての基準日(2013年3月31日、2013年9月30日及び2014年3月31日)の当社株主名簿に、同一株主番号で継続して記載または記録されている株主といたします。株式交換により当社株主となった場合は、その直後の基準日から起算し、株式交換以前の時期との通算はいたしません。また相続、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合も、その直後の基準日から起算いたします。 2. 海外各国の医薬品、食品及び化粧品に関する法規制等の関係により、上記無料引換申込券による引換商品並びに割引購入申込券による購入商品の発送先は日本国内に限ります。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ・単元未満株式の買増し請求をする権利
2. 当社と旧SBIフューチャーズ株式会社の株式交換の効力発生日の前日である2009年7月31日において旧SBIフューチャーズ株式会社の株式を特別口座でご所有の株主につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類
2013年7月2日関東財務局長に提出
- (2) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
2013年7月2日関東財務局長に提出
2013年7月25日関東財務局長に提出
2013年12月20日関東財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書
2013年6月27日関東財務局長に提出
2013年6月28日関東財務局長に提出
2013年7月18日関東財務局長に提出
2013年8月13日関東財務局長に提出
2013年10月17日関東財務局長に提出
2013年10月18日関東財務局長に提出
2014年3月17日関東財務局長に提出
2014年6月30日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第15期）（自 2012年4月1日 至 2013年3月31日）2013年6月27日関東財務局長に提出
- (5) 内部統制報告書
2013年6月27日関東財務局長に提出
- (6) 四半期報告書及び確認書
（第16期第1四半期）（自 2013年4月1日 至 2013年6月30日）2013年8月13日関東財務局長に提出
（第16期第2四半期）（自 2013年7月1日 至 2013年9月30日）2013年11月13日関東財務局長に提出
（第16期第3四半期）（自 2013年10月1日 至 2013年12月31日）2014年2月13日関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書及びその添付書類
2013年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
2013年10月17日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号（海外における有価証券の募集）の規定に基づく臨時報告書であります。
2014年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (8) 訂正臨時報告書及びその添付書類
2013年10月18日関東財務局長に提出
2013年10月17日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2014年10月2日

SBIホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望月明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國本望 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIホールディングス株式会社の2013年4月1日から2014年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、SBIホールディングス株式会社及び連結子会社の2014年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. その他の重要な事象に記載のとおり、2013年7月16日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、英国ブルーデンシャルグループ傘下の日本法人であるピーシーエー生命保険株式会社の発行済みの全株式を取得する譲渡契約を締結することについて決議し、同日当該譲渡契約を締結した。
2. 後発事象に記載のとおり、会社は2014年6月27日開催の取締役会において、会社の子会社で韓国KOSPI市場に上場するSBIモーゲージ株式会社について、カーライル・グループに属するCSMホールディングス株式会社が2014年7月1日から実施する予定の公開買付に、会社が所有する全ての普通株式12,170,612株を応募する旨の公開買付応募契約を締結することを決議した。また、SBIモーゲージ株式会社の普通株式を保有する会社の子会社についても、所有する全ての普通株式を応募する旨の公開買付応募契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2014年6月27日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。